

第 26 回



通常総代会資料



南彩農業協同組合

※ 本書は総代会当日必ずお持ちください。

【経営理念】

J A南彩は地域農業振興を通じて「食」と「農」と「環境」を守り、地域社会の発展に貢献する事業活動を展開します。

【経営戦略】

○地域農業戦略の見直し・実践により農業所得の向上に努めます。

○組合員・地域住民のくらしを守るため、総合力を発揮して各種事業活動を通じて総合的な支援を行います。

○総合事業性を発揮するため、J A経営健全性の確立に努めます。

「J A綱領」－わたしたちJ Aのめざすもの－

わたしたちJ Aの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

ごあいさつ

初夏の季節を迎え、本日ここに第26回通常総代会を開催いたしましたところ、皆様には時節柄大変ご多用のところ差繰りご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

常日頃、JAの組織・事業運営に対しまして、格別なるご理解とご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、わが国の経済は、依然として新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響をおよぼしております。しかしながら、ワクチン接種による感染の収束、政府の金融政策や経済対策等により景気が持ち直し、今後回復していくものと見込まれておりますが「先行き不安感」は依然として残ったままです。世界経済におきましてもロシアのウクライナへの軍事侵攻により、エネルギーや資源価格等の高騰が米国や欧州、中国経済に与える影響ははかりしれません。

農業を取り巻く情勢についても、人口減少の進行と急速な高齢化に伴い基幹的農業従事者数は急速に減少しております。その一方で、ドローンや自動農機などを活用した省力化技術やデータ活用など、スマート農業の加速化やデジタル技術の活用が進んでいます。

JAを取り巻く情勢は、超低金利環境の継続等の要因により資金運用環境の好転が見込めずさらに厳しい経営環境が見込まれます。経営の健全性の確保やさらなるガバナンス向上、内部統制強化をすすめ経営基盤の強化に取り組んでまいります。

このような状況において、令和3年度につきましては、令和3年産米の価格下落や農業資材価格（肥料・燃料）の高騰に対して組合員へ助成金の支援を行いました。また、JA南彩合併25周年を迎え記念イベントや「なんさいの日」を制定し、さらにはJA南彩ロゴマークやキャッチコピーも新たに作成しました。組織整備におきましては、今年の3月に蓮田地区で蓮田支店と平野支店が、菖蒲地区でも菖蒲南支店と三箇支店が統合となりました。そして、組合員皆様の視点に立ち事業展開を行なった結果、主な事業実績につきましては、一部事業を除き概ね前年並みの成果を挙げさせていただくことができました。これも偏に組合員皆様方のご支援・ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

なお、詳細につきましては、別記のとおりでございます。

結びに、食と農を基軸とし地域に根ざした協同組合として相互扶助の理念に基づき、地域の皆様に安全・安心な農産物を継続してお届けするため、3年に一度のJA大会で決議されました「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をメインテーマとして『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の3つの基本目標に取り組み「不断の自己改革によるさらなる進化」に挑戦します。

さらには、本格的な世代交代期のなか農業生産構造や実需の変化に対応した事業モデルの転換等を通じて組合員との対話を強化し、自己改革の実践と経済事業の収益力向上・収支改善の両立を進め、役職員一体となり取組んでいく所存でございますので、組合員皆様方のより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年6月10日

南彩農業協同組合
代表理事組合長 菊池 義雄

第26回 通常総代会次第

日 時：令和4年6月10日(金) 午後2時
場 所：蓮田市総合文化会館 ときどきホール

1. 開 会
2. J A綱領唱和
3. 組合長挨拶
4. 来賓挨拶
5. 議長選任
6. 書記の任命
7. 議 事 (第1号議案～第13号議案・附帯決議)
8. 監査報告 (第1号議案上程後)
9. 閉 会

総代の出席状況

総代数	本人出席	代理人出席	議決権行使書面	合 計

第26回 通常総代会提出議案

【報告事項】 第26期（令和3年度）貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の報告について

【決議事項】

第1号議案 第26期（令和3年度）事業報告、剰余金処分案の承認について

第26期（令和3年度）の「事業報告」及び「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。

第26期（令和3年度）の事業報告及び剰余金処分案は本資料（7ページ～69ページ）に記載のとおりです。

第2号議案 施設保守修繕等積立金の変更について

平成21年度通常総代会において設定し、平成26年度通常総代会において、店舗施設等の保守修繕のほか、建替えについても取崩しできるよう積立目的、取崩基準並びに積立目標額の変更を行いました。さらに平成28年度通常総代会において、建築資材等の値上がりを勘案し、積立目標額を変更しましたが、店舗施設等の統合に伴う改修や老朽化の修繕対応により、多額の資金が必要なため、積立目標額の変更を行うものです。

積立金の内容については、本資料（70ページ）に記載のとおりです。

第3号議案 中期3か年計画の設定について

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの「中期3か年計画」のご承認をお願いするものです。中期3か年計画書及び中期計画アクションプランは、本資料（71ページ～91ページ）に記載のとおりです。

第4号議案 第27期（令和4年度）事業計画の設定について

第27期（令和4年度）の「事業計画」のご承認をお願いするものです。

事業計画書については、本資料（93ページ～119ページ）に記載のとおりです。

第5号議案 定款の一部変更について

農協法施行規則並びに令和元年会社法整備法による農協法改正に伴い、必要な規定整備を行うため、定款の一部を変更するものです。

変更の内容については、本資料（120ページ）に記載のとおりです。

第6号議案 第27期（令和4年度）における理事の報酬について

昨年度の支給実績、事業実績、経済環境、また、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会の答申等を考慮し、第27期（令和4年度）の理事31人の報酬は総額60,700千円以内とし、各理事の報酬額、支給方法等は理事会に一任願いたいと存じます。

- 第7号議案** 第27期（令和4年度）における監事の報酬について
昨年度の支給実績、事業実績、経済環境、また、埼玉県JA役員報酬給与等審議会の答申等を考慮し、第27期（令和4年度）の監事7人（うち員外監事1人）の報酬は総額14,400千円以内とし、各監事の報酬額、支給方法等は監事の協議に一任願いたいと存じます。
- 第8号議案** JA南彩組織整備全体構想の一部変更について
第24回通常総代会第19号議案「JA南彩組織整備全体構想」におきまして、10支店とする店舗統合にてご承認をいただきましたが、長引く日銀のマイナス金利政策や新型コロナウイルスの影響等による今後の不透明な経営環境への対応をはかるため、さらなる店舗機能の強化を目指し「JA南彩組織整備全体構想」の一部変更を行うものです。
変更の内容については、本資料（121ページ）に記載のとおりです。
- 第9号議案** 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）
変更の内容については、本資料（122ページ）に記載のとおりです。
- 第10号議案** 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）
変更の内容については、本資料（123ページ）に記載のとおりです。
- 第11号議案** 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）
変更の内容については、本資料（124ページ）に記載のとおりです。
- 第12号議案** 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）
変更の内容については、本資料（125ページ）に記載のとおりです。
- 第13号議案** 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）
変更の内容については、本資料（126ページ）に記載のとおりです。
- 附帯決議** 本日の決議事項について、権利義務に関せざる字句の修正及び行政庁の指示による変更については、その処理を理事会に一任する。
- 【報告事項】** JAバンク基本方針の変更について
変更の内容については、本資料（127ページ～149ページ）に記載のとおりです。

総代会に対する理事の提出書

第26期事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書及び剰余金処分案を別紙のとおり通常総代会に提出します。

令和4年6月10日

南 彩 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長	菊池 義雄	理 事	榎本 孝
常 務 理 事	井上 薫	理 事	小島 義男
常 務 理 事	小林 守	理 事	荒井 肇
常 務 理 事	松岡 昌典	理 事	高橋 博
理 事	杉崎 兼資	理 事	戸田 俊
理 事	高橋 博	理 事	藤沼 秀夫
理 事	田中 隆	理 事	渡邊 仁
理 事	橋本眞砂美	理 事	鈴木 守男
理 事	関根 正一	理 事	木村 豊
理 事	関根耕太郎	理 事	岸 博
理 事	石塚 郁志	理 事	金子 喜雄
理 事	瀬尾富士夫	理 事	関根さと子
理 事	小川 利雄	理 事	矢部 啓子
理 事	常見 淳	理 事	岸 幸子
理 事	吉岡 政広	理 事	濱野 力
理 事	石井 正孝		

目 次

○ 事業報告	
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	
(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果	7
(2) 当該事業年度における事業の経過	8
(3) 当該事業年度における重要事項	12
(4) 財務・事業成績の推移	12
(5) 対処すべき重要な課題	15
(6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	16
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	
(1) 総代会の開催状況	18
(2) 組合員の状況	19
(3) 役員の状況	19
(4) 会計監査人の状況	21
(5) 職員の状況	21
(6) 組織の構成	22
(7) 施設の設置状況	24
(8) 子会社等の状況	26
○ 事業報告の附属明細書	27
○ 貸借対照表	28
○ 損益計算書	30
○ 注記表	32
○ 貸借対照表等の附属明細書	45
○ 剰余金処分案	54
○ 監査報告書	56
○ 部門別損益計算書	61
○ 事業別の明細	62
○ 労働保険事務組合における労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況報告書	69

第26期 事業報告

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和3年度は、需要に見合った計画生産と経営所得安定対策制度の加入促進や業務用米の生産拡大などさまざまな取組みを行いました。長引くコロナ禍の影響で主食用米の消費減少等による米価の下落、また、青果物についてもイベント・量販店・直売所など対面での販売促進活動は自粛を余儀なくされました。そこで、動画配信サイト等を活用した新たなPR販売方法を導入し、管内農産物の消費拡大に取組み、全体の販売取扱実績は2,742百万円（計画対比91.4%）となりました。

信用事業の貯金では、「集める貯金」から「集まる貯金」へのシフトとして、付帯取引拡大を通じて当座性貯金増加による調達コストの削減をはかるため顧客メイン化（年金・給振・JAカード・IB等）の取組みを行い、貯金総額281,419百万円（計画対比98.7%）となりました。貸出金では、「貸出強化プラン」の実践として、住宅ローンおよび賃貸施設資金を中心とした事業資金の獲得に向け、ローンセンターによる営業強化、農業資金での利子補給と保証料助成を活用したJA農機ハウスローンの展開、またWeb広告の活用による効率的なPRでネットローンの取組み強化を行い、貸付留保金を含めた貸出金総額65,311百万円（計画対比100.4%）となりました。

共済事業では「既加入世帯全戸に対する3Q訪問活動・3Qコール活動」また「次世代層との接点強化」を実践し、組合員・利用者の保障拡大をはかりました。そして、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の実現に向けて、ライフプランに合わせた推進活動を展開し、未加入分野の商品の提案や加入分野の保障をより手厚く充実させるための商品提案および次世代層と新たなJAファンの拡大をはかりました。結果、推進総合ポイント（*1）で1,767万ポイント（計画対比103.8%）、重点施策ポイント（*2）で1,265万ポイント（計画対比103.6%）の成果を収めることができました。

生産購買関連事業では、「農業者の所得増大」に向け、銘柄集約によるコスト低減、安定価格、より良い資材の供給等に取り組む、前年度を上回る供給額となりました。また肥料、燃料等の高騰を受け、JAとして農業資材（肥料・燃料）購入者へ助成金の支援を行いました。一方、生活購買関連事業では、依然として続いている新型コロナウイルスの影響により、イベント等の開催ができないことで日用雑貨等の供給額は大きく減少となりました。また葬祭事業については葬儀形態の変化に伴い、取扱いの減少が懸念されましたが、時間を分けた焼香等の工夫を行い、前年度と同様の実績となりました。直売所事業では、巣ごもり需要による一時的な供給額増加の反動が心配されましたが、各直売所の販売努力によりほぼ前年度並みの実績となり、今年度計画も達成しました。購買事業全体で、各直売所の購買品も含め3,168百万円（計画対比99.9%）の取扱いとなりました。

このように、農業、JAを取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本年度は事業利益188百万円当期剰余金も161百万円となり、剰余金処分による事業利用分量配当を提案できますことは、組合員ならびにご利用いただきました多くの皆様のご支援・ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

今後もさらに地域の皆様から期待されるJAとして事業活動に取り組んでまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(*1) 推進総合ポイントとは、重点施策ポイントと短期共済（自動車新規除く）ポイントの合計

(*2) 重点施策ポイントとは、生命総合共済（一時払契約・転換含む）、建物更生共済、自動車共済新規ポイントの合計

(2) 当該事業年度における事業の経過

年 月 日	名 称	内 容 等
3 4 1	監事監査	令和2年度下半期現物棚卸監事監査
7	(仮称) 慈恩寺・河合支店店舗建設委員会	基本計画(案)の一部修正について
7	久喜江面支店店舗建設委員会	基本計画(案)の一部修正について
7.12.22~23.26~27	みのり監査法人決算監査	令和2年度決算監査
14	梨ドレッシング販売開始	J A 南彩特産の梨をたっぷり使用したドレッシング
15	農産物販売促進員(なんさい小町)委嘱式	場所:本店
15	T A C (営農渉外) 進発式	令和3年度事業活動に向けて決意表明 場所:本店
16.20~21	監事監査	令和2年度下半期監事監査
17	新本店完成お披露目会	場所:本店
20	岩槻・春日部管内渉外担当者進発式	場所:岩槻城南支店
26	久喜・菖蒲管内渉外担当者進発式	場所:旧本店
27	蓮田・宮代・白岡管内渉外担当者進発式	場所:蓮田支店
28	営農経済委員会	利用事業について、他
28	米穀共同計算委員会	令和3年産米取組方針について(案)、他
28	定例理事会	第25回通常総代会開催について、他
30	店舗統合に伴う平野地区総代説明会	場所:蓮田支店
30	店舗統合に伴う三箇・寺田地区総代説明会	場所:旧本店
5 14	監事会	会計監査人監査の方法及び結果の相当性判断について、他
19	年金相談会	全管内開催
21	第10回女性部通常総会	場所:本店
26	定例理事会	4月末財務状況について、他
31	総代会支店別議案説明会	第25回通常総代会提出議案事前説明
6 1~2	総代会支店別議案説明会	第25回通常総代会提出議案事前説明
3	株式会社なんさいふぁー夢株主総会	場所:本店
5.12	ドライブラリー	田植え体験と農産物収穫体験 場所:菖蒲カントリーエレベーター隣、他
10	第25回通常総代会	場所:本店
22	第9回青年部通常総会	場所:本店
23	地区代表理事等との意見交換会	場所:春日部支店
24	代表理事等との定期的会合	監査の方針・監査計画の策定に関する事項について、他
24	監事会	内部統制システムに係る監事監査実施規程の制定について
28	(仮称) 慈恩寺・河合支店店舗建設委員会	支店配置の変更について
28	定例理事会	5月末財務状況について、他



T A C (営農渉外) 進発式



第25回通常総代会

年 月 日	名 称	内 容 等
3 7 13	営農・経済事業の成長・効率化に向けた「見える化プログラム」	中間報告会 場所：本店
16～17	J A南彩夏の農機展示会	場所：菖蒲カントリーエレベーター
19	(仮称) 慈恩寺・河合支店店舗建設委員会	建物の配置について、他
19	久喜江面支店店舗建設委員会	建物配置とレイアウトについて
20	金融共済委員会	集金業務見直しに向けた計画策定及び取組みについて、他
21. 26	みのり監査法人計画監査	経営者とのディスカッション、他
26～30	J A南彩合併 25 周年記念イベント	場所：各支店
27	定例理事会	6 月末財務状況について、他
28. 30	J A南彩合併 25 周年記念表彰	28 日：岩槻、春日部、蓮田、宮代 30 日：白岡、久喜、菖蒲
31	なんさいの日	なんさいの日制定
31	なんさいの日 P B 商品特別販売イベント	場所：各農産物直売所
8 10	非常勤理事研修会 (Web 開催)	場所：本店
25	営農経済委員会	令和 3 年産出荷契約米概算金の設定について、他
27	監事会	みのり監査法人監査計画概要説明について、他
27	定例理事会	7 月末財務状況について、他
9 13	監事研修会	令和 3 年度上半期監事監査について
13	監事会	令和 3 年度上半期監事監査の実施について、他
21	営農・経済事業の成長・効率化に向けた「見える化プログラム」	最終報告会 場所：本店
22	営農経済委員会	見える化プログラム最終報告について、他
27	定例理事会	8 月末財務状況について、他
30	監事監査	令和 3 年度上半期現物棚卸監事監査
10 1	監事監査	令和 3 年度上半期現物棚卸監事監査
1. 4. 6. 8. 11～12	渉外担当者下期進発式	1 日：岩槻地区、4 日：春日部地区、6 日：宮代・白岡地区、8 日：菖蒲地区、11 日：久喜地区、12 日：蓮田地区
8	稲作研修	稲刈り J A南彩入組 2 年目職員 場所：菖蒲カントリーエレベーター隣
9. 16	ドライブラリー	稲刈り体験と農産物収穫体験 場所：菖蒲カントリーエレベーター隣、他
14. 20～21	監事監査	令和 3 年度上半期監事監査
18	T A C (営農渉外) 下期進発式	場所：菖蒲南支店
22	金融共済委員会	令和 3 年度上半期仮決算状況について、他
22	営農経済委員会	令和 3 年度上半期仮決算状況について、他
22	総務委員会	令和 3 年度上半期仮決算状況について、他
27	定例理事会	9 月末財務状況及び上半期仮決算について、他



J A南彩合併25周年記念イベント



J A南彩合併25周年記念表彰

年	月	日	名 称	内 容 等
3	11	2.4~5.8~9	みのり監査法人期中監査	経営者とのディスカッション、他
		5	地区代表理事との意見交換会	場所：春日部支店
		8~11.15~17.19	常例検査（本検査）	農協法に基づく検査（埼玉県農林部）
		24	代表理事等との定期的会合	仮決算終了時の監事監査指摘事項に対する改善の取組みについて、他
		24	監事会	常勤監事が出席した重要な会議並びに閲覧・回付を受けた書類について、他
		26	定例理事会	10月末財務状況について、他
12	7		(仮称) 慈恩寺・河合支店店舗建設委員会	入札日程と参加業者選定について、他
		7	久喜江面支店店舗建設委員会	入札日程と参加業者選定について、他
		8	慈恩寺・河合支店店舗新築移転説明会	場所：午前 河合支店、午後 慈恩寺支店
		9	総務委員会	J A 南彩組織整備全体構想の一部変更について、他
		14	営農経済委員会	農業生産支援助成金の支出について（案）、他
		21	定例理事会	11月末財務状況について、他
4	1	13	店舗統合に伴う平野地区組員説明会	場所：平野支店
		14	店舗統合に伴う三箇地区組員説明会	場所：三箇支店
		22. 29	ドライブラリー	野菜収穫体験といちご狩り 場所：菖蒲グリーンセンター隣、他
		27	定例理事会	12月末財務状況について、他
2	7		岩槻城南支店店舗建設委員会	建設委員会委員長・副委員長の選任について、他
		9	女性部本部役員との意見交換会	常勤役員との意見交換会 書面開催
		16	青年部との意見交換会	常勤役員との意見交換会 場所：蓮田支店
		24	代表理事等との定期的会合	監査の方針、監査計画等の策定に関する事項について
		24	監事会	令和4年度代表理事等との定期的会合の実施計画について、他
		28	(仮称) 慈恩寺・河合支店店舗建設委員会	Web 開催 店舗名称について
		28	定例理事会	Web 開催 1月末財務状況及び3月末見込みについて、他
3	7		監事研修会	令和3年度下半期監事監査について
		7	監事会	令和4年度監事監査計画について、他
		7~8	みのり監査法人期中監査	資産査定及び貸倒引当金等の確認、他
		8	組織整備全体構想の見直しによる総代説明会	場所：春日部支店（豊野地区）、春日部東支店（幸松地区）
		9	組織整備全体構想の見直しによる総代説明会	場所：川通支店（川通地区）、新和支店（新和地区）
		14	店舗統合オープンセレモニー	場所：蓮田支店、菖蒲南支店
		18	地鎮祭	久喜江面支店新築工事
		23	岩槻城南支店店舗建設委員会	敷地利用計画について
		23	営農経済委員会	令和3年度決算見込並びに令和4年度の事業計画について、他
		23	金融共済委員会	令和3年度決算見込並びに令和4年度の事業計画について、他
		24	「久喜市と南彩農業協同組合との農業振興拠点整備に向けた基本協定」締結式	場所：久喜市役所本庁舎
		24	総務委員会	令和3年度決算見込並びに令和4年度の事業計画について、他
		24	地鎮祭	(仮称) 慈恩寺・河合支店新築工事
		28	定例理事会	2月末財務状況及び3月末見込みについて、他
		30	「春日部産米を活用した食の新たな地域ブランド創出に向けた実証実験に関する基本協定」調印式	場所：春日部市中央公民館
		31	監事監査	令和3年度下半期現物棚卸監事監査



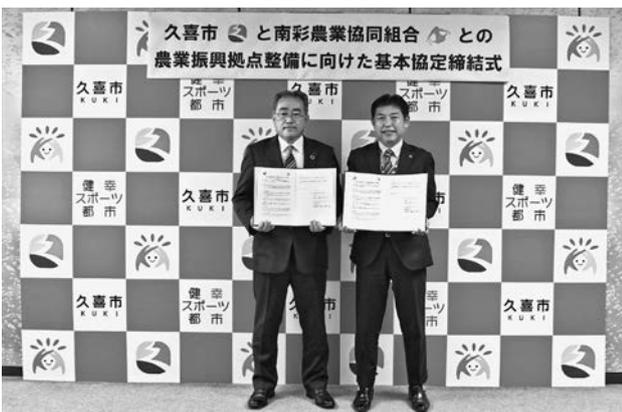
ドライブラリー（野菜収穫体験といちご狩り）



店舗統合式典（蓮田支店）



店舗統合式典（菖蒲南支店）



「久喜市と南彩農業協同組合との農業振興拠点整備に向けた基本協定」締結式



「春日部産米を活用した食の新たな地域ブランド創出に向けた実証実験に関する基本協定」調印式

(3) 当該事業年度における重要事項

- 1) J A南彩合併25周年記念に伴い記念イベントの実施、ロゴマークやキャッチコピーを作成しました。(裏表紙参照) キャッチコピーは「“地域”に寄り添い“未来”に繋ごう」に決定しました。
- 2) 第24回通常総代会において承認いただきましたJ A南彩組織整備全体構想に基づき令和4年3月14日に平野支店と蓮田支店が統合、同日、三箇支店と菖蒲南支店が統合しました。
- 3) 令和4年3月24日に久喜市と南彩農業協同組合との農業振興拠点整備に向けた基本協定を締結しました。
- 4) 令和3年産米の価格下落に対し、支給基準に基づき助成をしました。
 - ・主食用米出荷契約者支援助成額 9,218千円
 - ・自己搬入生産者支援助成額 6,314千円
- 5) 農業資材価格(肥料・燃料)の高騰に対し、支給基準に基づき助成をしました。
 - ・肥料購入者支援助成額 3,646千円
 - ・燃料(灯油・軽油・A重油)利用者支援助成額 2,515千円

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円、%)

区 分	項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当期)
財 務	事業利益	251,551	229,428	209,351	188,672
	経常利益	421,358	405,340	385,301	362,943
	当期剰余金	295,185	308,273	549,228	161,660
	総資産	294,945,608	294,780,945	297,410,540	298,878,422
	純資産	14,895,035	15,061,136	15,438,890	15,253,954
	単体自己資本比率	13.75	13.24	13.64	13.70
信用事業	貯 金	276,220,240	277,107,911	279,684,498	281,419,498
	預 金	215,968,908	209,826,366	206,517,209	200,048,231
	貸出金	55,529,006	57,186,563	60,898,098	64,413,252
	有価証券	6,948,873	9,336,066	11,598,690	16,140,617
	国 債	3,182,347	4,530,070	6,731,845	10,030,607
	その他	3,766,525	4,805,996	4,866,844	6,110,010
共済事業	長期共済保有高	651,961,609	640,485,556	625,701,516	611,150,301
	短期共済新契約掛金	840,368	819,593	823,500	826,908
購買事業	購買品取扱高	3,677,645	3,677,778	3,239,213	3,168,952
	(うち特別会計)	(795,125)	(759,911)	(725,152)	(596,791)
販売事業	受託販売品取扱高	3,155,426	3,034,785	2,938,522	2,780,985
	(うち特別会計)	(608,782)	(587,840)	(594,472)	(602,839)
	買取販売品取扱高	25,717	44,433	96,232	106,726
保管事業	保管事業収益	11,803	8,890	9,975	12,696
指導事業	指導事業支出	38,487	33,481	24,176	23,987

※購買事業、販売事業の特別会計は、農産物直売所の取扱高です。

指導事業

過去4年間の主な事業経過と実績は次のとおりです。

[平成30年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。
 - ・水田活用の所得補償（新規需要米を含む戦略作物等の助成）加入者数314名
- ② 食農教育の一環として親子稲作体験（105家族・325名）、学校ファーム事業（取組校数77校）への支援活動を行いました。
- ③ J A運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ④ 農業・農家後継者をはじめ組合員および組合員子弟の配偶者確保を目的として、婚活（4 J A合同ふれあいパーティー）を開催しました。（12月・10名）
- ⑤ 農産物販売促進員（なんさい小町）による管内農産物のP Rと消費拡大に向け、販売促進活動に取組みました。（販売促進活動 37か所、市場督励 14市場、山始め・反省会2回）
- ⑥ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第9期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。（栽培塾参加者数26名）
- ⑦ 高齢者生活支援として、女性部各支部で認知症サポーター養成講座・ミニデイサービスを開催し介護予防・認知症対策に取組みました。
- ⑧ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。

[令和元年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。
 - ・水田活用の直接支払交付金（新規需要米を含む戦略作物等の助成）加入者数261名
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業（取組校数90校）への支援活動を行いました。
- ③ J A運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ④ 農業・農家後継者をはじめ組合員および組合員子弟の配偶者確保を目的として、婚活（3 J A合同ふれあいパーティー）を開催しました。（10月・12月・19名）
- ⑤ 農産物販売促進員（なんさい小町）による管内農産物のP Rと消費拡大に向け、販売促進活動に取組みました。（販売促進活動 32か所、市場督励 10市場、農産物商談会等5回）
- ⑥ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第10期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。（栽培塾参加者数26名）
- ⑦ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取組みました。（受講者11名）
- ⑧ 高齢者生活支援として、女性部各支部で認知症サポーター養成講座・ミニデイサービスを開催し介護予防・認知症対策に取組みました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。



青年部との意見交換会



販売促進員「なんさい小町」による特産物紹介の動画撮影

[令和2年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。
 - ・水田活用の直接支払交付金（加入者数165名）
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業（取組校数91校）への支援活動を行いました。
- ③ 新型コロナウイルスにかかる農業者向け支援策として、県農林振興センターと連携し、合同相談窓口を開設し、組合員からの相談に対応しました。（4日間・相談者4名）
- ④ 新型コロナウイルス感染症を克服するため、国の助成金を活用し、組合員への支援に取組みました。（経営継続補助金・申請者199名、高収益次期作支援交付金・申請者22名）
- ⑤ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第11期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。（栽培塾参加者数31名）
- ⑥ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取組みました。（受講者11名）
- ⑦ 無料職業紹介所を活用して、梨栽培サポーター制度を導入し、梨生産者への労働力支援に取組みました。（求人3農家 求職者7名）
- ⑧ JA運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。

[令和3年度]

- ① 経営所得安定対策制度を活用し、需要に応じた計画生産のために飼料用米・米粉用米等へ取組み米価の安定につとめました。（加入者254名・面積320ha）
- ② 食農教育の一環として埼玉県と連携し学校ファーム事業（取組校数94校）への支援活動を行いました。
- ③ 積極的な事業展開に伴う多様なニーズに応えるため、農業振興目的積立金を活用し、令和3年度は4つの支援事業を実施しました。（申請50件・支援金額7,339千円）
- ④ 新型コロナウイルス感染症を克服するため、国の助成金を活用し、組合員への支援に取組みました。（経営継続補助金・交付決定者149名、高収益次期作支援交付金・交付決定者24名）
- ⑤ 産地としての維持をはかるため後継者および女性への技術習得支援として、第12期新規ナシ栽培塾を継続的に開催しました。（栽培塾参加者数34名）
- ⑥ 梨生産者の労働力確保のため梨栽培サポーター講座を開催し即戦力となる人材の育成に取組みました。（受講者12名）
- ⑦ 無料職業紹介所を活用して、梨栽培サポーター制度を導入し、梨生産者への労働力支援に取組みました。（求人8農家 求職者23名）
- ⑧ JA運動参画に対する意見交換会を青年部・女性部と行いました。
- ⑨ 関係機関との連携による営農相談、税務相談および栽培研修会を開催しました。



梨栽培サポーター事業



女性部役員研修会

(5) 対処すべき重要な課題

1) 不断の自己改革の実践に向けて

SDGsの取り組みや食料自給率の向上、環境問題へ大きく貢献できる協同組合として環境負荷に配慮しつつ、農業者の所得増大と農業生産の拡大に向けて、不断の自己改革をすすめ、持続可能な食料・農業基盤の確立に取組みます。

2) 営農・経済事業の収支改善への取り組み

既に導入された営農・経済事業の成長・効率化に向けた「見える化プログラム」により、合理化、効率化等につとめ収支の改善をはかります。

3) 店舗再編等への取り組み

不断の自己改革の実践を支える経営基盤強化に向け、組織整備全体構想の実現につとめます。また、この実現により高度な店舗づくりと相談機能強化等サービスの高度化を進めてまいります。

4) 県内広域合併構想への取り組み

県内における広域合併構想については、これまで培った研究事項や成果を基礎に引続き検討を重ねてまいります。

5) 経営の健全性の確保と透明性の向上

早期警戒制度の適用を踏まえたJA行動規範に基づき、将来を見据えた自主的な問題発見と改善に取組み、経営健全性の確保と透明性の向上につとめます。

6) コンプライアンス態勢の強化

当JAは総合事業を運営する協同組合としての社会的使命と協同組合の役割発揮に向け、コンプライアンス態勢を強化し、3つの防衛線（現業部門、リスク管理・コンプライアンス部門、内部監査部門）の堅実な機能発揮により、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、振込詐欺、不祥事等の未然防止により一層取組んでまいります。

【用語説明】

- ・見える化プログラムとは、JAが営農・経済事業の改革を主体的・自立的・継続的に取組めるよう、信連・県中央会・全農県本部が協働してJAを支援し、JAの成長・効率化を通じた収益力向上及び農業者の所得向上を目指すもの。
- ・早期警戒制度とは、収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクの4つの視点から、各々設定された基準に該当した組合に対し、監督当局がその原因や改善策等について、分析・対話を行い、必要な場合に報告徴求命令や業務改善命令を発出するもの。

(6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

1) 「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況について

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築につとめています。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。自主(自店)検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

通常総代会

令和3年6月10日 14時00分開催

総代会日現在総代数		526名
出席総代数	実際に出席した総代	9名
	代理人	0名
	書面	515名
	計	524名
出席した総代でない正組合員数		0名
出席准組合員数		0名

重要な議事及び決議事項

[報告事項] 第25期（令和2年度）貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の報告について

第1号議案 第25期（令和2年度）事業報告、剰余金処分案の承認について

第2号議案 組織整備等積立金の変更について

第3号議案 第26期（令和3年度）事業計画の設定について

第4号議案 定款の一部変更について

第5号議案 共済規程の一部変更について

第6号議案 第26期（令和3年度）における理事の報酬について

第7号議案 第26期（令和3年度）における監事の報酬について

第8号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

第9号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

第10号議案 「不断の自己改革」の実践に関する特別決議（案）について

[附帯決議] 本日の決議事項について、権利義務に関せざる字句の修正及び行政庁の指示による変更については、その処理を理事会に一任する。

[報告事項] J Aバンク基本方針の変更について

(2) 組合員の状況

1) 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退	当期末	増減
正組合員	個人	9,493	210	349	9,354	△139
	(うち女性)	(1,951)	(80)	(72)	(1,959)	(8)
	うち組合員たる資格を失わない者	—	—	—	—	—
	法人	11	—	—	11	—
	その他の法人	11	—	—	11	—
計		9,515	210	349	9,376	△139
准組合員	個人	19,181	485	461	19,205	24
	(うち女性)	(6,890)	(188)	(141)	(6,937)	(47)
	農業協同組合	—	—	—	—	—
	農事組合法人	12	—	—	12	—
	その他の団体	41	3	—	44	3
計		19,234	488	461	19,261	27
合計		28,749	698	810	28,637	△112
備考	当期末正組合員戸数	9,094戸				
	当期末准組合員戸数	18,386戸				

2) 出資口数

(単位：口)

資格区分	前期末現在	当期末現在	増減
正組合員	21,755,694	21,511,056	△244,638
准組合員	6,580,949	7,096,706	515,757
処分未済持分	120,507	193,004	72,497
合計	28,457,150	28,800,766	343,616
適用	(1) 出資1口金額	100円	
	(2) 当期末払込済出資総額	2,880,076,600円	

(3) 役員の状況

1) 役員数

(単位：人)

区分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
理事 (うち常勤)	31 (4)	— (—)	— (—)	31 (4)	26人以上31人以内 (うち常勤3人以上6人以内)
監事 (うち常勤)	7 (1)	— (—)	— (—)	7 (1)	5人以上7人以内 (うち常勤1人以上)
合計 (うち常勤)	38 (5)	— (—)	— (—)	38 (5)	

2) 当期末現在の役員の氏名及び役職

区 分			氏 名	就任年月日	任期満了 年月	摘 要
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
組合長	常勤	有	菊池 義雄	令和2年6月11日	令和5年6月	統括 * 4
常務	常勤	無	井上 薫	令和2年6月11日	"	実務精通理事(管理担当) 株式会社なんさいふぁー夢代表取締役社長 * 4
常務	常勤	無	小林 守	令和2年6月11日	"	実務精通理事(金融共済担当) * 4
常務	常勤	無	松岡 昌典	令和2年6月11日	"	実務精通理事(営農経済担当) 株式会社なんさいふぁー夢取締役 * 4
理事	非常勤	無	杉崎 兼資	令和2年6月11日	"	金融共済担当 * 4
理事	非常勤	無	高橋 博	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 1、* 3、* 4
理事	非常勤	無	田中 隆	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	橋本真砂美	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	関根 正一	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	関根耕太郎	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3
理事	非常勤	無	石塚 郁志	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	瀬尾富士夫	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	小川 利雄	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	常見 淳	令和2年6月11日	"	金融共済担当 * 3
理事	非常勤	無	吉岡 政広	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	石井 正孝	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	榎本 孝	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	小島 義男	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	荒井 肇	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3
理事	非常勤	無	高橋 博	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 2、* 3
理事	非常勤	無	戸田 俊	令和2年6月11日	"	総務担当 * 4
理事	非常勤	無	藤沼 秀夫	令和2年6月11日	"	金融共済担当
理事	非常勤	無	渡邊 仁	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	鈴木 守男	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	木村 豊	令和2年6月11日	"	総務担当 * 3
理事	非常勤	無	岸 博	令和2年6月11日	"	金融共済担当 * 3、* 4
理事	非常勤	無	金子 喜雄	令和2年6月11日	"	営農経済担当 * 4
理事	非常勤	無	関根さと子	令和2年6月11日	"	金融共済担当、女性理事 * 4
理事	非常勤	無	矢部 啓子	令和2年6月11日	"	金融共済担当、女性理事 * 4
理事	非常勤	無	岸 幸子	令和2年6月11日	"	営農経済担当、女性理事
理事	非常勤	無	濱野 力	令和2年6月11日	"	営農経済担当、青年部理事 * 3
代表監事	非常勤	—	高崎 光英	令和2年6月11日	"	
常勤監事	常勤	—	木村 光之	令和2年6月11日	"	実務精通監事、株式会社なんさいふぁー夢監査役
監事	非常勤	—	関根 文男	令和2年6月11日	"	
監事	非常勤	—	杉崎 國昭	令和2年6月11日	"	
監事	非常勤	—	折原 史年	令和2年6月11日	"	
監事	非常勤	—	川鍋 優	令和2年6月11日	"	
員外監事	非常勤	—	矢作 俊信	令和2年6月11日	"	員外

* 1 * 1の理事は、3区の和土地区から選出された理事です。

* 2 * 2の理事は、18区の百間地区から選出された理事です。

* 3 市・町より認定農業者として認められた者。

* 4 当組合において、農畜産物の販売その他組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者。

(注) 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 福島英樹氏および公認会計士 岡田正治氏であります。

(5) 職員の状況

(単位：人)

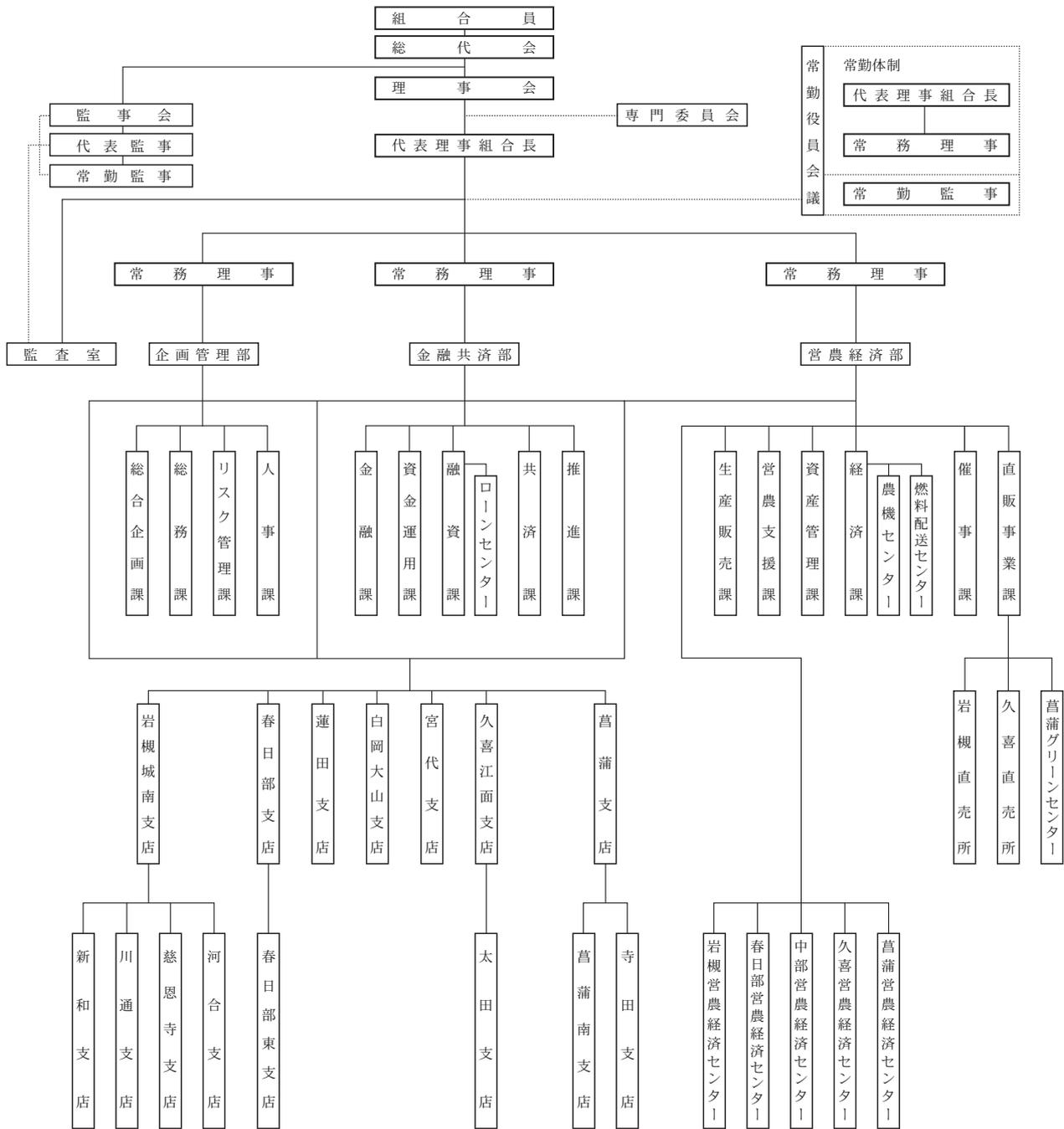
区分	前期末	当期増	当期減	当期末			
				男	女	計	
職員数	一般職員	303(3)	18	31(1)	191(2)	99	290(2)
	営農指導員	18(1)	3(1)	3	17(2)	1	18(2)
	生活指導員	—	—	—	—	—	—
合計		321(4)	21(1)	34(1)	208(4)	100	308(4)
嘱託職員		10(1)	5	4	9(1)	2	11(1)

(注)

1. 職員数は、パート、アルバイトおよび被出向の職員を除き、出向者、休職者および常勤嘱託を含めた人数を記載しています。なお、()内は内数で出向者の人数です。また、当期末職員数には期末退職者を含みません。
2. 営農指導員は、主として生産出荷の技術指導、農家の経営指導等の業務に従事する職員の人数を、生活指導員は、主として農家の衣食住の改善、家政等の指導業務に従事する職員の人数を記載しています。
3. 当期末計の合計のうち、営農指導員資格認証取得者数は33人です。

(6) 組織の構成

1) 組織の機構



2) 組合員組織

管内名	組織名	組織数	構成員数
岩 槻	農家組合	73	1,497
	いわつき農業団体連合会	1	119
春日部	農家組合	95	1,541
	春日部園芸部	1	31
蓮 田	農家組合	56	1,020
	果実連合会	1	36
	植木花き生産組合	1	14
	酪農組合	1	4
	黒浜野菜共販連絡協議会	1	16
宮 代	農家組合	39	757
	稲作研究会	1	15
白 岡	農家組合	63	1,123
	蔬菜部会	1	7
	白岡市梨出荷連合会	1	50
	青色申告会	1	27
久 喜	農家組合	69	1,078
	梨組合	1	25
	胡瓜組合	1	3
	ライスセンター利用組合	21	193
	営農集団連絡協議会	8	98
菖 蒲	農家組合	81	1,529
	苺組合	8	32
	梨出荷組合	13	45
	胡瓜出荷組合	6	23
	茄子出荷組合	2	5

全管内	組織名	組織数	構成員数
	J A 南彩農産物直売所連絡会議・協議会	4	495
	青年部	1	87
	女性部	7	452
	特別栽培米生産者の会	1	40
	苺共販部会	1	32
	青パパイヤ研究会	1	115
担い手育成 支援組織	駒崎転作組合	1	61
	太田新井営農組合	1	3
	久喜地区営農組合	1	43
J A 友の会組織	年金友の会	1	17,058
	共済友の会	7	1,575
	組合員ふれあいゴルフ会	7	802
	資産管理友の会	5	209

当組合の組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況

1) 組合の施設の状況

種別	名称	構造	面積	所在地	職員数	摘要
本店	本店	鉄筋コンクリート	1,451㎡	春日部市南二丁目4番30号	85	
支店	岩槻城南支店	〃	682㎡	さいたま市岩槻区城南四丁目1番39号	16	
〃	新和支店	〃	329㎡	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎1081番地の1	6	
〃	川通支店	〃	341㎡	さいたま市岩槻区大字大口255番地	5	
〃	慈恩寺支店	〃	346㎡	さいたま市岩槻区大字慈恩寺256番地の8	7	
〃	河合支店	〃	304㎡	さいたま市岩槻区大字平林寺423番地の5	7	
〃	春日部支店	鉄骨造	590㎡	春日部市南二丁目5番37号	20	
〃	春日部東支店	〃	310㎡	春日部市大字八丁目330番地の1	9	
〃	蓮田支店	〃	510㎡	蓮田市東二丁目4番20号	20	
〃	宮代支店	〃	511㎡	南埼玉郡宮代町宮代三丁目790番地の1	14	
〃	白岡大山支店	〃	578㎡	白岡市白岡1176番地の1	17	
〃	久喜江面支店	〃	281㎡	久喜市北青柳73番地	16	
〃	太田支店	〃	216㎡	久喜市吉羽二丁目15番地18	6	
〃	菖蒲支店	〃	306㎡	久喜市菖蒲町菖蒲902番地の1	11	
〃	菖蒲南支店	〃	733㎡	久喜市菖蒲町小林238番地	13	
〃	寺田支店	〃	249㎡	久喜市菖蒲町三箇2249番地	6	賃借
営農経済センター	岩槻営農経済センター	鉄筋コンクリート	335㎡	さいたま市岩槻区大字柏崎802番地の1	6	
〃	春日部営農経済センター	鉄骨造	1,131㎡	春日部市南二丁目4番30号	3	
〃	中部営農経済センター	〃	272㎡	蓮田市大字黒浜3108番地の1	10	
〃	久喜営農経済センター	〃	65㎡	久喜市下清久61番地	7	
〃	菖蒲営農経済センター	〃	733㎡	久喜市菖蒲町小林238番地	6	
直売所	岩槻直売所	〃	145㎡	さいたま市岩槻区城南四丁目1番40号	1	
〃	久喜直売所	〃	242㎡	久喜市本町三丁目16番40号	—	
〃	菖蒲グリーンセンター	〃	640㎡	久喜市菖蒲町小林227番地	4	補助事業
ローンセンター	ローンセンター	〃	203㎡	春日部市上蛭田441番地の1	5	
農機センター	農機センター	〃	324㎡	蓮田市大字閩戸2938番地の1	6	補助事業
燃料配送センター	燃料配送センター			久喜市樋ノ口15番地の1 (全農東部総合センター内)	2	賃借
食材センター	食材センター		55㎡	蓮田市大字黒浜3108番地の1 (旧黒浜支店敷地内)	—	

種 別	名 称	構 造	面 積	所在地	職員数	摘 要
倉庫	久喜営農経済センター テント倉庫	鉄骨造合成 樹脂	370㎡	久喜市下清久 60 番地の 1	—	
集出荷所	岩槻農産物共販センター	鉄骨造	1,921㎡	さいたま市岩槻区大字黒谷 427 番地の 1	—	補助事業
選果施設	蓮田平野梨選果場	”	2,400㎡	蓮田市大字根金 1276 番地の 1	—	”
”	久喜梨選果場	”	750㎡	久喜市除堀 352 番地の 1	—	”
”	菖蒲梨選果場	”	1,415㎡	久喜市菖蒲町下栢間 948 番地	—	”
R C	白岡ライスセンター	”	875㎡	白岡市岡泉 1521 番地の 1	—	”
”	久喜ライスセンター	”	1,005㎡	久喜市下清久 61 番地	—	”
C E	菖蒲カントリーエレベーター	”	2,054㎡	久喜市菖蒲町下栢間 941 番地の 1	—	”
農産物加工所	菖蒲漬物加工所	”	78㎡	久喜市菖蒲町小林 2260 番地の 2	—	”
温室ハウス	苺養液栽培ハウス	ビニールハウス	2,042㎡	久喜市菖蒲町小林 395 番地	—	”
子会社	なんさい ふぁー夢	鉄骨造	211㎡	久喜市菖蒲町小林 2302 番地	2	
合 計				39 箇所	310 人	

(注) 職員数は、正職員（当期末退職者含む）の人数を記載しています。

2) 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

当組合の信用事業にかかる特定信用事業代理業者はありません。共済事業にかかる委託施設の状況は次のとおりです。

ア. 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	88	0	0	88

(8) 子会社等の状況

会 社 名	株式会社なんさいふぁー夢
代表取締役社長	井上 薫
設 立 年 月 日	平成 30 年 9 月 10 日
所 在 地	埼玉県久喜市菖蒲町小林 2302 番地
事 業 内 容	1. 農作物の生産及び販売 2. 農作業の受委託事業 3. 苗の生産・販売 4. 新規就農者の研修・育成事業 5. 農産物の加工・加工品の販売
資本金総額（発行済株式）	30,000 千円（600 株）
うち組合出資額（組合保有株数）	30,000 千円（600 株）
議決権保有割合	100%
売 上 高	25,314 千円
営 業 利 益	△ 21,587 千円
経 常 利 益	795 千円
当 期 純 利 益	615 千円
役 員 数	4 名
うち組合役員との兼職者数	3 名
うち組合職員との兼職者数 （出向者を含む）	1 名
社 員 数	8 名
うち組合からの出向職員 （兼職者を含む）	2 名

(注) J A 南彩から事務所・倉庫等の賃借料および出向職員の人件費として18,697千円の経済的利益を受けております。

第26期 事業報告の附属明細書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

○役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた 報酬等限度額
理 事	60,243	60,700
監 事	14,275	14,400
合 計	74,518	75,100

○役員等の兼職等の明細

区 分			氏 名	兼職先名 又は兼業事業名	兼職等先での 役職名
役職名	常勤 非常勤の別	代表権の 有無			
代 表 理 事 組 合 長	常 勤	有	菊池 義雄	埼玉県米麦改良協会	理 事
				埼玉県農協総合審議会	委 員
				さいたま市都市農業審議会	委 員
常務理事	常 勤	無	井上 薫	(株) なんさい ふあー夢	代表取締役社長
常務理事	常 勤	無	松岡 昌典	(株) なんさい ふあー夢	取締役
常勤監事	常 勤	無	木村 光之	(株) なんさい ふあー夢	監査役

○役員との間の取引の明細

(単位：千円)

役職等	取引内容及び金額		
	取引の種類	取引金額	
理事（3名）	金銭の貸付	当期首残高	218,238
		当期末残高	255,803
		当期増減額	37,565
理事（1名）	購 買 品	当期取引額	6,710

第26期 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

資		産	
科	目	金	額
(資産の部)			
1	信用事業資産		281,612,162
	(1) 現金		1,035,785
	(2) 預金		200,048,231
		200,048,191	
	系統預金		
	系統外預金	40	
	(3) 有価証券		16,140,617
		10,030,607	
	国債		
	地方債	3,200,950	
	政府保証債	300,930	
	社債	2,038,910	
	受益証券	569,220	
	(4) 貸出金		64,413,252
	(5) その他の信用事業資産		177,384
		145,331	
	未収収益		
	その他の資産	32,052	
	(6) 貸倒引当金		△ 203,108
2	共済事業資産		29,110
	(1) その他の共済事業資産		29,110
3	経済事業資産		703,380
	(1) 経済事業未収金		462,082
	(2) 経済受託債権		102,715
	(3) 棚卸資産		135,211
		132,489	
	購買品		
	その他の棚卸資産	2,722	
	(4) その他の経済事業資産		4,846
	(5) 貸倒引当金		△ 1,475
4	雑資産		257,821
	(1) 雑資産		257,994
	(2) 貸倒引当金		△ 172
5	固定資産		3,172,397
	(1) 有形固定資産		3,151,626
		3,886,882	
	建物		
	機械装置	843,497	
	土地	1,631,351	
	建設仮勘定	33,527	
	その他有形固定資産	1,520,534	
	減価償却累計額	△ 4,764,167	
	(2) 無形固定資産		20,770
6	外部出資		12,793,783
	(1) 外部出資		12,793,783
		12,273,902	
	系統出資		
	系統外出資	489,881	
	子会社等出資	30,000	
7	繰延税金資産		309,766
資産の部合計			298,878,422

負債及び純資産			
科目		金額	
(負債の部)			
1	信用事業負債	281,463,010	
	(1) 貯金	281,419,498	
	(2) 借入金	3,917	
	(3) その他の信用事業負債	39,595	
	未払費用	14,173	
	その他の負債	25,422	
2	共済事業負債	689,332	
	(1) 共済資金	267,637	
	(2) 未経過共済付加収入	416,564	
	(3) 共済未払費用	2,742	
	(4) その他の共済事業負債	2,389	
3	経済事業負債	502,329	
	(1) 経済事業未払金	326,709	
	(2) 経済受託債務	175,620	
4	雑負債	337,187	
	(1) 未払法人税等	38,186	
	(2) 資産除去債務	8,048	
	(3) その他の負債	290,952	
5	諸引当金	632,606	
	(1) 賞与引当金	97,219	
	(2) 退職給付引当金	504,095	
	(3) 役員退職慰労引当金	31,291	
負債の部合計		283,624,467	
(純資産の部)			
1	組合員資本	15,577,804	
	(1) 出資金	2,880,076	
	(2) 利益剰余金	12,717,027	
	利益準備金	4,457,490	
	その他利益剰余金	8,259,537	
	肥料共同購入積立金	3,955	
	経営基盤強化目的積立金	58,872	
	組織整備等積立金	1,000,000	
	収穫調整用施設修繕等目的積立金	65,490	
	施設保守修繕等積立金	500,000	
	農業生産支援積立金	81,000	
	財務基盤強化目的積立金	1,110,000	
	くらしの活動推進目的積立金	100,000	
	直売所施設整備等目的積立金	700,000	
	農業振興目的積立金	75,000	
	組織基盤強化目的積立金	20,000	
	税効果会計積立金	224,799	
	特別積立金	3,531,339	
	当期末処分剰余金	789,080	
	(うち当期剰余金)	(161,660)	
	(3) 処分未済持分	△ 19,300	
2	評価・換算差額等	△ 323,849	
	(1) その他有価証券評価差額金	△ 323,849	
純資産の部合計		15,253,954	
負債及び純資産の部合計		298,878,422	

第26期
（ 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで ）
損益計算書

南彩農業協同組合
(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業総利益	2,905,044
事業収益	5,126,017
事業費用	2,220,972
(1) 信用事業収益	1,771,640
資金運用収益	1,683,618
(うち預金利息)	(995,591)
(うち有価証券利息)	(81,681)
(うち貸出金利息)	(544,786)
(うちその他受入利息)	(61,559)
役務取引等収益	62,634
その他事業直接収益	2,576
その他経常収益	22,811
(2) 信用事業費用	200,015
資金調達費用	6,317
(うち貯金利息)	(5,886)
(うち給付補てん備金繰入)	(358)
(うちその他支払利息)	(71)
役務取引等費用	14,332
その他経常費用	179,365
(うち貸倒引当金繰入額)	(6,615)
信用事業総利益	1,571,625
(3) 共済事業収益	1,118,228
共済付加収入	1,029,585
その他の収益	88,642
(4) 共済事業費用	111,683
共済推進費	82,022
共済保全費	11,387
その他の費用	18,273
共済事業総利益	1,006,544
(5) 購買事業収益	2,162,643
購買品供給高	2,031,324
購買手数料	111,826
その他の収益	19,491
(6) 購買事業費用	1,887,073
購買品供給原価	1,679,326
購買品供給費	76,302
その他の費用	131,444
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 240)
購買事業総利益	275,569
(7) 販売事業収益	252,152
販売品販売高	106,726
販売手数料	138,728
その他の収益	6,697
(8) 販売事業費用	213,492
販売品販売原価	100,131
その他の費用	113,361
販売事業総利益	38,659
(9) 保管事業収益	12,696
(10) 保管事業費用	692
保管事業総利益	12,003

科 目		金 額
(11)	利用事業収益	78,954
(12)	利用事業費用	75,527
利用事業総利益		3,427
(13)	宅地等供給事業収益	21,046
(14)	宅地等供給事業費用	1,417
宅地等供給事業総利益		19,629
(15)	福祉事業収益	-
(16)	福祉事業費用	5
福祉事業総損失		5
(17)	指導事業収入	1,578
(18)	指導事業支出	23,987
指導事業収支差額		△ 22,409
2 事業管理費		2,716,372
(1)	人件費	2,025,143
(2)	業務費	293,978
(3)	諸税負担金	97,700
(4)	施設費	291,316
(5)	その他事業管理費	8,232
事業利益		188,672
3 事業外収益		199,322
(1)	受取雑利息	288
(2)	受取出資配当金	138,446
(3)	賃貸料	44,466
(4)	雑収入	16,120
4 事業外費用		25,051
(1)	支払雑利息	579
(2)	寄付金	100
(3)	貸倒引当金繰入額	0
(4)	雑損失	24,372
経常利益		362,943
5 特別利益		98,896
(1)	固定資産処分益	97,793
(2)	その他の特別利益	1,103
6 特別損失		195,933
(1)	固定資産処分損	52,592
(2)	減損損失	143,340
税引前当期利益		265,906
法人税、住民税及び事業税		72,189
法人税等調整額		32,056
法人税等合計		104,246
当期剰余金		161,660
当期首繰越剰余金		461,372
会計方針の変更による累積的影響額		△ 9,952
遡及処理後当期首繰越剰余金		451,420
固定資産除却・処分積立金取崩額		50,000
農業生産支援積立金取崩額		19,000
農業振興目的積立金取崩額		7,000
固定資産減損会計目的積立金取崩額		100,000
当期末処分剰余金		789,080

第26期 注記表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）
 - ア. 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - イ. 子会社株式：移動平均法による原価法
 - ウ. その他有価証券
 - a. 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
 - b. 時価のないもの：移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - ア. 購買品
主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - イ. その他の棚卸資産
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は平均残存期間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員のリ退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。

（4）収益および費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 利用事業

カントリーエレベーター、ライスセンター、共同選果場、農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（5）消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

（6）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

（7）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 会計基準等の改正に伴う変更について

① 収益認識に関する会計基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

ア 代理人取引

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

イ 米の県域共同計算

販売事業の米穀県域共同計算において、従来は、生産者に概算金を支払った時点で収益を認識しておりましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が1,031,403千円減少し、購買事業費用が1,031,403千円減少、販売事業収益が2,250千円減少し、販売事業総利益が2,250千円減少、利用事業収益が1,909千円減少し、利用事業費用が1,909千円減少しています。これにより、事業収益が1,035,563千円減少し、事業費用が1,033,312千円減少、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ2,250千円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高が9,952千円減少しています。

② 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当該事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 143,340千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金に関する会計上の見積り

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 204,756千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産にかかる圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

建 物	269,990千円
機械装置	53,813千円
車両運搬具	1,458千円
土 地	402,000千円
器具備品	28,062千円
計	755,323千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両187台については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	4,000,000千円	為替決済に関する保証金

(4) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 13,640千円

子会社等に対する金銭債務の総額 24,790千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	255,803千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	－千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は41,709千円、危険債権額は219,627千円です。なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権です。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は261,336千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	25,318千円
うち事業取引高	21,717千円
うち事業取引以外の取引高	3,600千円
② 子会社等との取引による費用総額	728千円
うち事業取引高	658千円
うち事業取引以外の取引高	70千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産および資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

J A全体の共用資産は、本店、催事課、食材センター、農機センター、燃料配送センターとし、各地域の共用資産は、営農経済センター、RC、CE、選果施設、集出荷所としています。

② 当該資産又は資産グループの概要ならびに減損損失の金額およびその内訳
当期に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類・金 額	その他
川通支店	営業店舗	建物 13,486千円 土地 45,074千円	
河合支店	営業店舗	建物 12,040千円	
春日部東支店	営業店舗	建物 13,514千円 土地 47,662千円	
菖蒲支店	営業店舗	建物 11,561千円	

③ 減損損失を認識するに至った経緯

川通支店、春日部東支店、菖蒲支店については、店舗廃止の意思決定に伴い帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として計上しています。

④ 回収可能価額の算定方法

菖蒲支店の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、川通支店、河合支店、春日部東支店の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は3.4%です。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員、地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券・受益証券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%下落したものと想定した場合には、経済価値が12,711千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	200,048,231	200,050,031	1,800
有価証券			
満期保有目的の債券	3,163,457	2,974,630	△188,827
その他有価証券	12,977,160	12,977,160	—
貸出金(*1,2)	65,369,014		
貸倒引当金(*3)	△203,108		
貸倒引当金控除後	65,165,906	64,971,052	△194,854
経済事業未収金	462,082		
貸倒引当金(*4)	△1,475		
貸倒引当金控除後	460,606	460,606	—
資産計	281,815,360	281,433,479	△381,881
貯金	281,419,498	281,415,043	△4,455
負債計	281,419,498	281,415,043	△4,455

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金57,621千円を含めています。

(*2) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(*4) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格により算定しています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	12,793,783

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	200,048,191	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	3,163,457
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	101,180	204,780	—	98,590	12,572,610
貸出金(*1,2)	4,411,828	3,660,956	3,499,864	3,350,413	3,169,928	47,217,585
経済事業未収金(*3)	462,082	—	—	—	—	—
合計	204,922,101	3,762,136	3,704,644	3,350,413	3,268,518	62,953,652

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）220,512千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3か月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等816千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	272,104,630	5,480,839	2,992,336	407,837	433,853	—
合計	272,104,630	5,480,839	2,992,336	407,837	433,853	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	391,637	398,480	6,842
	政府保証債	199,750	201,580	1,829
	小計	591,387	600,060	8,672
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	2,572,070	2,374,570	△ 197,500
	合計	3,163,457	2,974,630	△ 188,827

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	債券 国債	907,830	898,817	9,012
	地方債	2,242,570	2,158,547	84,022
	政府保証債	101,180	100,000	1,180
	社債	102,310	100,000	2,310
	小計	3,353,890	3,257,364	96,525
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	債券 国債	6,159,070	6,550,337	△ 391,267
	地方債	958,380	1,004,952	△ 46,572
	特別法人債	188,560	200,000	△ 11,440
	社債	1,748,040	1,811,810	△ 63,770
	受益証券	569,220	600,000	△ 30,780
小計	9,623,270	10,167,100	△ 543,830	
合計	12,977,160	13,424,465	△ 447,305	

なお、上記差額から繰延税金資産123,456千円を差し引いた額△323,849千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	305,486	2,576	-
合計	305,486	2,576	-

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）および特定退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,370,051千円
勤務費用	125,662千円
利息費用	1,861千円
数理計算上の差異の発生額	△56,678千円
退職給付の支払額	△119,245千円
期末における退職給付債務	2,321,651千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,874,000千円
期待運用収益	17,552千円
数理計算上の差異の発生額	△389千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	56,755千円
特定退職金共済制度への拠出金	61,251千円
退職給付の支払額	△104,534千円
期末における年金資産	1,904,636千円

④ 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,321,651千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,127,025千円
特定退職金共済制度	△777,611千円
未積立退職給付債務	417,015千円
未認識数理計算上の差異	87,079千円
貸借対照表計上額純額	504,095千円
退職給付引当金	504,095千円

⑤ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	125,662千円
利息費用	1,861千円
期待運用収益	△17,552千円
数理計算上の差異の費用処理額	△37,083千円
合計	72,888千円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです（または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです）。

・ 確定給付型年金制度（DB）	
一般勘定	100%
・ 特定退職金共済制度	
債券	64%
年金保険投資	27%
現金および預金	4%
その他	5%
合計	100%

※ 一般勘定とは、全国共済農業協同組合連合会において、企業年金制度の資産等を1つの勘定で運用していることをいいます。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.08%
長期期待運用収益率	
確定給付型年金制度	1.13%
特定退職金共済制度	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込み額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,809千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込み額は、268,166千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	139,130千円
その他有価証券評価差額金	123,456千円
減損損失	88,522千円
賞与引当金超過額	26,832千円
子会社寄付金等調整額	18,540千円
減価償却超過額	9,050千円
役員退職慰労引当金	8,636千円
借地権	8,573千円
未払費用否認額	4,461千円
未払事業税	3,723千円
資産除去債務	2,221千円
有価証券の有税評価損	965千円
棚卸資産の有税評価損	880千円
貸倒引当金超過額	828千円
その他	491千円
繰延税金資産小計	436,315千円
評価性引当額	△118,570千円
繰延税金資産合計 (A)	317,745千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益	△7,967千円
有形固定資産 (除去費用)	△11千円
繰延税金負債合計 (B)	△7,979千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	309,766千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等の損金不算入額	1.6%
寄付金の損金不算入額	2.0%
受取配当等の益金不算入額	△7.3%
事業利用分量配当	△1.8%
住民税均等割額	2.7%
評価性引当額の増減	15.8%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針にかかる事項に関する注記（４）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 資産除去債務に関する注記

（１）資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は０年～３年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,025千円
時の経過による調整額	23千円
期末残高	8,048千円

（２）貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、事業所等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業所等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

12. その他の注記

（１）リース会計基準に基づく注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1年以内	5,046千円
1年超	12,106千円
合計	17,153千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

第26期 貸借対照表等の附属明細書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	2,845,715	61,249	26,887	2,880,076
利益剰余金	12,611,106	1,347,660	1,241,739	12,717,027
利益準備金	4,347,490	110,000	—	4,457,490
その他利益剰余金	8,263,615	1,237,660	1,241,739	8,259,537
肥料共同購入積立金	3,955	—	—	3,955
経営基盤強化目的積立金	58,872	—	—	58,872
組織整備等積立金	500,000	500,000	—	1,000,000
収穫調整用施設修繕等目的積立金	45,490	20,000	—	65,490
固定資産除却・処分積立金	50,000	—	50,000	—
施設保守修繕等積立金	370,000	130,000	—	500,000
農業生産支援積立金	100,000	—	19,000	81,000
財務基盤強化目的積立金	1,010,000	100,000	—	1,110,000
くらしの活動推進目的積立金	100,000	—	—	100,000
直売所施設整備等目的積立金	550,000	150,000	—	700,000
農業振興目的積立金	82,000	—	7,000	75,000
組織基盤強化目的積立金	20,000	—	—	20,000
固定資産減損会計目的積立金	100,000	—	100,000	—
税効果会計積立金	224,799	—	—	224,799
特別積立金	3,531,339	—	—	3,531,339
当期末処分剰余金	1,507,207	337,660	1,055,786	789,080
処分未済持分	△ 12,050	△ 19,300	△ 12,050	△ 19,300
合 計	15,434,818	1,389,608	1,246,623	15,577,804

(注) 当期末処分剰余金の当期首残高は、会計方針の変更による累積的影響額△9,952千円が含まれています。

<目的積立金一覧表>

	肥料共同購入積立金	経営基盤強化目的積立金	組織整備等積立金
積立目的	肥料価格の期中変動があった場合は、農家負担の軽減をはかり、農家の経営安定に資することを目的とする。	埼玉県農業協同組合中央会が平成2年度から実施する「埼玉県農協経営化対策事業」に参画するとともに、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。	組織整備等の実践による施設整備のために多額の資金を要するため、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。
総代会	合併時持ち込み	合併時持ち込み	第7回通常総代会
設定	平成8年4月	平成8年4月	平成15年6月10日
取崩基準	肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、積立額を限度額として、価格上昇相当額を取崩す。	埼玉県農協経営化対策事業の目的を達成しこの組合へ基金が返還される事業年度にその金額を取崩す。	積立目的が完了した年度に取崩す。
積立目標額	3,955,650円	58,872,000円	1,000,000,000円
累計積立額	3,955,650円	58,872,000円	1,000,000,000円

	収穫調整用施設修繕等目的積立金	施設保守修繕等積立金	農業生産支援積立金
積立目的	ライスセンター・コントリーエレベーターの施設修繕等整備に多額の資金を要するため、この組合の財務健全性を確保することを目的とする。	この組合の店舗施設等の保守修繕並びに建替えに要する資金準備を目的とする。	農産物の販売価格が天候不順等の影響により、大きく変動し下落が生じた場合や、急激な生産コストの上昇時、ならびに農業経営に支障をきたす様な不測の事態に備え、組合員の安定した農業経営をはかることを目的とする。
総代会	第9回通常総代会	第14回通常総代会	第15回通常総代会
設定	平成17年6月10日	平成22年6月10日	平成23年6月10日
取崩基準	修繕等が必要となった年度において、当該費用等の額以内で一部を含め取崩す。	店舗施設等の保守修繕並びに建替え及び車両・備品の更新が行われた年度に、当該費用の金額以内で取崩す。	急激な農産物の販売価格の下落や生産資材等のコスト上昇により、農業経営に支障を及ぼすような事態が発生した場合、当組合が農家組合員の支援に要した費用相当額を取崩す。
積立目標額	230,000,000円	500,000,000円	100,000,000円
累計積立額	65,490,000円	500,000,000円	81,000,000円

	財務基盤強化目的積立金	くらしの活動推進目的積立金	直売所施設整備等目的積立金
積立目的	自己資本比率算出の新基準の導入において、懸念される比率値の低下や自己資本を毀損する諸要因等を考慮し、JA事業の安定とさらなる健全性の向上を目指して、計画的に自己資本の充実をはかることを目的とする。	「未来へつなぐJA経営基盤の確立」の実践のため、「価値ある投資の予算化」をはかり、目的積立金を設定し、その運用益相当額を財源として予算化し、多様な組織基盤の強化に向けた地域・社会貢献活動費の一部に充当することを目的とする。	直売所施設の取得及び修繕等に伴い、発生する支出に備えることを目的とする。
総代会 設定	第17回通常総代会 平成25年6月11日	第17回通常総代会 平成25年6月11日	第20回通常総代会 平成28年6月14日
取崩基準	財務基盤及び経営に重大な影響のある事象が発生した場合に理事会の議決により、その影響額の範囲内で必要となる額を取崩すことができるものとする。	原則として取崩しは行わない。ただし、地域貢献活動に関して緊急性を要する場合に理事会の議決により、必要と認められた額を取崩すことができるものとする。	直売所の施設整備の状況に応じ、取得及び修繕等の支出に見合う額を取崩す。
積立目標額	2,500,000,000円	100,000,000円	700,000,000円
累計積立額	1,110,000,000円	100,000,000円	700,000,000円

	農業振興目的積立金	組織基盤強化目的積立金	税効果会計積立金
積立目的	担い手の規模拡大や新規就農者支援、直接販売等の営農・経済事業への積極的な事業展開に伴う、多様なニーズに応じた地域農業振興・助成等を目的とする。	「アクティブ・メンバーシップ」の確立に向けた、組織基盤強化への取組みに伴い、発生する支出に備えることを目的とする。	税効果会計における繰延税金資産の将来の減少に備えることを目的とする。
総代会 設定	第21回通常総代会 平成29年6月11日	第21回通常総代会 平成29年6月11日	第14回通常総代会 平成22年6月10日
取崩基準	営農・経済事業への積極的な事業展開に伴う、地域農業振興・助成等に要した費用相当額を取崩す。	組織基盤強化の取組みに要した費用相当額を取崩す。	税効果会計積立金が繰延税金資産の額を超えた年度において、その超過額を取崩す。
積立目標額	100,000,000円	20,000,000円	各年度における繰延税金資産の額（繰延税金負債控除前）
累計積立額	75,000,000円	20,000,000円	224,799,518円

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	当 期 償却額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率	
有形 固定 資産	建 物	4,059,812	18,692	191,622 (50,602)	3,886,882	56,583	2,612,003	67.2
	構 築 物	777,380	1,670	57,627	721,423	14,196	618,672	85.8
	機 械 装 置	840,249	4,188	941	843,497	12,121	810,275	96.1
	車 両 運 搬 具	9,480	0	0	9,480	962	8,928	94.2
	器 具 備 品	843,018	12,240	65,628	789,630	42,604	714,286	90.5
	土 地	1,654,917	95,885	119,451 (92,737)	1,631,351			
	建設仮勘定	4,675	124,736	95,885	33,527			
	計	8,189,534	257,414	531,155 (143,340)	7,915,793	126,467	4,764,167	
無形 固定 資産	借 地 権	10,573	—	0	10,573			
	電 話 加 入 権	4,138	—	—	4,138			
	回線利用権他	5,648	1,862	1,452	6,058	1,452		
	計	20,360	1,862	1,452	20,770	1,452		
合 計	8,209,895	259,276	532,607 (143,340)	7,936,564	127,919	4,764,167		

(注)

1. 当期減少額の()内は内書きで減損損失の計上額です。
2. 当期償却額は、農産物直売所および利用施設の償却額も含まれています。
3. 当期増加額の主な内容

建 物 本店事務所修繕整備工事 2,950 千円
 農業倉庫屋根塗装・庇工事 3,910 千円
 菖蒲カントリーエレベーターサイロ補修工事 4,500 千円

器具・備品 iPad Wi-Fi 32GB シルバー 47 台 3,754 千円

土 地 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 1522 番・1523 番 (新店舗用地) 95,885 千円

当期減少額の主な内容

建 物 旧本店倉庫 2,210 千円
 旧本店事務所 (管理棟) 54,699 千円
 旧本店事務所 (営農経済棟) 29,082 千円
 旧白岡直売所 35,881 千円
 旧白岡・宮代営農経済センター事務所 13,790 千円

構 築 物 旧本店倉庫電気工事等 9,612 千円
 旧本店経済棟空調工事等 9,326 千円

旧本店駐車場工事 2,442 千円
旧本店2階改修工事 3,139 千円
旧本店役員室改装工事 4,620 千円
旧本店アスファルト舗装工事 2,790 千円
旧本店構内駐車場舗装修繕工事 3,702 千円
春日部支店旧駐車場 4,887 千円

器具・備品 カウンター他一式 5,687 千円
 高圧受電. 幹線盤類 5,498 千円
 旧本店事務所（営農経済棟）机応接セット 2,938 千円
 旧本店金庫内装備品 1,440 千円
 旧本店パソレジ I S D N 回線工事 3,453 千円
 デジタル防犯カメラシステム 5,750 千円
 新経済システム端末 6,308 千円
 旧本店電話設備一式 3,250 千円
 旧本店机他備品 6,223 千円

土 地 春日部市備後西 5-1265-1 他 2 筆（旧武里支店事務所跡地） 5,169 千円
 白岡市柴山 1451 他 1 筆（旧白岡・宮代営農経済センター跡地） 21,544 千円

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
系統 出資	埼玉県信用農業協同組合連合会	10,372,410	—	—	10,372,410	
	農林中央金庫	840	—	—	840	
	全国農業協同組合連合会	222,000	—	—	222,000	
	全国共済農業協同組合連合会	1,575,800	—	—	1,575,800	
	埼玉県農業協同組合中央会	102,352	—	—	102,352	
	(埼玉県農協教育基金)	(43,480)	—	—	(43,480)	
	(埼玉県農協経営安定化基金)	(58,872)	—	—	(58,872)	
	全国新聞情報農業協同組合連合会	500	—	—	500	
	計	12,273,902	—	—	12,273,902	
系統 外 出資	株 式	(株) 埼玉県農協総合情報センター	5,880	—	—	5,880
		(株) 農協観光	0	—	—	0
		(株) 日本農業新聞	50	—	—	50
		(株) むさしの村	30,591	—	—	30,591
		(株) 新しい村	1,000	—	—	1,000
		(株) J Aエネルギー埼玉	15,600	—	—	15,600
	そ の 他	埼玉県農業信用基金協会	428,050	—	—	428,050
		(公社) 埼玉県農林公社 (青年農業者育成基金)	7,810	—	—	7,810
		(有) しらおか味彩センター	750	—	—	750
		(協) 北東武液化石油ガス保安センター	30	—	30	—
		農事組合法人 駒崎転作組合	150	—	—	150
計	489,911	—	30	489,881		
子 会 社 等 出 資	株 式	(株) なんさいふぁー夢	30,000	—	—	30,000
		計	30,000	—	—	30,000
合 計		12,793,813	—	30	12,793,783	

(注) (協) 北東武液化石油ガス保安センターの減少は第24回通常総代会第10号議案に基づき、脱退したことによる払戻額です。

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	198,381	204,756	—	198,381	204,756
一般貸倒引当金	178,163	187,478	—	178,163	187,478
うち信用事業	176,615	185,920	—	176,615	185,920
うち購買事業	1,374	1,385	—	1,374	1,385
うちその他事業	172	172	—	172	172
個別貸倒引当金	20,217	17,277	—	20,217	17,277
うち信用事業	19,876	17,187	—	19,876	17,187
うち購買事業	341	90	—	341	90
賞与引当金	100,223	97,219	100,223	—	97,219
退職給付引当金	563,924	72,888	132,718	—	504,095
役員退職慰労引当金	23,218	8,072	—	—	31,291
ポイント引当金	3,072	—	3,072	—	—
合 計	888,821	382,938	236,015	198,381	837,363

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 洗替による減少額

個別貸倒引当金 洗替による減少額

(5) 子会社等との間の取引ならびに子会社に対する金銭債権および金銭債務

① 子会社等との取引

(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
(株) なんさい ふぁー夢	信用事業	9	0	信用手数料貸出・貸付 金利息、貯金利息
	購買事業	15,479	282	購買品供給高 購買品供給原価 購買雑費
	販売事業	—	376	販売雑費
	利用事業	6,229	—	利用収益・検査手数料 J A手数料
	その他	3,600	70	賃貸料、管理費
合 計		25,318	728	

② 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

(単位：千円)

会社名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	当期首 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額
(株) なんさい ふぁー夢	購買未収金	6,845	8,609	1,764	—	—	—
	貸 出 金	3,720	3,795	75	—	—	—
	未 収 金	1,455	1,236	△ 219	—	—	—
	貯 金	—	—	—	25,064	22,781	△ 2,283
	未 払 金	—	—	—	1,936	2,009	73
合 計		12,020	13,640	1,620	27,000	24,790	△ 2,210

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	74,518
	給 料 手 当	1,536,516
	(うち賞与引当金繰入額)	(97,219)
	福 利 厚 生 費	333,146
	退 職 給 付 費 用	72,888
	役員退職慰労引当金繰入額	8,072
	計	2,025,143
業 務 費	会 議 費	12,593
	宣 伝 広 告 費	1,070
	通 信 費	32,592
	印刷・消耗備品費	29,914
	図 書・ 研 修 費	6,029
	業 務 委 託 費	211,312
	旅 費	465
	計	293,978
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	70,639
	支 払 賦 課 金	16,186
	分 担 金	10,875
	計	97,700
施 設 費	減 価 償 却 費	97,961
	保 守 修 繕 費	33,278
	保 険 料	12,059
	水 道 光 熱 費	27,262
	賃 借 料	74,667
	消 耗 備 品 費	8,294
	車 両 費	9,584
	施 設 管 理 費	28,183
	そ の 他 施 設 費	23
	計	291,316
その他事業管理費		8,232
	合 計	2,716,372

剰 余 金 処 分 案

(第26期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	789,080,695
2. 剰 余 金 処 分 額	398,425,123
(1) 利 益 準 備 金	40,000,000
(2) 任 意 積 立 金	312,946,069
収 穫 調 整 用 施 設 修 繕 等 目 的 積 立 金	20,000,000
施 設 保 守 修 繕 等 積 立 金	200,000,000
税 効 果 会 計 積 立 金	92,946,069
(3) 出 資 配 当 金	28,274,654
(4) 事 業 利 用 分 量 配 当 金	17,204,400
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	390,655,572

(注) 1. 出資配当金は年1%の割合です。

ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算をします。

2. 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

○ 定期貯金、定期積金（平均残高） 100,000円に対して 10円

○ 長期共済（保障額） 1,000,000円に対して 30円

※ 事業利用分量配当金は、出資者本人の事業利用を対象に配当します。

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額9,000千円が含まれています。

(別表)

	収獲調整用施設修繕等 目的積立金	施設保守修繕等積立金	税効果会計積立金
積立目的	ライスセンター・カン トリーエレベーターの施 設修繕等整備に多額の資 金を要するため、この組 合の財務健全性を確保す ることを目的とする。	この組合の店舗施設等 の保守修繕並びに建替え に要する資金準備を目的 とする。	税効果会計における繰 延税金資産の将来の減少 に備えることを目的とす る。
総 代 会	第9回通常総代会	第14回通常総代会	第14回通常総代会
設 定	平成17年6月10日	平成22年6月10日	平成22年6月10日
取崩基準	修繕等が必要となった 年度において、当該費用 等の額以内で一部を含め 取崩す。	店舗施設等の保守修繕 並びに建替え及び車両・ 備品の更新が行われた年 度に、当該費用の金額以 内で取崩す。	税効果会計積立金が繰 延税金資産の額を超えた 年度において、その超過 額を取崩す。
積立目標額	230,000,000 円	1,000,000,000 円	各年度における繰延税金資 産の額(繰延税金負債控除前)
累計積立額	65,490,000 円	500,000,000 円	224,799,518 円
当期積立額	20,000,000 円	200,000,000 円	92,946,069 円

独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

南彩農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 福島英樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 岡田正治
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、南彩農業協同組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第26期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の

過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、南彩農業協同組合の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 26 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第26事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人（又は内部監査部門）等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月16日

南彩農業協同組合

代表監事 萬崎 亮 丞 

監事 折原 史年 

常勤監事 木村 光之 

監事 川鍋 優 

監事 関根 文男 

監事 矢作 俊信 

監事 杉崎 國昭 

(注) 監事 矢作俊信は農協法第30条第14項に定める員外監事です。
監事 木村光之は農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

以上

監査の実施状況（令和3年4月1日から令和4年4月30日まで）

監査期日	監査対象	監査従事延人員		
		監事	補助員	計
令和3年4月1日	令和2年度下半期現物棚卸監事監査 (本店・支店・子会社)	7	4	11
令和3年4月16日	令和2年度下半期監事監査 (支店・営農経済センター・子会社)	7	4	11
令和3年4月20日	令和2年度下半期監事監査（本店）	7	—	7
令和3年4月21日	令和2年度下半期監事監査（本店・監査講評）	7	—	7
令和3年9月30日	令和3年度上半期現物棚卸監事監査 (営農経済センター・事業所)	7	4	11
令和3年10月1日	令和3年度上半期現物棚卸監事監査 (本店・支店・事業所・子会社)	7	4	11
令和3年10月14日	令和3年度上半期監事監査 (支店・営農経済センター・事業所・子会社)	7	4	11
令和3年10月20日	令和3年度上半期監事監査（本店）	7	—	7
令和3年10月21日	令和3年度上半期監事監査（本店・監査講評）	7	—	7
令和4年3月31日	令和3年度下半期現物棚卸監事監査 (営農経済センター・事業所)	7	4	11
令和4年4月1日	令和3年度下半期現物棚卸監事監査 (本店・支店・子会社)	7	3	10
令和4年4月14日	令和3年度下半期監事監査 (支店・営農経済センター・事業所・子会社)	7	3	10
令和4年4月21日	令和3年度下半期監事監査（本店）	7	—	7
令和4年4月22日	令和3年度下半期監事監査（本店・監査講評）	7	—	7

部 門 別 損 益 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通 管理費等
事業収益 ①	5,418,940	1,771,640	1,118,228	1,671,861	855,631	1,578	/
事業費用 ②	2,513,896	200,015	111,683	1,446,223	733,004	22,968	/
事業総利益 (①-②) ③	2,905,044	1,571,625	1,006,544	225,638	122,626	△21,390	/
事業管理費 ④	2,716,372	1,187,737	854,408	404,515	189,599	80,110	/
(うち減価償却費 ⑤)	(97,961)	(46,918)	(31,947)	(11,883)	(5,740)	(1,471)	/
(うち人件費 ⑥)	(2,025,143)	(856,678)	(628,983)	(320,662)	(149,092)	(69,726)	/
※うち共通管理費 ⑦	/	110,086	74,537	27,750	13,531	3,440	△229,347
(うち減価償却費 ⑧)	/	(2,322)	(1,572)	(585)	(285)	(72)	(△4,839)
(うち人件費 ⑨)	/	(93,695)	(63,439)	(23,619)	(11,516)	(2,927)	(△195,199)
事業利益 (③-④) ⑩	188,672	383,887	152,136	△178,877	△66,972	△101,501	/
事業外収益 ⑪	199,322	82,096	60,390	34,720	14,776	7,338	/
※うち共通分 ⑫	/	9,631	6,521	2,427	1,183	300	△20,065
事業外費用 ⑬	25,051	10,318	7,590	4,363	1,857	922	/
※うち共通分 ⑭	/	1,210	819	305	148	37	△2,522
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	362,943	455,666	204,937	△148,521	△54,053	△95,085	/
特別利益 ⑯	98,896	40,733	29,963	17,227	7,331	3,640	/
※うち共通分 ⑰	/	4,778	3,235	1,204	587	149	△9,955
特別損失 ⑱	195,933	80,700	59,363	34,130	14,524	7,213	/
※うち共通分 ⑲	/	9,467	6,410	2,386	1,163	295	△19,724
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	265,906	415,698	175,536	△165,424	△61,247	△98,657	/
営農指導事業分 配賦額 ㉑	/	38,871	29,301	16,081	14,404	△98,657	/
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑳-㉑) ㉒	265,906	376,827	146,235	△181,505	△75,651	/	/

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益292,923千円、事業費用292,923千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

○共通管理費

事業総利益割 (50%) + 人員配置割 (30%) + 人件費を除く事業管理費割 (20%)

○事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失

共通管理費と同様の基準

(2) 営農指導事業

○均等割と事業総利益割の平均

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	48.0	32.5	12.1	5.9	1.5	100
営農指導事業	39.4	29.7	16.3	14.6	/	100

第26期 事業別の明細

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 信用事業

(1) 貯金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
当座性貯金	170,858,179
定期貯金	108,312,143
定期積金	2,249,176
合 計	281,419,498

(2) 貸出金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
証書貸付金	64,192,740
当座貸越	220,512
合 計	64,413,252

(注) 証書貸付金については、貸付留保金を控除した数値としています。

(3) 預金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
系統預金	200,048,191
系統外預金	40
合 計	200,048,231

(注) 「系統預金」とは、埼玉県信用農業協同組合連合会への預金です。

(4) 有価証券 (単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	10,030,607
地方債	3,200,950
政府保証債	300,930
社 債	1,850,350
特別法人債	188,560
受益証券	569,220
合 計	16,140,617

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		当期末保有高
生 命 総 合 共 済	終身共済	139,115,659
	定期生命共済	1,218,000
	養老生命共済	44,924,551
	うちこども共済	13,424,939
	医療共済	1,501,900
	がん共済	431,000
	定期医療共済	927,500
	介護共済	12,444,799
	認知症共済	
	生活障害共済	
	特定重度疾病共済	
	年金共済	394,000
	建物更生共済	410,192,890
	合 計	611,150,301

(注) 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額「付加された定期特約金額等を含む」、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		当期末保有高
医療共済	入院共済金	32,769
	治療共済金	205,880
がん共済		12,181
定期医療共済		4,779
合 計		255,609

(注) 金額は入院共済金額、治療共済金額です。

(3) 介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	当期末保有高
介護共済	14,205,338
認知症共済	
生活障害共済（一時金型）	2,914,200
生活障害共済（定期年金型）	288,960
特定重度疾病共済	813,700

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、認知症共済は認知症共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	当期末保有高
年金開始前	4,502,041
年金開始後	1,471,499
合 計	5,973,540

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額	掛 金
火災共済	41,935,360	38,858
自動車共済		624,815
傷害共済	16,722,000	1,403
団体定期生命共済	—	—
定額定期生命共済	22,000	145
賠償責任共済		995
自賠責共済		160,689
合 計		826,908

(注) 金額は保障金額です。自動車共済・賠償責任共済・自賠責共済は掛金のみ表示となります。

(6) 共済契約者数・被共済者数

(単位：人)

種 類	共済契約者数		被共済者数	
	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数
終身共済	129	12,198	275	12,669
定期生命共済	4	74	5	79
養老生命共済	6	3,765	10	3,945
こども共済	42	2,239	130	2,948
医療共済	25	6,097	38	7,193
がん共済	4	1,630	4	1,721
定期医療共済		869		961
医療系 計	29	7,310	42	8,609
介護共済	50	2,506	115	2,581
認知症共済				
生活障害共済	3	429	5	461
特定重度疾病共済	8	243	13	274
生命総合共済 小計 (年金共済を除く)	271	18,824	595	21,750
年金共済	124	5,771	142	5,804
生命総合共済 合計	395	21,255	737	24,213
建物更生共済	142	13,524		
自動車共済	469	10,937		
総 合 計	1,006	34,485		

(注) 共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数(被共済者)の合計等が一致しないことがあります。

(7) 満期・終身共済金額

(単位：千円)

種 類	当期首保有高	当期増加高	新契約高	満期等減少高	当期末保有高
終身共済	77,150,380	12,941,495	6,750,255	10,197,406	79,894,469
養老生命共済	25,836,106	2,110,103	665,230	4,209,277	23,736,932
(こども共済)	5,967,850	771,410	438,700	587,960	6,151,300
建物更生共済	47,718,459	7,500,728	4,648,070	15,542,698	39,676,489
合 計	150,704,946	22,552,327	12,063,555	29,949,382	143,307,891

(注) 養老生命共済及び建物更生共済については満期金額を、終身共済については終身共済金額を表示しています。

3. 購買事業

(単位：千円)

種 類		購買品供給高	購買手数料	購買品取扱高	
生 産 資 材	肥 料	314,225	311	2,813	
	農 薬	246,669	2,601	18,516	
	飼 料	6,770	17	1,330	
	農業機械	312,161	1,292	7,351	
	園芸資材	252,772	6,340	81,067	
	自動車	—	4	1,049	
	燃 料	202,867	—	—	
	計	1,335,467	10,568	112,128	
生 活 物 資	食 品	米	45,926	—	—
		一般食品	81,445	662	3,823
		食 材	—	1,362	45,671
	耐久資材・日用雑貨	26,655	11,062	134,925	
	L P G	—	8,431	63,316	
	葬 祭	—	71,833	722,799	
	その他	541,828	7,905	54,962	
	計	695,856	101,258	1,025,500	
合 計	2,031,324	111,826	1,137,628		

(注) 購買品取扱高は、購買手数料と購買品供給高に係る購買品受入高を足し合わせたものです。
また、生活物資のその他は農産物直売所の購買手数料および購買品取扱高です。

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類	販売手数料	販売品取扱高
米	21,775	481,773
麦・豆・雑穀	1,662	24,245
野 菜	17,938	922,875
果 実	8,726	671,612
花き・花木	165	12,494
畜産物	2	5,374
その他	88,455	662,610
合 計	138,728	2,780,985

(注) 販売品取扱高は、販売手数料と販売品供給高に係る販売品受入高を足し合わせたものです。
また、その他には農産物直売所の取扱高が含まれています。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類	販売手数料	販売品取扱高
米	6,595	106,726

(注) 販売品取扱高は、販売手数料と販売品供給高に係る販売品受入高を足し合わせたものです。

5. 保管事業

(単位：千円)

種 類		取扱高 (取扱実績)
収 益	保管料	4,631
	荷役料	3,702
	その他の収益	454
	検査手数料	3,907
	計	12,696
費 用	保管資材費	692
	計	692
差 引		12,003

6. 利用事業

(単位：千円)

種 類	取扱高 (取扱実績)
ライスセンター・カントリーエレベーター	63,613
共販センター真空予冷設備	6,178
その他	9,162
合 計	78,954

(注) その他には、梨選果場をはじめ農作業受委託・精米・そば・農機等の利用料が含まれています。

7. 宅地等供給事業

(1) 宅地等供給事業

(単位：千円)

区 分	取扱高 (取扱実績)
土 地	42,810
建 物	408,148
賃貸借等	240,435
合 計	691,393

(2) 施主代行方式による建物等の取扱

(単位：千円)

区 分	取扱高 (取扱実績)
建 物	84,854

(注) 施主代行方式とは、全農が施主(JAまたは組合員)の立場に立って、施設導入の相談から建設、施工管理、アフターサービスに至るまで総合的にマネジメントを行う施設建設方式です。

【参考資料】

農産物直売所事業実績

(単位：千円)

種 類	取 扱 高			供給額
		受 託	買 取	
岩槻農産物直売所	販売	95,701	—	95,701
	購買	402	41,888	42,290
	小計	96,103	41,888	137,992
久喜農産物直売所	販売	89,772	—	89,772
	購買	3,016	87,253	90,270
	小計	92,789	87,253	180,043
菖蒲グリーンセンター	販売	417,364	—	417,364
	購買	51,543	412,686	464,230
	小計	468,908	412,686	881,595
合 計	販売	602,839	—	602,839
	購買	54,962	541,828	596,791
	合計	657,801	541,828	1,199,630

労働保険事務組合における労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況報告書

労働保険料特別会計報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

	特定農作業従事者	指定農業機械作業従事者	中小事業主等
納付済保険料①	482	1,113	—
過払保険料②	—	—	—
不足保険料③	—	—	—
滞納保険料④	—	—	—
本年度概算・確定保険料 (①-②+③+④)	482	1,113	—
還付金	—	—	—
納付追徴金	—	—	—
納付延滞金	—	—	—

労働保険事務組合会計報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

収入の部

(単位：千円)

項目	金額	備考
事務組合手数料	39	200円×197人
報奨金	—	
雑収入	—	
合計	39	

支出の部

項目	金額	備考
事務費	—	
合計	—	

第2号議案 施設保守修繕等積立金の変更について

(変更理由)

平成21年度通常総代会において設定し、平成26年度通常総代会において、店舗施設等の保守修繕のほか、建替えについても取崩しできるよう積立目的、取崩基準並びに積立目標額の変更を行いました。さらに平成28年度通常総代会において、建築資材等の値上がりを勘案し、積立目標額を変更しましたが、店舗施設等の統合に伴う改修や老朽化の修繕対応により、多額の資金が必要なため、積立目標額の変更を行うものです。

	変更後	変更前
種 類	施設保守修繕等積立金	施設保守修繕等積立金
積立目的	この組合の店舗施設等の保守修繕並びに建替えに要する資金準備を目的とする。	この組合の店舗施設等の保守修繕並びに建替えに要する資金準備を目的とする。
積立目標額	<u>1,000,000,000 円</u>	<u>500,000,000 円</u>
取崩基準	店舗施設等の保守修繕並びに建替え及び車両・備品の更新が行われた年度に、当該費用の金額以内で取崩す。	店舗施設等の保守修繕並びに建替え及び車両・備品の更新が行われた年度に、当該費用の金額以内で取崩す。

(※下線部分が変更箇所です。)

持続可能な農業・地域共生の未来づくり

J A南彩中期3か年計画（案）

～不断の自己改革によるさらなる進化～

令和4年4月1日から
令和7年3月31日まで

目 次

I. はじめに	73
II. 前中期3か年計画を振り返って	74
III. J A南彩のめざす姿	77
IV. 基本方針	77
V. 経営環境	78
VI. 中期計画	
(1) 主要な経営課題	78
(2) 重点施策	78
1) 持続可能な食料・農業基盤の確立	78
2) 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立	79
3) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化	80
4) 協同組合としての役割発揮を支える人づくり	80
5) 「食」「農」「地域」「J A」にかかる県民理解の醸成	80
6) J Aの事業伸長を支える信用事業と共済事業の取組み強化	80
VII. 中期計数計画表	81
VIII. 中期3か年計画にかかるアクションプラン	84
IX. J A南彩自己改革工程表（前中期3か年取組み結果）	90

I. はじめに

J A南彩は、『地域農業振興を通じて「食」と「農」と「環境」を守り、地域社会の発展に貢献する事業活動を展開します』の理念のもと、前中期3か年計画では「創造的自己改革の実践」を主題に3つの基本目標、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦、「地域の活性化」への貢献、組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立を掲げ、自己改革の取組みを着実に実行してまいりました。

しかしながら、J Aを取り巻く環境は、組合員の高齢化や人口・農業就業者の減少、担い手不足などの影響により地域農業の生産基盤が縮小されていて、経営面においても長引く超低金利環境や貸出金利息収入・共済付加収入の減収等により事業総利益が減少傾向にあり、依然として厳しいものとなっています。

このような状況の中、J A南彩は、令和3年11月に開催された「J A埼玉県大会」の決議を基に、新たな中期3か年計画を策定し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの基本目標を実現するために「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をメインテーマとし、全役職員が一体となり「不断の自己改革によるさらなる進化」を実践してまいります。

II. 前中期3か年計画を振り返って

1. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦

目標：青果物（野菜）の販売高向上への取組み（令和3年度末127,800万円）

生産資材の総合的なコスト引下げへの取組み

重点施策 (目標)	前中期3か年取組み結果	担当部署
①担い手・新規就農者支援 ア. 担い手経営体への個別対応（定期訪問月100軒、個別訪問月20軒）	TAC1名につき担い手120軒（定期訪問月100軒、個別訪問月20軒）の訪問活動を実施 3か年の合計訪問数35,192軒	営農支援課
イ. JA南彩独自の助成事業（JA南彩農業振興支援事業 農業振興目的積立金9,200万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援事業 26件 655万円 ・施設園芸拡大支援事業 31件 591万円 ・生産施設整備支援事業 36件 603万円 ・労働力軽減支援事業 16件 14万円 （助成金総額 1,863万円）	営農支援課
②担い手経営体への労働力確保対策 ア.（無料職業紹介所めぐりサポート、求人30件、求職者25人）（JAグループさいたま求人広告サービス「第一産業ネット」）	JA南彩めぐりサポート 求人登録29件・求職登録33人・採用24人 JAグループさいたま求人広告サイト「第一産業ネット」 求人掲載13件・求職応募147人・採用22人	営農支援課
イ. 梨栽培サポーター養成講座の開催（受講者30人）	年間3回の講習会（摘果・収穫・剪定）を実施し3年間で34人の受講となりました。	営農支援課
ウ. 外国人受入れに向けて研究・検討	令和2年度に担い手にアンケートを実施し外国人雇用希望が11.5%と少なく、JAの費用面からみても導入は難しいと判断しました。	営農支援課
エ. 農業用ドローン導入の研究・検討	令和2年度、3年度に担い手にアンケートを実施し導入希望が56.8%と高く、JAの収支面の見通しがついたため、令和4年度に農業用ドローンの導入をいたします。	営農支援課
③マーケットインに基づく販売事業方式への転換（米買取販売200t）（飼料用米等作付誘導250ha）	新規作物の栽培面積及び販売金額の増加に向けた取組提案 1) 販売先との商談を積極的に行い、栽培ではTACを中心に栽培講習会・取組報告会を実施し、普及拡大に取組みました。 <ul style="list-style-type: none"> ・かぼちゃ（ほっとけ栗たん）栽培85a ・青パパイヤ栽培1,530本 ・カラフル人参栽培63a ・加工業務用野菜契約栽培85a 	生産販売課 営農支援課

重点施策 (目標)	前中期3か年取組み結果	担当部署
	2) 米買取販売 「特別栽培米彩のかがやき・彩のきずな」 (R1年度132t、R2年度131t、R3年度128t) 「業務用米ほしじるし・とよめき」 (R1年度149t、R2年度201t、R3年度424t) 3) 飼料用米等作付拡大 (R1年度169ha、R2年度169ha、R3年度319ha)	生産販売課 営農支援課
④消費者との信頼を築く食の安全確保対策の実践 (S-GAP認証取得者24件)	県農林振興センターや連合会と協力し、特別栽培米の会員や各生産者へ提案を実施しました。 ・提案件数120件 ・認証取得17件	生産販売課 営農支援課
⑤農業経営承継の取組み支援 (承継取組者16人)	TACを中心に埼玉県担い手サポートセンターと連携して、担い手への情報提供による農業経営承継支援を実施しました。 ・承継取組 10件	営農支援課
⑥ア. 担い手等への取引条件に応じた弾力的な価格設定 (肥料53品目・農薬35品目等)	・弾力的価格設定 銘柄集約による品目縮小もあり肥料37品目、農薬は35品目の実績となりました。 ・担い手直送規格の取扱い (R1 486ha、R2 717ha、R3 717ha) ・除草剤キャンペーン取扱い (R1 396本、R2 538本、R3 737本)	経済課
イ. PB肥料等の銘柄集約によるコスト引下げ	全体で4銘柄の取扱い (R1 19,800袋、R2 20,200袋、R3 19,882袋)	経済課
⑦直売所における生産者の高齢化に伴う農産物の集荷対策	直売所の閉鎖に伴う集荷対応を蓮田地区で行いました。今後も継続的に対応を行ってまいります。	直販事業課

【用語説明】

- ・マーケットインとは、市場や購買者等の買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していくこと。
- ・S-GAPとは、生産者にとって取組みやすさを重視した埼玉県独自のGAPのことであり、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動である。結果として、食品の安全性の向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

2. 「地域の活性化」への貢献

目標：ふれあい活動の取組み拡大

重点施策 (目標)	前中期3か年取組み結果	担当部署
①組合員ふれあい活動の展開 (全支店実施)	令和元年度49回、令和2年度22回、令和3年度13回、管内合同、支店単独を含めて実施しました。	総合企画課
②認知症施策に対するJAの支援体制の構築(女性部と連携し3年間で全支店実施)	認知症サポーター養成講座およびミニデイサービスを女性部で開催しました。 ・認知症サポーター養成講座の開催 7支部 ・ミニデイサービスの開催 4支部	営農支援課
③広報機能の強化	令和3年度にホームページのリニューアルを行いました。広報誌「なんさい」を見やすくするため全ページフルカラーにし、JAグループ内の県の広報誌コンクールで3年連続「奨励賞」を受賞しました。 また、JA南彩YouTubeチャンネルを立上げ、ホームページと連動させた動画配信を行い、農産物や調理方法のPRを行いました。	総合企画課 営農支援課

【用語説明】

- ・認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やそのご家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

3. JAの事業伸長を支える信用事業と共済事業の取組み強化

【信用事業】

目標：各年度における個人貸出金残高の増強

重点施策 (目標)	前中期3か年取組み結果	担当部署
①農業・地域の成長支援	JAバンク利子補給・保証料助成を活用しながら残高増をめざし、3か年で481百万円の農業融資新規実行を行いました。	融資課
②「貸出強化プラン」の実践等を通じた運用力強化	ローンセンターを拠点として住宅ローンに特化した結果、3か年で融資残高が8,994百万円増となりました。	融資課 推進課
③健全性・内部管理体制確保	内部統制整備に係る支店巡回、事務指導等を行っており、今後も担当部署で連携をはかり継続的に取り組んでまいります。	監査室 金融課 融資課

【共済事業】

目標：保障点検訪問活動（3Q訪問活動）の完全実施

重点施策 (目標)	前中期3か年取組み結果	担当部署
①保障点検活動（3Q訪問活動）により組合員・利用者との接点強化	全職員による3Q訪問活動・3Qコールに取組み、3Q訪問活動世帯率は、令和3年度の単年実績で83.4%、3か年の平均達成率は71.6%となりました。	共 済 課 推 進 課
②「ひと・いえ・くるま」の総合保障への取組み強化	3Q訪問で収集した情報を基にあんしんチェックを実施し、あんしんチェック実施世帯率は令和3年度の単年実績で83.0%となりました。	共 済 課 推 進 課
③キャッシュレス契約率向上	キャッシュレス契約率の向上に取組み、令和元年度の68.2%から、令和3年度には92.2%となりました。	共 済 課 推 進 課

Ⅲ. JA南彩のめざす姿

JA南彩は、「“地域”に寄り添い、“未来”に繋ごう」を合言葉としてJAの総合事業の強みを生かすことで組合員の営農とくらしの向上につとめ、いつまでも「組合員や地域の皆様から必要とされ、お役に立つJA」をめざしてまいります。

Ⅳ. 基本方針

JA南彩では、平成30年11月に開催された「JA埼玉県大会」の決議を受けて、JAグループさいたまに共通するテーマとして『創造的自己改革の実践』～組合員とともに農業・地域の未来を拓く～を掲げ、令和元年度に「JA南彩中期3か年計画」を提案し、この方針に基づき、組合員の営農と生活の向上およびJA事業運営における課題解決に向けて事業活動を行ってまいりました。さらに、「地域の中のJA」をめざして、各地区を拠点に組合員、職員、地域住民とのふれあい活動を継続して取り組んでいます。

新たな「JA南彩中期3か年計画」では、10年後の将来を見据えて、地域農業と地域社会を豊かにし「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの基本目標を実現するための「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」を掲げ、不断の自己改革を通じて、下記の事項を重点に組合員とともに考え実行してまいります。

記

1. 持続可能な食料・農業基盤の確立
2. 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立
3. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
4. 協同組合としての役割発揮を支える人づくり
5. 「食」「農」「地域」「JA」にかかる県民理解の醸成
6. JAの事業伸長を支える信用事業と共済事業の取組み強化

V. 経営環境

超低金利継続等の要因により資金運用環境の好転が見込めず、貸出金利息収入・共済付加収入の減収を主因に事業総利益は減少傾向が続いており、今後においても預金利息収入の減少等によりさらに厳しい経営環境が見込まれます。

また、部門別損益については営農・経済事業のマイナスを信用・共済の収益でカバーする構造となっており収支改善は喫緊の課題となっています。経営基盤の強化に向けて、支店や営農経済センターの統合・再編が進むなか、拠点ごとの事業・活動規模や機能が拡大することに伴い、支店長や営農経済センター長など管理職に求められる能力が高度化しています。

経営の健全性の確保やさらなるガバナンス向上・内部統制強化を進め、経営基盤の強化に取り組む、経営の継続性を一層確保する必要があります。

VI. 中期計画

(1) 主要な経営課題

1) 後継者の確保

農業者の高齢化・深刻な担い手不足等により農業生産力の減少が見込まれることから、今後、後継者の確保が大きな課題です。

2) 経営基盤の確立・強化

事業取扱高は減少傾向にあり、J A経営全体への影響の顕在化は避けられない状況にあることから、今後、経営基盤の確立・強化が大きな課題です。

3) 組合員の意識改革

世代交代に伴い組合員の農協への参画意識の低下が懸念されるため、今後、協同組合の理解を深める活動が必要です。

(2) 重点施策

1) 持続可能な食料・農業基盤の確立

持続可能な食料・農業基盤の確立に向け、多様な次世代担い手確保に向けた取組みを進めます。

①担い手資金支援

J A南彩では、営農・経済事業における積極的な事業展開に伴う多彩なニーズに応えるため、独自の助成事業として農業振興目的積立金を活用し新規就農者や担い手の労働力軽減、生産規模拡大・生産施設整備へ支援してまいります。

②担い手経営体への労働力確保対策

無料職業紹介所「J A南彩あぐりサポート」やJ Aグループさいたま求人広告サービス「第一産業ネット」、農協観光「援農ボランティア」の活用を促進してまいります。

また、産地維持のため、梨に特化した「梨栽培サポーター養成講座」で即戦力となる人材を育成し梨生産者へ紹介をしてまいります。

③生産者の所得増大に向けた販売強化

販売チャネルの開拓や消費者・実需者ニーズに応じた流通・販売を通じて、新規作物等の生産拡大と付加価値の向上に取り組む、農業所得の増大をはかります。

④担い手確保対策（新規就農者支援）

新規就農者の地元定着・早期に経営を軌道に乗せられるよう行政等関係機関と連携し「新規就農者支援パッケージ」の策定に取り組めます。また、実践を通じてJAと新規就農者との信頼関係の構築につとめます。

⑤農業経営支援による所得増大の支援

農業者の所得増大の支援を強化していくため、青色申告支援を継続し、記帳代行システムの導入や支援体制について研究・検討してまいります。

⑥農業用ドローンによる労働力支援及び生産拡大

地域農業の抱える課題として人手不足が深刻な問題となっており、対応策として農業用ドローンによる農作業受託の導入を行います。薬剤の準備から農薬散布等、防除に関する一連の作業をJAが請負い作業の省力化や生産性の向上をはかります。

⑦組合員のデジタル技術向上に向けた支援

組合員が進化するデジタル化に対応でき、コロナ禍で組織活動を続けるためにオンライン活用した講習会等に取り組めます。

⑧銘柄集約肥料等の取扱拡大によるコスト低減

銘柄集約肥料（高度化成肥料やPB肥料等）の取扱拡大によるコスト低減に取り組めます。

⑨ Web 受発注システムの導入

組合員の利便性向上をはかるため、Web 受発注システムを導入し、令和5年度からスマートフォン等によるインターネット注文ができる仕組みに取り組めます。

2) 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立

「豊かでくらしやすい地域共生社会」の実現のため、多様な組合員や地域住民等との対話を通じ、組合員や地域住民の様々なくらしのニーズに対応します。

①准組合員JA農産物直売所モニター制度を構築し、JAの目的を理解してもらい、准組合員の意思を反映させ今後のJA運営に役立てていきます。

②ふれあい活動を通して、組合員ならびに地域の方々とのつながりを増やし、JAへの意思反映と運営参画に取り組めます。

③認知症施策に対するJAの支援体制の構築

安心してらせる農村・地域社会の維持に機能・役割を発揮する観点から、認知症予防講座等に取り組めます。

3) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

①将来にわたって持続可能な経営基盤を確立・強化するため、営農・経済事業の成長・効率化に向けた「見える化プログラム」を確実に実践し、営農・経済事業の改革に取り組めます。

4) 協同組合としての役割発揮を支える人づくり

①多様な組合員の課題に対応するため、組合員学習活動等を通じて、組合員の事業利用・組織活動・運営への参加を促す取り組みを実施します。

②職員のファシリテーター育成研修会への参加を通じて、組合員学習や話し合い活動をサポートできる職員の育成に取り組めます。

5) 「食」「農」「地域」「JA」にかかる県民理解の醸成

①「食」「農」「地域」「JA」にかかるJA内外の理解醸成をすすめるため、パブリシティや企画広報による発信、広報誌・ウェブサイト・SNS等の多様な広報手段を活用した情報発信を強化します。

②直売所の集客（リピート）率向上への取り組み

特典付き専用カゴの導入やタイムセール等を行い集客率の向上に取り組めます。

6) JAの事業伸長を支える信用事業と共済事業の取り組み強化

多様化する農業・地域・くらしの課題解決のサポートに向けて、役職員の意識改革と信用事業、共済事業等の事業機能を強化し、農業・地域社会に貢献します。

①信用事業においては、農業・地域・くらしのそれぞれの分野において、JAバンクならではの金融仲介機能発揮（融資・貯金・相談活動等）に向けて取り組めます。

②共済事業においては、デジタル技術の活用による事業の効率化をはかり、事業推進力の強化や組合員・利用者満足度向上に取り組むとともに、新たに農業リスク診断を通じた最適な農業保障・サービスの提供に取り組めます。

【用語説明】

- ・ファシリテーターとは、会議などの場で参加者に発言を促したり話の流れをまとめたりする人のこと。
- ・パブリシティとは、広報活動の一手法で、その企業にとって有利な情報や新しい活動状況などを、各マスコミ関係に取上げてもらうように働きかけること。

Ⅶ. 中期計数計画表（令和4年度～令和6年度）

総合財務計画（資産の部）

（単位：千円、％）

科 目	令和3年度 実績(A)	令和4年度 計画(B)	B/A	令和5年度 計画(C)	C/A	令和6年度 計画(D)	D/A
現 金	1,035,785	1,100,000	106.2	1,100,000	106.2	1,100,000	106.2
預 金	200,048,231	196,911,000	98.4	192,979,000	96.5	189,126,000	94.5
（系 統）	（200,048,191）	（196,910,000）	98.4	（192,978,000）	96.5	（189,125,000）	94.5
（系 統 外）	（40）	（1,000）	2500.0	（1,000）	2500.0	（1,000）	2500.0
有 価 証 券	16,140,617	18,000,000	111.5	20,000,000	123.9	22,000,000	136.3
貸 出 金	64,413,252	66,720,000	103.6	70,153,000	108.9	73,786,000	114.6
その他の信用事業資産	177,384	165,000	93.0	165,000	93.0	165,000	93.0
△ 貸 倒 引 当 金	△ 203,108	△ 210,000	103.4	△ 220,000	108.3	△ 230,000	113.2
小 計	281,612,162	282,686,000	100.4	284,177,000	100.9	285,947,000	101.5
その他の共済事業資産	29,110	30,000	103.1	30,000	103.1	30,000	103.1
小 計	29,110	30,000	103.1	30,000	103.1	30,000	103.1
経済事業未収金	462,082	450,000	97.4	450,000	97.4	450,000	97.4
経済受託債権	102,715	120,000	116.8	120,000	116.8	120,000	116.8
棚 卸 資 産	135,211	150,000	110.9	150,000	110.9	150,000	110.9
その他の経済事業資産	4,846	4,000	82.5	4,000	82.5	4,000	82.5
△ 貸 倒 引 当 金	△ 1,475	△ 2,000	135.6	△ 2,000	135.6	△ 2,000	135.6
小 計	703,380	722,000	102.6	722,000	102.6	722,000	102.6
雑 資 産	257,994	260,000	100.8	260,000	100.8	270,000	104.7
△ 貸 倒 引 当 金	△ 172	△ 100	58.1	△ 100	58.1	△ 100	58.1
小 計	257,821	259,900	100.8	259,900	100.8	269,900	104.7
建 物	3,886,882	4,526,031	116.4	4,796,267	123.4	4,641,292	119.4
機 械 装 置	843,497	848,497	100.6	848,497	100.6	825,776	97.9
土 地	1,631,351	1,631,351	100.0	1,631,351	100.0	1,631,351	100.0
建 設 仮 勘 定	33,527	50,000	149.1	-	-	-	-
その他の有形固定資産	1,520,534	1,565,534	103.0	1,531,756	100.7	1,522,067	100.1
△ 減 価 償 却 累 計 額	△ 4,764,167	△ 4,856,759	101.9	△ 4,831,723	101.4	△ 4,656,976	97.8
無 形 固 定 資 産	20,770	19,483	93.8	18,673	89.9	17,953	86.4
小 計	3,172,397	3,784,139	119.3	3,994,823	125.9	3,981,464	125.5
外 部 出 資	12,793,783	12,793,783	100.0	12,793,783	100.0	12,793,783	100.0
小 計	12,793,783	12,793,783	100.0	12,793,783	100.0	12,793,783	100.0
繰 延 税 金 資 産	309,766	200,000	64.6	200,000	64.6	200,000	64.6
資 産 合 計	298,878,422	300,475,822	100.5	302,177,506	101.1	303,944,147	101.7

※ 貸出金には貸付留保金を含んでいません。

総合財務計画（負債・純資産の部）

（単位：千円、％）

科 目	令和3年度 実績(A)	令和4年度 計画(B)	B/A	令和5年度 計画(C)	C/A	令和6年度 計画(D)	D/A
貯 金	281,419,498	282,200,000	100.3	283,600,000	100.8	285,000,000	101.3
（当座性）	(170,858,178)	(163,670,000)	95.8	(167,320,000)	97.9	(171,000,000)	100.1
（定期性）	(110,561,319)	(118,530,000)	107.2	(116,280,000)	105.2	(114,000,000)	103.1
借入金	3,917	3,000	76.6	3,000	76.6	3,000	76.6
その他の信用事業負債	39,595	50,000	126.3	50,000	126.3	50,000	126.3
小 計	281,463,010	282,253,000	100.3	283,653,000	100.8	285,053,000	101.3
共 済 資 金	267,637	300,000	112.1	300,000	112.1	300,000	112.1
未経過共済付加収入	416,564	405,000	97.2	405,000	97.2	405,000	97.2
共済未払費用	2,742	4,000	145.9	4,000	145.9	4,000	145.9
その他の共済事業負債	2,389	3,000	125.6	3,000	125.6	3,000	125.6
小 計	689,332	712,000	103.3	712,000	103.3	712,000	103.3
経済事業未払金	326,709	300,000	91.8	300,000	91.8	300,000	91.8
経済受託債務	175,620	150,000	85.4	140,000	79.7	130,000	74.0
小 計	502,329	450,000	89.6	440,000	87.6	430,000	85.6
未払法人税等	38,186	97,209	254.6	95,772	250.8	106,851	279.8
資産除去債務	8,048	8,072	100.3	8,097	100.6	8,120	100.9
その他の負債	290,952	315,895	108.6	304,971	104.8	293,386	100.8
小 計	337,187	421,176	124.9	408,840	121.3	408,357	121.1
賞与引当金	97,219	103,976	107.0	103,000	105.9	103,000	105.9
退職給付引当金	504,095	610,000	121.0	660,000	130.9	710,000	140.8
役員退職慰労引当金	31,291	39,363	125.8	34,370	109.8	42,442	135.6
小 計	632,606	753,339	119.1	797,370	126.0	855,442	135.2
負 債 計	283,624,467	284,589,515	100.3	286,011,210	100.8	287,458,799	101.4
出 資 金	2,880,076	2,900,000	100.7	2,900,000	100.7	2,900,000	100.7
利益準備金	4,457,490	4,497,490	100.9	4,567,490	102.5	4,647,490	104.3
特別積立金	7,470,456	7,141,402	95.6	7,591,402	101.6	8,191,402	109.7
（うち目的積立金）	(3,939,117)	(3,610,063)	91.6	(4,060,063)	103.1	(4,660,063)	118.3
当期末処分剰余金	789,080	1,362,414	172.7	1,122,404	142.2	761,456	96.5
処分未済持分	△19,300	△15,000	77.7	△15,000	77.7	△15,000	77.7
評価差額金	△323,849	-	-	-	-	-	-
純 資 産 計	15,253,954	15,886,307	104.1	16,166,296	106.0	16,485,348	108.1
負債・純資産合計	298,878,422	300,475,822	100.5	302,177,506	101.1	303,944,147	101.7

総合損益計画（令和4年度～令和6年度）

（単位：千円、％）

	令和3年度 実績(A)	令和4年度 計画(B)	B/A	令和5年度 計画(C)	C/A	令和6年度 計画(D)	D/A
1. 事業総利益	2,905,044	2,916,903	100.4	2,911,173	100.2	2,938,190	101.1
(1) 信用事業収益	1,771,640	1,851,067	104.5	1,804,905	101.9	1,822,969	102.9
(2) 信用事業費用	200,015	201,066	100.5	208,137	104.1	216,336	108.2
信用事業総利益	1,571,625	1,650,000	105.0	1,596,768	101.6	1,606,633	102.2
(3) 共済事業収益	1,118,228	1,006,120	90.0	1,026,860	91.8	1,036,455	92.7
(4) 共済事業費用	111,683	83,650	74.9	83,650	74.9	83,650	74.9
共済事業総利益	1,006,544	922,470	91.6	943,210	93.7	952,805	94.7
(5) 購買事業収益	2,162,643	2,036,200	94.2	2,075,300	96.0	2,087,800	96.5
(6) 購買事業費用	1,887,073	1,757,167	93.1	1,779,765	94.3	1,789,724	94.8
購買事業総利益	275,569	279,032	101.3	295,534	107.2	298,075	108.2
(7) 販売事業収益	252,152	250,655	99.4	265,755	105.4	278,090	110.3
(8) 販売事業費用	213,492	193,467	90.6	204,724	95.9	216,520	101.4
販売事業総利益	38,659	57,187	147.9	61,030	157.9	61,569	159.3
(9) 保管事業収益	12,696	11,160	87.9	12,330	97.1	11,910	93.8
(10) 保管事業費用	692	665	96.1	665	96.1	665	96.1
保管事業総利益	12,003	10,495	87.4	11,665	97.2	11,245	93.7
(11) 利用事業収益	78,954	80,339	101.8	80,908	102.5	81,528	103.3
(12) 利用事業費用	75,527	79,321	105.0	74,043	98.0	71,726	95.0
利用事業総利益	3,427	1,018	29.7	6,865	200.3	9,802	286.0
(13) 宅地等供給事業収益	21,046	21,000	99.8	21,300	101.2	21,500	102.2
(14) 宅地等供給事業費用	1,417	1,800	127.0	1,800	127.0	1,800	127.0
宅地等供給事業総利益	19,629	19,200	97.8	19,500	99.3	19,700	100.4
(15) 福祉事業収益	—	—	—	—	—	—	—
(16) 福祉事業費用	5	200	4000.0	200	4000.0	200	4000.0
福祉事業総損失	5	200	4000.0	200	4000.0	200	4000.0
(17) 指導事業収入	1,578	2,200	139.4	1,300	82.4	3,800	240.8
(18) 指導事業支出	23,987	24,500	102.1	24,500	102.1	25,240	105.2
指導事業収支差額	△ 22,409	△ 22,300	99.5	△ 23,200	103.5	△ 21,440	95.7
2. 事業管理費	2,716,372	2,735,835	100.7	2,639,811	97.2	2,627,487	96.7
事業利益	188,672	181,068	96.0	271,362	143.8	310,703	164.7
3. 事業外収益	199,322	191,000	95.8	190,700	95.7	190,700	95.7
4. 事業外費用	25,051	12,600	50.3	11,800	47.1	11,000	43.9
経常利益	362,943	359,468	99.0	450,262	124.1	490,403	135.1
5. 特別利益	98,896	96,000	97.1	—	—	—	—
6. 特別損失	195,933	—	—	—	—	—	—
税引前当期利益	265,906	455,468	171.3	450,262	169.3	490,403	184.4
法人税、住民税及び事業税	72,189	125,709	174.1	124,272	172.1	135,351	187.5
法人税等調整額	32,056	—	—	—	—	—	—
法人税等合計	104,245	125,709	120.6	124,272	119.2	135,351	129.8
当期剰余金	161,660	329,759	204.0	325,990	201.7	355,052	219.6
当期首繰越剰余金	461,372	390,655	84.7	446,414	96.8	406,404	88.1
会計方針の変更による累積的影響額	△ 9,952	—	—	—	—	—	—
遡及処理後当期首繰越剰余金	451,420	—	—	—	—	—	—
目的積立金目的取崩額	176,000	642,000	364.8	350,000	198.9	—	—
当期未処分剰余金	789,080	1,362,414	172.7	1,122,404	142.2	761,456	96.5

VIII. J A南彩中期3か年計画にかかるアクションプラン

長期ビジョン（経営戦略）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業戦略の見直し・実践により農業所得の向上につとめます。 ○組合員・地域住民のくらしを守るため、総合力を発揮して各種事業活動を通じて総合的な支援を行います。 ○総合事業性を発揮するため、J A経営健全性の確立につとめます。
--------------	--

●農業者の所得増大・農業生産の拡大への挑戦

重点施策（主な取組み）	現状	令和4年度
	<p>①担い手資金支援 J A南彩独自の助成事業（J A南彩農業振興支援事業 農業振興目的積立金7,500万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援事業 ・園芸栽培振興支援事業 ・労働力軽減支援事業 <p>（助成金額600万円×3ヵ年=1,800万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者支援事業 ●施設園芸拡大支援事業 ●生産施設整備支援事業 ●労働力軽減支援事業 <p>・助成金総額733万円を支援しました。</p>
<p>②担い手経営体への労働力確保対策（無料職業紹介事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介所・J A南彩あぐりサポート・梨栽培サポーター ・J Aグループさいたま求人広告サービス「第一産業ネット」 ・援農ボランティアの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介
<ul style="list-style-type: none"> ・J A南彩あぐりサポート 求人登録36件・求職登録39人 	<ul style="list-style-type: none"> ・J A南彩あぐりサポート 求人登録29件 求職登録33人 採用24人 ・「第一産業ネット」 求人掲載13件 求職応募147人 採用22人 	<ul style="list-style-type: none"> ・J A南彩あぐりサポート 求人登録32件 求職登録35人 採用27人 ・J Aグループさいたま求人広告サービス「第一産業ネット」
<p>③生産者の所得増大に向けた販売強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用米 92ha ・飼料用米等 350ha ・かぼちゃ栽培 100a ・青パパイヤ栽培 1,700本 ・カラフル人参栽培 75a ・アスパラガス栽培 50a 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規作物提案・作付拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・業務用米 70ha ・飼料用米等 320ha ・かぼちゃ（ほっとけ栗たん）85a ・青パパイヤ栽培 1,530本 ・カラフル人参 63a 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規作物提案・作付拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・業務用米 70ha ・飼料用米等 330ha ・かぼちゃ栽培 90a ・青パパイヤ栽培 1,600本 ・カラフル人参栽培 65a ・アスパラガス栽培 30a
<p>④担い手確保対策（新規就農者支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備 <p>・支援に取組み中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備 <p>・新規就農者支援9件</p>
<p>⑤農業経営支援による所得増大の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営管理支援事業（青色申告の記帳代行）に取組みます 	<ul style="list-style-type: none"> ●青色申告支援、記帳代行の導入に取組みます <p>・青色申告の記帳代行導入について研究・検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度の導入に向けた視察等の実施 <p>・青色申告の記帳代行導入について研究・検討</p>
<p>⑥農業用ドローンによる労働力支援及び生産拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ドローンによる組合員の農作業の省力化や生産性の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施 <p>・導入に向け準備中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・麦防除 20ha ・水稲除草 20ha ・水稲防除 20ha

具体的な行動・目標		担当部署
令和5年度	令和6年度	
<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者支援事業 ●園芸栽培振興支援事業 ●労働力軽減支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者支援事業 ●園芸栽培振興支援事業 ●労働力軽減支援事業 	営農支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金総額600万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金総額600万円 	
<ul style="list-style-type: none"> ●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ●援農ボランティアの紹介 	営農支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・JA南彩あぐりサポート 求人登録34件 求職登録37人 採用30人（累計） ・JAグループさいたま求人広告サービス 「第一産業ネット」 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA南彩あぐりサポート 求人登録36件 求職登録39人 採用33人（累計） ・JAグループさいたま求人広告サービス 「第一産業ネット」 	
<ul style="list-style-type: none"> ●新規作物提案・作付拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規作物提案・作付拡大 	営農支援課 生産販売課
<ul style="list-style-type: none"> ・業務用米 81ha ・飼料用米等 340ha ・かぼちゃ栽培 95a ・青パパイヤ栽培 1,650本 ・カラフル人参栽培 70a ・アスパラガス栽培 40a 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用米 92ha ・飼料用米等 350ha ・かぼちゃ栽培 100a ・青パパイヤ栽培 1,700本 ・カラフル人参栽培 75a ・アスパラガス栽培 50a 	
<ul style="list-style-type: none"> ●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●県農林振興センターや行政と連携して、就農支援パッケージの策定及び支援体制の整備 	営農支援課 生産販売課
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援18件（累計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援27件（累計） 	
<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度の導入に向けた視察等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●青色申告支援、記帳代行の導入・支援の取組み 	営農支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の記帳代行導入について研究・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の記帳代行導入 	
<ul style="list-style-type: none"> ●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用ドローンによる麦防除・水稲除草・水稲防除の実施 	営農支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・麦防除 30ha ・水稲除草 30ha ・水稲防除 30ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・麦防除 40ha ・水稲除草 40ha ・水稲防除 40ha 	

重点施策（主な取組み）	現状	令和4年度
	⑦銘柄集約肥料等（高度化成肥料やP B肥料）の取扱拡大によるコスト低減 ・ P B 10銘柄 27,600袋の取扱い ・ 高度化成 4銘柄 21,000袋の取扱い	●令和3年度高度化成肥料やP B肥料の銘柄集約の取扱い数 ・ P B 9銘柄 26,951袋の取扱い ・ 高度化成 4銘柄 19,882袋の取扱い
⑧Web受発注システムの導入 ・ インターネット注文方式の対応による組合員の利便性向上	●電話・FAX・予約訪問推進による対応	●JA・全農間の受発注機能導入（肥料・農薬） ・令和5年度の実現を視野に、事前にJA・全農間のシステムを構築
⑨直売所の集客（リピート）率向上への取組み ・ 来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間122,000人 久喜農産物直売所 年間142,000人 菖蒲グリーンセンター 年間524,000人	●イベントの開催やポイント5倍デー等の取組み ・ 令和3年度来店客数 岩槻農産物直売所 年間119,037人 久喜農産物直売所 年間136,064人 菖蒲グリーンセンター 年間498,257人	●特典付専用カゴの取扱いやタイムセール実施の取組み ・ 来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間120,000人 久喜農産物直売所 年間140,000人 菖蒲グリーンセンター 年間508,000人

●「地域の活性化」への貢献

重点施策（主な取組み）	現状	令和4年度
	①准組合員直売所モニター制度の確立 ・ モニターを募集して意見交換会やアンケートの実施。	●准組合員直売所モニター募集 ・ 各農産物直売所の利用者を中心に合計で20名程度の准組合員モニターを選定中です。
②認知症施策に対するJAの支援体制の構築 ・ 認知症サポーター養成講座、ミニデイサービスの開催（女性部と連携し、3年間で全支部実施）	●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催 ・ 認知症サポーター養成講座の開催 1支部	●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催 ・ 各項目を7支部中3支部実施
③組合員のデジタル技術向上に向けた支援 ・ JAスマートフォン教室等の開催	●JAスマートフォン教室等の開催 ・ 県中央会等の関係機関と連携して、女性部を中心に取組む	●JAスマートフォン教室等の開催 ・ 取組件数 1団体

具体的な行動・目標		担当部署
令和5年度	令和6年度	
<ul style="list-style-type: none"> ● 出向く推進等による銘柄集約の取扱拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出向く推進等による銘柄集約の取扱拡大 	経 済 課
<ul style="list-style-type: none"> ・ P B 10銘柄 27,300袋の取扱い ・ 高度化成 4銘柄 20,700袋の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P B 10銘柄 27,600袋の取扱い ・ 高度化成 4銘柄 21,000袋の取扱い 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員からの受注およびT A C等のモバイル機能受注導入による効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員からの受注およびT A C等のモバイル機能受注による効率化 	経 済 課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階的に組合員のインターネット注文方式導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット注文取扱い組合員の拡大 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 特典付き専用カゴの利用者拡大及びタイムセール等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特典付き専用カゴの利用者拡大及びタイムセール等の充実 	直販事業課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間121,000人 久喜農産物直売所 年間141,000人 菖蒲グリーンセンター 年間516,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来店客数目標 岩槻農産物直売所 年間122,000人 久喜農産物直売所 年間142,000人 菖蒲グリーンセンター 年間524,000人 	

具体的な行動・目標		担当部署
令和5年度	令和6年度	
<ul style="list-style-type: none"> ● 意見交換会の開催 ● アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見交換会の開催 ● アンケートの実施 	総合企画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ モニターを再選定し、年に2回以上の意見交換会を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニターを再選定し、年に2回以上の意見交換会を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーター養成講座の開催 ● ミニデイサービスの開催 ● 健康教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーター養成講座の開催 ● ミニデイサービスの開催 ● 健康教室の開催 	営農支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目を7支部中5支部実施（累計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目を7支部中7支部実施（累計） 	
<ul style="list-style-type: none"> ● J Aスマートフォン教室等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● J Aスマートフォン教室等の開催 	営農支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組件数 2団体（累計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組件数 3団体（累計） 	

●地域密着型サービスの展開

重点施策（主な取組み）	現状	令和4年度
	①農業領域への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●農業資金にかかる助成事業（JAバンク利子補給、農業資金保証料助成）、制度資金を活用した資金提案を実施。 ●食農教育支援事業の継続実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・農業融資新規実行額 ・農業融資残高 ・農業者向け資産形成・運用セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度農業融資資金実行額 139百万円 ・管内小学校5年生学級へ配布（令和3年度実績）66校 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業融資担当者の配置を検討 ・農業融資新規実行額 190百万円 ・農業融資残高 596百万円 ・農業資金担当者育成プログラムへTACを参加 ・生産部会等でセミナー開催
②生活資金ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●ローンセンターの運用を強化し住宅ローンを中心に顧客ニーズに応え、残高増となった。 ●Web広告を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長 ●JAネットローンの取組強化 ●貸出業務本店集約化 ●Web広告の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行額 ・Web広告効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度住宅ローン新規実行額 5,323百万円 ・令和3年度マイカーローン新規実行額 412百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行額 3,300百万円 ・Web広告はマイカーローン以外を実施
③資産形成・運用ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●資産形成SPを導入 ●全国インストラクターと同行訪問を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●LPCを活用した提案活動の実施 ●推奨資格の積極的な取得を促し、人材育成 ●セミナーの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・投信契約残高等 		<ul style="list-style-type: none"> ・投信残高 1,500百万円 ・つみたてNISA獲得件数 500件 ・iDeCo獲得件数 10件
④資産相談機能の提供		<ul style="list-style-type: none"> ●専門家を活用した相続相談会・相続セミナーの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・相談会実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談会開催の検討に向けた協議
⑤全契約者・組合員に寄り添う活動の実践	<ul style="list-style-type: none"> 全世帯への3Q訪問活動・3Qコール実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●全契約者、組合員への3Q活動の実践
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフプランにあわせた細やかなニーズ喚起と安心・満足の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施率 83.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 3Q訪問（オンライン面談含む）による近況確認・あんしんチェック、3Qコール（電話による近況確認）活動実施率100%

具体的な行動・目標		担当部署
令和5年度	令和6年度	
<ul style="list-style-type: none"> ●農業融資体制の構築・強化 ●貸出強化プランの実践 ●営農経済事業部門と連携し、相談機能の充実 ●農業者向け資産形成・運用セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業融資体制の構築・強化 ●貸出強化プランの実践 ●営農経済事業部門と連携し、相談機能の充実 ●農業者向け資産形成・運用セミナーの開催 	融 資 課
<ul style="list-style-type: none"> ・農業融資担当者をローンセンターへ配置 ・農業融資新規実行額 195百万円 ・農業融資残高 619百万円 ・各管内でセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業融資担当者をローンセンターへ配置 ・農業融資新規実行額 200百万円 ・農業融資残高 643百万円 ・各管内でセミナーの開催 	
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長 ●JAネットローンの取組強化 ●Web広告の実施 ●提携住宅業者との連携施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長 ●JAネットローンの取組強化 ●Web広告の実施 ●提携住宅業者との連携施策の実施 	融 資 課
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行額 3,600百万円 ・提携住宅業者と連携しJA住宅ローンのPRの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行額 3,900百万円 ・提携住宅業者と連携しJA住宅ローンのPRの実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ●LPCを活用した提案活動の実施 ●推奨資格の積極的な取得を促し、人材育成 ●セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●LPCを活用した提案活動の実施 ●推奨資格の積極的な取得を促し、人材育成 ●セミナーの開催 	金 融 課
<ul style="list-style-type: none"> ・投信残高 4,111百万円 ・つみたてNISA獲得件数 500件 ・iDeCo獲得件数 20件 	<ul style="list-style-type: none"> ・投信残高 5,694百万円 ・つみたてNISA獲得件数 500件 ・iDeCo獲得件数 30件 	
<ul style="list-style-type: none"> ●専門家を活用した相続相談会・相続セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門家を活用した相続相談会・相続セミナーの開催 	資 金 運 用 課
<ul style="list-style-type: none"> ・各管内で年1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・各管内で年1回開催 	
<ul style="list-style-type: none"> ●全契約者、組合員への3Q活動の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●全契約者、組合員への3Q活動の実践 	共 推 進 課
<ul style="list-style-type: none"> 3Q訪問（オンライン面談含む）による近況確認・あんしんチェック、3Qコール（電話による近況確認）活動実施率100% 	<ul style="list-style-type: none"> 3Q訪問（オンライン面談含む）による近況確認・あんしんチェック、3Qコール（電話による近況確認）活動実施率100% 	

IX. J A南彩自己改革工程表（前中期3か年取組み結果）

長期ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業戦略の見直し・実践により農業所得の向上につとめます。 ○組合員・地域住民の暮らしを守るため、総合力を発揮して各種事業活動を通じて総合的な支援を行います。 ○総合事業性を発揮するため、J A経営健全性の確立につとめます。
--------	--

●農業者の所得増大・農業生産の拡大への挑戦

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	担当部署
	最終取組み結果	
①担い手・新規就農者支援 J A南彩独自の助成事業（J A南彩農業振興支援事業 農業振興目的積立金 9,200万円） ・新規就農者支援事業 ・農業生産拡大支援事業 ・生産施設整備支援事業 （助成金総額 900万円）	<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者支援事業 ●農業生産拡大支援事業 ●生産施設整備支援事業 ・新規就農者支援事業 26件 655万円 ・施設園芸拡大支援事業 31件 591万円 ・生産施設整備支援事業 36件 603万円 ・労働力軽減支援事業 16件 14万円	営農支援課
②担い手経営体への労働力確保対策（無料職業紹介事業） ●無料職業紹介所・J A南彩あぐりサポート ●J Aグループさいたま求人広告サービス「第一産業ネット」 ・J A南彩あぐりサポート 求人登録30件・求職登録25人	<ul style="list-style-type: none"> ●求人・求職者募集 ●求人掲載申込募集 ・J A南彩あぐりサポート 求人登録29件 求職登録33人 採用24人 ・「第一産業ネット」 求人掲載13件 求職応募147人 採用22人	営農支援課
③マーケットインに基づく販売事業方式への転換 ・かぼちゃ（ほっとけ栗たん）栽培 120a ・青パパイヤ栽培 2,200本 ・カラフル人参栽培 100a ・加工業務用野菜契約栽培 330a	<ul style="list-style-type: none"> ●新規作物提案・作付拡大 ・かぼちゃ（ほっとけ栗たん）85a ・青パパイヤ栽培 1,530本 ・カラフル人参 63a ・加工業務野菜 85a	営農支援課 生産販売課
④消費者との信頼を築く食の安全確保対策の実践 ・S-GAP認証取得者 24件	<ul style="list-style-type: none"> ●各生産者へ提案の取組みを実施 ・S-GAP認証取得者 17件（累計）	営農支援課 生産販売課
⑤事業承継の支援に取組み ・事業承継取組み 16件	<ul style="list-style-type: none"> ●事業承継の支援に取組み ・事業承継開始 10件（累計）	営農支援課
⑥ア. 取引条件に応じた弾力的な価格設定 ・肥料53品目、農薬35品目 ・担い手直送規格 600ha	<ul style="list-style-type: none"> ●茎葉除草剤大型規格キャンペーン ●担い手直送規格農薬の取扱い ●農家いきいきキャンペーンの取組み ・肥料37品目、農薬35品目 ・担い手直送規格 717ha ・除草剤キャンペーン取扱数 737本	経済課
イ. PB肥料等の銘柄集約によるコスト引下げ ・4銘柄 16,500袋の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●高度化成肥料等の銘柄集約の取扱いを実施 ●新たに水稲用ペースト肥料の銘柄集約の取組み ・4銘柄で19,882袋の取扱い	経済課
⑦直売所における生産者の高齢化に伴う農産物の集荷対策 ・新規対応	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者の高齢化による出荷減少を防ぐため、集荷対策を検討・実施をはかる ・時期により蓮田管内で適宜対応中	直販事業課
⑧農業・地域の成長支援 ・農業資金新規実行金額	<ul style="list-style-type: none"> ●利子補給及び保証料助成を利用した農業資金ニーズへの対応 ・農業資金新規実行金額 令和元年度 181百万円 ・農業資金新規実行金額 令和2年度 161百万円 ・農業資金新規実行金額 令和3年度 139百万円	融資課

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	担当部署
	最終取組み結果	
⑨農業リスク診断活動を通じた浸透・定着と農業リスクに対する保障提案 ・診断に基づき保障の提案をする ・提案目標 32件	●TACと渉外担当者が連携し、訪問先への農業リスク診断を実施しました。 ・提案実施件数 97件（累計）	共 済 課 推 進 課

●「地域の活性化」への貢献

重点施策（主な取組み）	具体的な行動・目標	担当部署
	最終取組み結果	
①組合員ふれあい活動の展開（全支店実施） ・全支店実施	●ふれあい活動委員会での効果検証と次年度の企画検討 ・令和元年度 49回 ・令和2年度 22回 ・令和3年度 13回 管内合同、支店単独を含めて実施しました。	総合企画課
②認知症施策に対するJAの支援体制の構築 ・認知症サポーター養成講座、ミニデイサービス、健康教室の開催（女性部と連携し、3年間で全支部実施）	●認知症サポーター養成講座の開催 ●ミニデイサービスの開催 ●健康教室の開催 ・認知症サポーター養成講座およびミニデイサービスを女性部で開催しました。 認知症サポーター養成講座の開催 7支部 ミニデイサービスの開催 4支部	営農支援課

令和4年度

第27期 事業計画書（案）

（持続可能な農業・地域共生の未来づくり）

～不断の自己改革によるさらなる進化～

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

目 次

I. 基本方針	95
II. 経営理念	95
III. 経営ビジョン	95
IV. 事業方針及び事業実施計画	
1. 指導事業	96
2. 信用事業	98
3. 共済事業	101
4. 購買事業	105
5. 販売事業	107
6. 宅地等供給事業	108
7. 保管事業	109
8. 利用事業	110
9. 農産物直売所事業	111
10. 福祉事業	112
V. 経営管理方針	
1. 経営管理計画	113
2. 総合財務計画	115
3. 総合損益計画	116
4. 事業管理費計画	117
VI. 自己改革工程表	118

I. 基本方針

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症によるサービス消費への下押し圧力や供給制約の影響が和らぐもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、徐々に回復するものと思われます。引続き変異株を含む感染症の動向や、国内外に与える影響にも注意が必要です。

農業を取り巻く情勢は、世界人口の増加に伴い食料需給の増加や日本を含む世界規模での自然災害の頻発・激甚化、コロナ禍による物流の混乱と輸出規制などにより国内生産への関心が高まっており、政府は2030年までに食料自給率を45%に高める目標を掲げています。

J Aを取り巻く情勢は、組合員の高齢化や人口・農業就業者の減少、担い手不足などの影響により地域農業の生産基盤が縮小されていて、経営面においても長引く超低金利環境や貸出金利息収入・共済付加収入の減収等により事業総利益が減少傾向にあり、依然として厳しいものとなっています。

このような環境のなかで、「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」～不断の自己改革によるさらなる進化～をメインテーマとした新たな中期3か年計画を基に、3つの基本目標『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の実現のため、中長期を見通して重点的に取り組む5つの柱『持続可能な食料・農業基盤の確立』『持続可能な地域・組織・事業基盤の確立』『不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化』『協同組合としての役割発揮を支える人づくり』『「食」「農」「地域」「J A」にかかる県民理解の醸成』を定め、実践してまいります。

II. 経営理念

J A南彩は地域農業振興を通じて「食」と「農」と「環境」を守り、地域社会の発展に貢献する事業活動を展開します。

III. 経営ビジョン

- ・安全で安心な国産農産物を安定的に供給できる持続可能な地域農業を確立し、農業者の所得増大をめざします。
- ・総合事業を通じて、組合員のくらしの向上につとめ、組合員や地域社会から必要とされるJ Aをめざします。
- ・組合員や地域社会と共に「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、経営の健全性を確保し、協同組合としての役割を発揮し続けることをめざします。

IV. 事業方針及び事業実施計画

1. 指導事業

(1) 事業方針

新たな中期3か年計画の初年度として、持続可能な農業を目指すため、引続きJA自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を継続し、担い手への対応力強化、農産物の販売拡大、豊かで暮らしやすい地域社会実現のために、これまでの取組みをさらに深化させます。

(2) 事業実施方策

1) 担い手・新規就農者支援

① TACと担い手サポートセンターと連携した出向く体制を継続し担い手経営体のニーズに応える対応や支援に取り組めます。

また、新規就農者等に対する就農・生産拡大・生産施設の整備に向けたJA南彩独自の助成支援事業およびJAグループさいたま地域の助成事業を活用し、組合員の所得増大と生産拡大に取り組めます。

② 多様な農業者の育成に向けて行政等関係機関と連携し「新規就農者支援パッケージ(募集・研修・就農・定着)」を策定のうえ実践に取り組めます。

2) 生産拡大に向けた労働力確保対策

① 無料職業紹介所「JA南彩あぐりサポート」・JAグループさいたま求人広告サービス「第一産業ネット」・農協観光「援農ボランティア」を活用し労働力確保に取り組めます。

② 梨栽培生産者の労働力確保を目的に、梨生産者・新規ナシ栽培塾卒業生・梨栽培サポーター講座受講生による「梨栽培サポーター」を広く周知し、梨生産者への労働力の紹介を行います。

③ 農業用ドローンによる作業受託により、生産者の作業軽減をはかり生産拡大支援に取り組めます。

3) 米価安定に向けて水田フル活用への取組み

主食用米の需給安定をはかるため、経営所得安定対策等の周知徹底を行い飼料用米・米粉用米・大豆・麦類等への作付け転換の促進をさらに強化し取り組めます。

4) 農業経営支援の取組み

農業者の所得増大の支援を強化していくため、記帳代行の取組みについて研究・検討に取り組めます。

5) 水田の新たな活用(麦・大豆等への転作)にむけた団地化への取組み

米価下落の影響や国策を鑑みて、今後、水田の新たな活用方法として麦・大豆への転換を実現させるため、団地化への呼びかけを中心に関係機関と連携し取り組めます。

(3) 収支計画

1) 収入の部

(単位：千円)

項目	本年度計画	前年度実績	摘要
指導補助金	1,100	200	連合会等からの助成金、補助金等
実費収入	1,100	1,378	農業新聞手数料ほか
合計	2,200	1,578	

2) 支出の部

(単位：千円)

項目	本年度計画	前年度実績	摘要
営農改善費	8,000	8,795	農業振興支援事業、職業紹介事業、新規作物試作経費ほか
生活改善費	500	1,019	女性部育成費ほか
組織活動費	8,000	6,486	農家組合、生産組合育成費、青年部育成費ほか
相談活動費	600	475	税務相談・結婚相談費用等
教育情報費	7,400	7,210	J Aだより、広報経費等
合計	24,500	23,987	

(4) 教育資材普及計画

項目	本年度計画	前年度実績	重点推進月
家の光ほか	1,430 冊	1,354 冊	1月～2月
日本農業新聞	月平均 630 部	月平均 596 部	6月

- 1) 食と農の活動を通じた地域住民のJ Aへの理解促進をはかるために、教育資材「家の光」を普及し教育文化活動を積極的に展開します。
- 2) 家の光の記事を活用し、組合員（購読者）や女性部等のグループ活動の活性化につとめます。
- 3) 「第3回家の光購読者の集い」を開催します。
- 4) 「日本農業新聞」を活用し組合員へ日々の的確な情報を伝えるために、普及拡大運動を展開します。また、地元記事の送稿を積極的に行います。

2. 信用事業

(1) 事業方針

J Aバンク埼玉中期戦略（2022～2024年度）で掲げる「10年後のJ Aグループのめざす姿の実現」に向け、本中期戦略期間の初年度・足がかりの年として、3つの実践事項（①金融仲介機能の発揮・②業務効率化・③不断の取組み）に着実に取組んでいくものです。

(2) 事業実施方策

1) 金融仲介機能の発揮

① 農業領域の取組み

- ア. 農業融資体制の構築・強化として、貸出強化プランの継続実践、農業近代化資金の対応力強化ならびに大規模農業者・農業法人等へのアプローチを実践します。また、農業経営に関する提案・アドバイスが実践できる人材育成を推奨資格の取得、信連トレーニー制度等を活用して取組みます。
- イ. 農業者等との関係構築による取引拡大をはかり、農業者のニーズに応じた資金供給を、J Aバンク利子補給事業および保証料助成事業の活用により取組んでまいります。
- ウ. 営農経済事業各部門と連携したソリューションの充実および埼玉県信連との連携を行い、相談機能の充実をはかります。また、新規就農者育成への取組み、関係機関等と連携した農業者支援も注力していきます。
- エ. 営農経済部門等と連携した食農教育活動を、教材本贈呈事業を用いて継続的に取組みます。
- オ. 生産部会等で農業者向け資産形成・運用セミナーを開催し、農業者の資産運用に寄与することをめざします。

② くらし領域の取組み

- ア. 生活資金ニーズへの対応として、住宅ローン提携先との連携強化で住宅ローンの伸長、Web広告の活用によるJ Aネットローンの取組み強化を実施します。また、貸出業務を担う人材の育成を信連トレーニー制度の活用・推奨資格の積極的な取得により併せて取組みます。
- イ. 資産形成・運用ニーズへの対応として、L P C（ライフプランコンサルタント）を活用した提案活動の実施、併せて推奨資格の積極的な取得を促し、人材の育成にも取組みます。また、組合員・利用者に対する金融知識の提供として資産形成・運用セミナー等の開催も検討します。
- ウ. 資産相談機能の提供を、遺言信託代理店機能の強化を通じて取組みます。また、関連業務を担う人材育成を信連トレーニー制度の活用・推奨資格の積極的な取得により促し、併せて専門家等を活用した相続相談会・相続セミナーの開催も取組んでまいります。
- エ. ライフイベントに応じた利用者接点の強化として、渉外担当者による提案活動の定着、窓口担当者によるライフイベントセールスの向上をはかります。また年金受給口座（新規・指定替）の獲得強化を引続き継続し、集まる貯金への取組みも実践します。
- オ. 効率的なJ Aカードの提案活動（口座開設・ローン申込時セットセールス、Web申込等の活用）を行い、キャッシュレス決済の提案・利用促進に取組みます。

③ 地域領域の取組み

- ア. 他部門と連携した地域活性化への取組み継続実践・発展を行います。
- イ. 他部門と連携したJ Aスマホ教室の開催検討・実施を行います。

2) 業務効率化

① 媒体移管計画の実施

- ア. 口座振替等委託者の媒体移管計画に基づく媒体移管（法人I B等）の実施を行います。

- ② 集金業務の見直し
 - ア. 定期積金等における集金業務見直し（原則口座振替化）を継続して取組みます。
- ③ 非対面チャネルの強化
 - ア. 非対面チャネル（ＡＴＭ・ＪＡバンクアプリ・個人ＩＢ・メールオーダー等）の利用促進を行います。
- ④ 管理・照会業務の効率化
 - ア. 行政機関からの預貯金照会業務全国集約化による事務負担軽減、未利用口座管理 手数料の導入による本人再確認事務負担軽減をはかります。
- ⑤ 営業店システム・貸出システムの導入
 - ア. 営業店システムおよび貸出システムの円滑な導入準備を進めてまいります。
- ⑥ 手形・小切手交換業務の電子化への対応
 - ア. 電子交換所システム・農中電子交換システムへの移行で円滑な資金決済を実施します。

3) 不断の取組み

- ① 健全性・内部管理態勢の確保
 - ア. ＪＡ版早期警戒制度への対応として、適切な収支シミュレーションを行い、結果を踏まえた経営計画の立案・実践を行います。
 - イ. 全役職員によるコンプライアンス研修の受講を実施し、コンプライアンス意識を向上させ、不祥事未然防止に取組みます。
 - ウ. ＡＬＭ委員会の充実等によるリスク管理体制の強化を行い、適切なリスク量の計測・管理を実施します。また貸出管理態勢の整備についても、金融機関に求められる適切な審査・債権管理の構築をはかります。
マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン等に基づく態勢整備としては、リスクに応じた継続的な顧客管理措置の徹底、リスクベース・アプローチに基づくリスク評価書・リスク総括表の適正な策定ならびに評価書等に基づく顧客管理の実践をします。
- ② 持続的な収益構造の維持
 - ア. 環境変化・収支見通し・営業店システム導入等を見据えた店舗・ＡＴＭ再編計画の見直し・実践に取組みます。
 - イ. 利用者ニーズと地域実態に即した店舗運営・営業時間等の検討・実践を行い、ローコストな拠点運営策の導入を検討します。
- ③ 人材育成
 - ア. 施策を担う専門人材の育成を、信連提供研修・通信教育・eラーニング等自主学习ツールを活用し積極的に取組みます。
- ④ サステナブル関連への取組み
 - ア. 他部門と連携したＳＤＧｓに係る取組み検討・実践を行います。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

種類	本年度計画					前年度実績					前年対比 (A)/(B) × 100		
	期末残高 (A)	平均残高	構成 %	利息	利率 %	期末残高 (B)	平均残高	構成 %	利息	利率 %			
貯金	当座性	163,670,000	163,272,000	58.0	1,500	0.001	170,858,178	166,558,942	58.6	1,569	0.001	95.79	
	定期性	118,530,000	118,230,000	41.9	4,800	0.004	110,561,319	117,580,516	41.3	4,747	0.004	107.21	
	計 (a)	282,200,000	281,502,000	100.0	6,300	0.002	281,419,498	284,139,458	100.0	6,317	0.002	100.28	
借入金	証書	3,000	5,000	100.0	0	0.000	3,917	5,041	100.0	0	0.000	76.59	
	計 (b)	3,000	5,000	100.0	0	0.000	3,917	5,041	100.0	0	0.000	76.59	
合計 (c)=(a+b)		282,203,000	281,507,000	/	6,300	0.002	281,423,415	284,144,499	/	6,317	0.002	100.28	
預金	系統	当座性	300,000	300,000	0.1	4	0.001	728,191	418,501	0.2	4	0.001	41.20
		定期性	196,610,000	197,905,000	99.8	1,087,996	0.550	199,320,000	206,936,164	99.7	1,057,146	0.511	98.64
		計	196,910,000	198,205,000	100.0	1,088,000	0.549	200,048,191	207,354,665	100.0	1,057,150	0.510	98.43
	系統外	1,000	5,000	/	0	0.000	40	5,066	/	0	0.001	2498.00	
	計 (d)	196,911,000	198,210,000	/	1,088,000	0.549	200,048,231	207,359,730	/	1,057,151	0.510	98.43	
有価証券 (e)		18,000,000	17,250,000	/	90,000	0.522	16,140,617	13,878,999	/	81,681	0.589	111.52	
貸出金	証書	67,950,000	66,325,000	99.5	531,567	0.802	65,090,881	63,438,678	99.6	539,859	0.851	104.39	
	当座貸越	300,000	300,000	0.4	5,000	1.667	220,512	225,907	0.3	4,926	2.181	136.05	
	計 (f)	68,250,000	66,625,000	100.0	536,567	0.805	65,311,393	63,664,585	100.0	544,786	0.856	104.50	
合計 (g) = d + e + f		283,161,000	282,085,000	/	1,714,567	0.608	281,500,243	284,903,314	/	1,683,618	0.591	100.59	
差引額 (c) - (g)		▲958,000	▲578,000	/	▲1,708,267	▲0.606	▲76,828	▲758,815	/	▲1,677,301	▲0.589	-	

(注) 貸出金には貸付留保金を含んでいます。

3. 共済事業

(1) 事業方針

令和4年度は、JA共済3か年計画の初年度にあたることから、同計画の基本方針を踏まえ「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供につとめ、農業・地域への貢献活動を通じた新たなJAファンづくりを進めます。

また、新たな生活様式に対応するため、デジタル活用による利便性の向上と契約者対応力の強化につとめ、長期安定的な事業運営による健全性・信頼性の向上をはかります。

(2) 事業実施方策

1) 「対面」と「非対面」が融合した全契約者への3Q活動の実践

従来の既加入世帯単位でなく、「対面」および「非対面」による全契約者への3Q活動の実践を通じ、契約者とのつながりの強化につとめます。従来の3Q訪問活動および3Qコールの実践に加え、デジタル技術を活用した非対面でのWeb 3Q活動を通じ、組合員・利用者へのアプローチと保障点検の総量を増やし、利用者満足度のさらなる向上につとめます。

2) 地域特性に基づくエリア戦略と「はじまる活動」の実践

地域の特性に応じたエリア戦略により、対象者ごとの保障ニーズを捉えた仕組みの提供に加え、「世帯内未加入者層」や「他事業利用者」へのアプローチの実践を通じ、地域に根差した保障展開と事業基盤拡大をはかります。

3) 生命保障を中心とした「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供

生命保障を基軸として、バランスのとれた「ひと・いえ・くるま」の保障充足率の向上をはかるとともに、農業保障を第4の柱として、総合保障の一体的展開をはかります。

4) システムを活用した事務手続きの適正化と利便性の向上

Lablet's をを活用したペーパーレスおよびキャッシュレスによる手続きのさらなる徹底をはかり、事務の効率化・適正化につとめるとともに、非対面手続きの拡充による契約者の利便性向上をはかります。

5) 職員育成による利用者対応力の強化

研修体系の見直しや人材育成プログラムの再編による渉外・スマイルサポーターのスキルアップをはかり、部門職員育成体制の強化と利用者対応力の強化につとめます。

6) 建物損害査定業務の適正・迅速化と自動車共済契約者対応力の強化

Lablet's や新たなシステムを活用し、適正で迅速な損害調査や支払査定業務につとめるとともに、大規模自然災害発生などに対応できる体制の構築と人材育成をはかります。また、自動車事故発生連絡時の契約者対応力の強化をはかり、利用者満足度の向上や契約者サービスの向上につとめます。

7) 共栄火災商品の取扱い

組合員とそのご家族の日常生活に潜む賠償等のリスクに備えるため、共栄火災商品の「JA安心倶楽部」や「JA自転車倶楽部」等をJA共済の補完的商品として取扱います。

8) コンプライアンス態勢の徹底

研修会の開催やeラーニングの受講を通じ、一人ひとりのコンプライアンス意識の徹底をはかるとともに、丁寧で親切、適切な対応による利用者との信頼強化や満足度の向上につとめます。

(3) 事業計画

1) 長期共済保有高

(単位：件、千円、%)

種 類	当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100	
	件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)		
生命総合共済	終身共済	19,199	139,115,659	2,440	16,659,920	1,101	7,516,800	1,949	19,303,110	19,690	136,472,469	98.1
	定期生命共済	84	1,218,000	35	1,062,970	30	1,000,000	4	41,650	115	2,239,320	183.8
	養老生命共済	8,479	44,924,551	814	2,058,080	318	1,772,000	787	5,386,910	8,506	41,595,721	92.5
	こども共済	3,563	13,424,939	280	677,290	142	602,200	207	1,362,460	3,636	12,739,769	94.8
	医療共済	7,438	1,501,900	1,785	115,350	1,285	111,000	1,403	308,790	7,820	1,308,460	87.1
	がん共済	1,832	431,000	113	4,990	32		159	22,670	1,786	413,320	95.8
	定期医療共済	971	927,500	47	46,270			167	162,270	851	811,500	87.4
	介護共済	3,867	12,444,799	437	1,840,320	284	986,620	391	1,547,650	3,913	12,737,469	102.3
	認知症共済			250		250		0		250		-
	生活障害共済	485		183		146		148		520		-
	特定重度疾病共済	281		149		132		31		399		-
	年金共済	7,510	394,000	1,219	42,270	853	29,580	910	42,920	7,819	393,350	99.8
建物更生共済	24,191	410,192,890	2,675	42,991,510	2,067	32,660,660	2,967	47,168,780	23,899	406,015,620	98.9	
計	74,337	611,150,301	10,147	64,821,680	6,498	44,076,660	8,916	73,984,750	75,568	601,987,231	98.5	

2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円、%)

種 類	当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100	
	件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)		
医療共済	入院共済金	6,149	32,769	511	2,171	11	54	1,403	7,522	5,257	27,418	83.6
	治療共済金	1,289	205,880	1,274	178,641	1,274	178,641	0	0	2,563	384,521	186.7
がん共済	1,832	12,181	113	933	32	167	159	1,288	1,786	11,826	97.0	
定期医療共済	971	4,779	47	236			167	827	851	4,188	87.6	
計	10,241	255,609	1,945	181,981	1,317	178,862	1,729	9,637	10,457	427,953	167.3	

3) 介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高(単位：件、千円、%)

種 類	当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100
	件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)	
介護共済	3,867	14,205,338	437	2,091,270	284	1,096,260	391	1,984,160	3,913	14,312,448	100.7
認知症共済			250	750,000	250	750,000	0	0	250	750,000	-
生活障害共済(一時金型)	279	2,914,200	106	1,420,010	84	1,119,100	85	842,190	300	3,492,020	119.8
生活障害共済(定期年金型)	206	288,960	77	1,944,650	62	1,532,560	63	1,153,350	220	1,080,260	373.8
特定重度疾病共済	281	813,700	149	831,390	132	775,250	31	91,560	399	1,553,530	190.9

4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円、%)

種 類	当期首保有高		当期増加高		新契約高		満期等減少高		当期末保有高		期首対比 (B) / (A) × 100
	件数	金額 (A)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額 (B)	
年 金 共 済	7,510	5,973,540	1,219	900,260	853	503,960	910	727,390	7,839	6,102,768	102.1

5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円、%)

種 類	本年度計画			前年度実績			前年対比 (A) / (B) × 100
	件数	金額	掛金 (A)	件数	金額	掛金 (B)	
火 災 共 済	2,687	37,350,080	35,070	2,961	41,935,360	38,858	90.2
自 動 車 共 済	15,863		623,386	15,850		624,815	99.7
新規契約	1,155		64,892	1,223		68,780	94.3
傷 害 共 済	4,466	15,697,500	1,232	4,776	16,722,000	1,403	87.8
定 額 定 期 生 命 共 済	6	22,000	145	6	22,000	145	100.0
賠 償 責 任 共 済	489		921	494		995	92.5
自 賠 責 共 済	8,429		158,430	8,547		160,689	98.5
計	31,940		819,184	32,634		826,908	99.0

(注) 金額は保障金額です。自動車共済・賠償責任共済・自賠責共済は掛金のみの表示となります。

6) 質的向上指標

(単位：%)

指 標	目標値	前年度実績値
自動車共済自動継続特約付帯率	90 以上	86.8
満期継続率	55 以上	60.0
ペーパーレス割合 (長期新契約)	90 以上	75.7
ペーパーレス割合 (自動車新契約)	90 以上	93.2
ペーパーレス割合 (長期異動)	70 以上	
ペーパーレス割合 (自動車異動)	70 以上	32.5
キャッシュレス割合 (長期新契約)	92 以上	94.5
キャッシュレス割合 (自動車新契約)	92 以上	91.3
キャッシュレス割合 (長期異動)	50 以上	
キャッシュレス割合 (自動車異動)	50 以上	
長期共済口座番号設定率	97 以上	96.9
契約者直送割合	99 以上	99.5
連合会直接払割合	95 以上	98.6
解約失効率 (生命)	1.61 以下	2.51
解約失効率 (建更)	1.66 以下	2.86

(注)

1) 長期共済保有高

- ・金額は保障金額「がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額を含む）、年金共済は付加された定期特約金額」で表示しています。
- ・こども共済は養老生命共済の内書きとしています。
- ・平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

2) 医療系共済の共済金額保有高：がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額で表示しています。

3) 介護共済の介護共済金額保有高：金額は介護共済金額で表示しています。

4) 年金共済の年金保有高：金額は年金年額(利率変動型年金にあたっては最低保証年金額)で表示しています。

5) 短期共済新契約高：金額は保障金額で表示しています。

【用語説明】

- ・Lablet'sとは、携帯用共済端末機のこと。
- ・ペーパーレスとは、紙の申込書を使わず、携帯用共済端末機(Lablet's)を使用した契約のこと。
- ・キャッシュレス契約とは、第1回目共済掛金が「口座振替（自動振替）」「クレジットカード払」「ペイジー払」「コンビニ払」「デビット払」のいずれかにより払い込まれる手続きのこと。
- ・スマイルサポーターとは、窓口において主としてJ A共済にかかる事務保全業務および組合員・利用者等への情報提供、提案を行う共済担当者をいう。
- ・eラーニングとは、Lablet's端末機や個人端末を利用し、共済仕組み・事務手続きに関する知識を自己学習により習得すること。
- ・安心チェックとは、ご加入内容の説明や情報提供を行い、合わせて万が一の備えに不足がないかチェックを行うこと。
- ・Webマイページとは、スマホなどの機能を活用し、共済手続きの利便性をさらに向上させるもの。(共済契約内容照会、異動(住所・TEL・振替口座変更)、Web帳票・約款、健康増進サービス連携、対象者別の広告発信)
- ・3Q活動とは、3Q訪問(オンライン面談含むによる近況確認・あんしんチェック等)、3Qコール(電話による近況確認)を契約者単位(令和3年度までは世帯単位)で行うこと。

4. 購買事業

(1) 事業方針

新たな中期3か年計画の初年度として、持続可能な農業を目指すため、引続きJA自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を継続し、生産資材関連事業においては、資材等におけるコスト低減や安定価格による取扱拡大への取組み、また生活関連事業においては、米の消費拡大や葬祭事業のPRにつとめるなど、組合員の暮らしをサポートする事業展開に取組みます。

(2) 事業実施方策

1) 生産資材事業

① 生産資材コストの低減による販売強化

肥料・農薬の全体的な銘柄集約を行い、重点銘柄のシェア拡大による資材コスト低減や生産性向上、さらに担い手直送規格農薬のさらなる普及拡大等により、肥料・農薬の販売強化に取組みます。

② 今後の利用への対応拡大

TACによる出向く体制強化による組合員ニーズの把握、またJA購入のメリット（配送無料やにじいろポイントの付与等）を活かした新規利用者の獲得強化により生産資材および生活資材等の量的取扱拡大に向けた対応をはかります。

2) 生活関連事業

① 米の販売強化

業者向け取扱量の拡大および新規取扱業者の獲得により販売強化に取組みます。またなんさい小町による埼玉県推奨米である「彩のかがやき」、「彩のきずな」の販促活動やPB商品（オリジナル純米せんべい）の販売により米の消費拡大につとめます。

② 葬祭事業の対応強化

次世代対策として相続・事業継承を円滑に進めるため葬儀事前相談の促進、また相続・終活セミナー、人形供養祭、カルチャー教室等のイベントを開催することで、引続きJA葬祭のPRに取組みます。

③ JAでんきの取扱拡大

JAでんきの取扱いによる安価電気料金の推進、併せてガス料金割引のPRを含めた取扱強化に取組みます。

3) 購買品のインターネット注文方式の取扱い

インターネットによる購買品の注文方式を令和5年度での実現をめざすため、今年度は全農とJA間の受発注システムを導入します。

(3) 取扱計画 (買取購買品)

(単位：千円、%)

種 類		本年度計画		前年度実績		前年対比 (A) / (B)	
		供給高 (A)		供給高 (B)			
生産 資材	肥料	322,000		314,225		102.4	
	農薬	260,000		246,669		105.4	
	飼料	7,000		6,770		103.3	
	農業機械	292,000		312,161		93.5	
	園芸資材	240,000		252,772		94.9	
	燃料	180,000		202,867		88.7	
	小計	1,301,000		1,335,467		97.4	
生活 物資	食品	米	52,000		45,926		113.2
		一般食品	82,000		81,445		100.6
	耐久資材・日用雑貨	30,000		26,655		112.5	
	その他	561,200		541,828		103.5	
	小計	725,200		695,856		104.2	
合計		2,026,200		2,031,324		99.7	

(注) 生活物資のその他は直売所の購買品供給高です。

<代理取引の取扱高>

種 類	本年度計画		前年度実績		前年対比 (A) / (B)
	取扱高 (A)	手数料	取扱高 (B)	手数料	
葬祭他	1,083,200	104,932	1,082,665	103,921	100.0
その他	56,800	8,584	54,962	7,905	103.3
計	1,140,000	113,516	1,137,628	111,826	100.2

(注) その他は直売所の購買品取扱高です。

5. 販売事業

(1) 事業方針

パートナー市場と連携し、安定的販売先の確保と価格や数量を事前に決めた契約取引を拡大し生産者手取りの安定化をはかります。また、量販店との連携によりインショップ取扱い拡大に取り組めます。

(2) 事業実施方策

- 1) 実需者ニーズに応じた業務用米の契約販売拡大とJA独自販売による水稻生産者の所得向上につとめます。
- 2) 関係機関と連携し、TACによる未利用生産者への定期訪問、ニーズの把握および集荷・販売提案を実施し、共販出荷拡大につとめます。
- 3) 遊休農地を活用した農産物の提案、実需者ニーズに応じた新規作物野菜の普及に取り組む、量販店と連携した販売先確保と特産化に取り組めます。
- 4) 農産物販売促進員（なんさい小町）による量販店等や直売所でのPR販売を行うとともに、動画配信サイトを活用した新たな販売促進活動に取り組む管内農産物の消費拡大と販売促進の強化につとめます。
- 5) 安全・安心な農産物を提供するため、生産履歴管理システムを活用し、生産履歴記帳の徹底に取り組めます。
- 6) 梨産地を維持するため「梨選果施設整備検討委員会」を定期的で開催し、梨選果所施設の集約・整備・運営体制等について協議をすすめます。
- 7) 県、市、生産者と連携し、梨・苺普及研究会を設立して特産品の維持・普及に取り組めます。

(3) 販売計画

(受託販売品)

(単位：千円、%)

種 類	本年度計画			前年度実績			前年対比 (A) / (B) × 100
	取扱高 (A)	手数料	販売高	取扱高 (B)	手数料	販売高	
米	485,570	27,170	458,400	481,773	21,775	459,998	100.7
麦・豆	23,486	2,086	21,400	24,245	1,662	22,582	96.8
野菜	988,524	17,824	970,700	922,875	17,938	904,936	107.1
果実	648,772	7,772	641,000	671,612	8,726	662,885	96.5
花き・花木	14,150	150	14,000	12,494	165	12,328	113.2
畜産品	5,002	2	5,000	5,374	2	5,371	93.0
その他	691,781	86,781	605,000	662,610	88,455	574,155	104.4
合計	2,857,285	141,785	2,715,500	2,780,985	138,728	2,642,256	102.7

(注) その他の欄は、直売所農直品（販売品）とインショップ（量販店・地場産コーナー）の合計となります。

(買取販売品)

(単位：千円、%)

種 類	本年度計画			前年度実績			前年対比 (A) / (B) × 100
	販売高 (A)	粗収益	受入高	販売高 (B)	粗収益	受入高	
米	105,920	6,420	99,500	106,726	6,595	100,131	99.2
合 計	105,920	6,420	99,500	106,726	6,595	100,131	99.2

6. 宅地等供給事業

(1) 事業方針

J A の総合力を発揮した初期情報獲得運動や土地活用・家造り推進運動を実施し、組合員の土地活用に必要な情報提供や支援等を行ってまいります。

(2) 事業実施方策

- 1) 農地等資産に関する管理・有効活用、また税務・法務・金融対策等についての相談業務について有資格者へのサポートにつとめます
- 2) 相続対策強化のため、業務に必要な資格の取得や税務研修等の職員教育、また催事担当者や金融担当者等との連携により組合員ニーズへの対応強化に取り組めます。
- 3) 組合員の資産管理支援のため土地活用相談キャンペーンや家造り推進運動を行います。
- 4) 同業者との連携を強化し、土地の売買等における迅速な対応に取り組めます。

(3) 事業計画

(収支計画)

(単位：千円、%)

項 目		本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
収入	宅地等供給手数料	15,500	13,491	114.8
	宅地等供給雑収入	5,500	7,556	72.7
収 入 合 計		21,000	21,047	99.7
支出	宅地等供給雑費	1,800	1,418	126.9
支 出 合 計		1,800	1,418	126.9
差 引 金 額		19,200	19,629	97.8

(取扱計画)

(単位：千円、%)

項 目		本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
土	地	60,000	42,810	140.1
建	物	360,000	408,148	88.2
賃	貸 借 等	100,000	240,435	41.5
合 計		520,000	691,393	75.2

7. 保管事業

(1) 事業方針

米麦等の集約保管による効率的運営と集荷率向上につとめ、品質保持と事故防止に万全を期し安全・安心な農産物の保管管理等の徹底につとめます。

(2) 事業実施方策

- 1) 倉庫の有効活用をはかるため、一貫パレチゼーションを活用し米麦等の集約保管と適切な保管管理体制の徹底につとめます。
- 2) 集荷率向上対策として、休日検査の実施や庭先集荷に取組み、さらに、フレコン集荷体制の拡充による利便性の向上につとめます。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項 目	本年度計画	前年度実績	前年対比 (A) / (B) × 100
	保管料 (A)	保管料 (B)	
米 類	3,430	4,236	80.9
麦 類	810	395	205.0
合 計	4,240	4,631	91.5

【用語説明】

- ・一貫パレチゼーションとは、作業効率の向上のためパレット積みのまま出発地から到着地の荷降ろしまで一貫して輸送する方式のこと。

8. 利用事業

(1) 事業方針

それぞれの施設機能を最大限に活用し、農産物の有利販売につとめるとともに、円滑な施設運営に取り組めます。

(2) 事業実施方策

- 1) J Aの施設利用による米については、需要動向を考慮し品種の集約による施設有効利用と効率化をはかり、高品質米の確保につとめます。
- 2) 広報誌を活用し広域利用への促進をはかり、共同乾燥調整施設の稼働率向上に取り組めます。
- 3) 共同乾燥調整施設の大口利用者への利用料金還元により、施設利用を促進し、稼働率向上と担い手のトータルコストの引下げに取り組めます。
- 4) 組合員の高齢化に伴う労働力軽減と耕作放棄地の解消のため、J A南彩農作業受託組織連絡協議会（地域の担い手・(株)なんさいふぁー夢）を活用し農作業受託に取り組めます。
- 5) 共販センターの真空冷却装置・予冷施設の機能を活かし、高鮮度で安全・安心な農産物の供給につとめ、集荷・販売の増加をはかり施設利用率向上に取り組めます。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項目	本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
ライスセンター・カントリーエレベーター	63,790	63,613	100.2
梨選果場	7,920	8,046	98.4
共販センター真空予冷設備	6,800	6,178	110.0
農作業受委託	1,769	508	348.2
精米・そば・味噌加工	50	598	8.3
農機等利用	10	8	125.0
合計	80,339	78,954	101.7

9. 農産物直売所事業

(1) 事業方針

生産者の所得向上のため、コロナ禍で増加した直売所利用客のリピート率向上をめざし、タイムサービス等の取組みや安全・安心な地場農産物を中心とした品揃え、イベント等の開催、また学校給食の取組み強化を行い、より良い店舗づくりにつとめます。

(2) 事業実施方策

- 1) 直売所間ネットワークによる南彩管内の特産品の相互間販売を強化いたします。
また、行政と協力した中での学校給食の取扱強化等による農家の所得増大に繋がる事業展開をはかります。
- 2) 農産物の地産地消を積極的に進め、特別栽培米など、キャンペーン等を通じて米の消費拡大をはかります。
- 3) 生産者と消費者の「ふれあいの場」として理想となる直売所をめざし、直売所等整備検討プロジェクトを通じて、より良い直売所の具体的な建設に向けて取組みます。
- 4) 消費者への安全・安心な農産物の提供をはかるため、定期的な残留農薬検査の継続実施を行います。
- 5) 国際基準となっているHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に基づき、直売所のマニュアルを再度見直し、病原菌やウイルスによる食中毒等の未然防止につとめます。
- 6) 「見える化プログラム」の具体的取組み事項である「集客力強化」によるリピート率の向上を通じ、直売所の収益力拡大および生産者の所得向上をめざします。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項 目		本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
岩槻農産物直売所	販売品	96,000	95,701	100.3
	購買品	42,000	42,290	99.3
	計	138,000	137,992	100.0
久喜農産物直売所	販売品	94,000	89,772	104.7
	購買品	89,000	90,270	98.5
	計	183,000	180,043	101.6
菖蒲グリーンセンター	販売品	405,500	417,364	97.1
	購買品	487,000	464,230	104.9
	計	892,500	881,595	101.2
合 計	販売品	595,500	602,839	98.7
	購買品	618,000	596,791	103.5
		1,213,500	1,199,630	101.1

10. 福祉事業

(1) 事業方針

高齢者生活支援として、組合員高齢者やその家族などを対象に介護予防・認知症対策に取り組めます。

(2) 事業実施方策

- 1) 女性部と連携して地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、地域高齢者支援として見守り活動に取り組めます。
- 2) 高齢者生活支援活動として、介護予防・認知症予防対策に向けて女性部と連携し、ミニデイサービスに取り組めます。
- 3) 組合員やその家族、女性部員等を対象に健康教室などの講習会を開催します。

(3) 事業計画

(単位：千円、%)

項目	本年度計画 (A)	前年度実績 (B)	前年対比 (A) / (B) × 100
福祉事業収入	—	—	—
福祉事業雑費	200	5	4,000
差 引	△ 200	△ 5	4,000

【用語説明】

- ・認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やそのご家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

V. 経営管理方針

1. 経営管理計画

(1) 経営管理の重点事項

1) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

- ① 将来にわたって持続可能な組織として不断の自己改革を実践し、役割を発揮し続けるため、将来見通しをふまえて効率化戦略・成長戦略を策定し、経営計画に反映・実践します。また、設定した目標利益の確保に向けて、経済事業の収益力向上や将来を見据えた店舗再編等による効率化戦略に取り組めます。
- ② 組合員・利用者へのこれまで以上の提供価値を生み出すため、既存事業の強化に取り組むとともに、連合会・中央会のみならず、地域の市町村や企業等とも連携のうえ、新たなビジネス構築等の成長戦略を具体化し、着実に実践することで収益確保と持続可能な社会実現に取り組めます。
- ③ 経営の健全性を確保し、不祥事等を未然に防止するとともに早期に発見するガバナンス（業務執行体制）の構築や内部統制の強化、役職員のコンプライアンス意識の向上に取り組む、農業協同組合法、独占禁止法をはじめとする法令を遵守した事業運営を行います。
- ④ コロナ禍を契機として民間デジタル化のさらなる加速に対応し、業務・システムの統一化、デジタル化をすすめ、業務の効率化や組合員・利用者との接点構築を強化するとともに、利便性向上に取り組めます。

(2) 組合員および役職員の教育訓練の基本方針

不断の自己改革への実践等、当組合に対する組合員・地域住民の理解を深めるため YouTube 等を利用した情報発信を行うとともに、TACや広報誌を通じた営農情報等の発信を行います。

また、JA南彩の経営理念・経営戦略に基づいて策定した「人材育成基本方針」に基づき専門的な能力はもとより、自律・創造型でコミュニケーション能力や行動力があり、環境変化に対応できる人材を育成します。

(3) 固定資産取得・処分計画

(単位：千円)

項目 区分	施設名	規模・能力 構造等	取得処分 予定価額	設置時期	資金調達方法
取得	事務所・店舗・倉庫等	改修等	40,000	随時	自己資金
	情報システム機器等	空調、新硬貨対応、ATM無人化機器、ドローン、防犯カメラ等	18,370	随時	自己資金
	岩槻・春日部・菖蒲地区（店舗統合）	建物、什器等	6,000	下期	自己資金
	営農経済センター、CE、RC、直売所等	改修、機器更新等	25,900	随時	目的積立金 自己資金
	器具・備品	器具・備品	5,000	随時	自己資金
	支店新築	建築費・什器備品	618,000	下期	目的積立金 自己資金
処分	土地	売却	111,981		

(4) 自己資本造成計画

(単位：千円、%)

種 類	前年度 実績(A)	前年度 計画(B)	達成率 (A)/(B) ×100	本年度 計画(C)	差引増減額 (C) - (A)
出 資 金	2,880,076	2,880,000	100.0	2,900,000	19,923
利益準備金	4,457,490	4,457,490	100.0	4,497,490	40,000
その他利益剰余金 (うち目的積立金)	8,259,537 (3,939,117)	8,303,795 (4,100,117)	99.5 96.1	8,503,816 (3,610,063)	244,279 (△ 329,053)
(うち当期未処分剰余金)	(789,080)	(672,338)	117.4	(1,362,414)	(573,333)
外部流出予定額 (△)	△ 45,479	△ 46,000	98.9	△ 46,000	△ 520
処分未済持分 (△)	△ 19,300	△ 13,000	148.5	△ 15,000	4,300
合 計 (A)	15,532,325	15,582,286	99.7	15,840,307	307,982
有形固定資産 (減価償却累計額を 除く) 及び無形固定資産の合計額 (資産除去債務相当資産を除く)	3,172,355	3,401,245	93.3	3,784,118	611,763
(うち取得固定資産)	(134,539)	(108,000)	124.6	(713,270)	(578,730)
系統外出資 (除基金協会) (外部出資等損失引当金を除く)	91,831	91,831	100.0	91,831	—
合 計 (B)	3,264,186	3,493,076	93.4	3,875,950	611,763
自己資本の基準 (施行令第29条) (A) ÷ (B)	475.8	446.1	—	408.7	—

2. 総合財務計画

(単位：千円、%)

科 目	本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A/B)	科 目	本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A/B)
(資産の部)				(負債の部)			
1. 信用事業資産	282,686,000	281,612,162	100.4	1. 信用事業負債	282,253,000	281,463,010	100.3
(1) 現金	1,100,000	1,035,785	106.2	(1) 貯金	282,200,000	281,419,498	100.3
(2) 預金	196,911,000	200,048,231	98.4	当座性	163,670,000	170,858,178	95.8
系統預金	196,910,000	200,048,191	98.4	定期性	118,530,000	110,561,319	107.2
系統外預金	1,000	40	2500.0	(2) 借入金	3,000	3,917	76.6
(3) 有価証券	18,000,000	16,140,617	111.5	(3) その他の信用事業負債	50,000	39,595	126.3
(4) 貸出金	66,720,000	64,413,252	103.6				
(5) その他の信用事業資産	165,000	177,384	93.0	2. 共済事業負債	712,000	689,332	103.3
(6) 貸倒引当金	△ 210,000	△ 203,108	103.4	(1) 共済資金	300,000	267,637	112.1
				(2) 未経過共済付加収入	405,000	416,564	97.2
2. 共済事業資産	30,000	29,110	103.1	(3) 共済未払費用	4,000	2,742	145.9
(1) その他の共済事業資産	30,000	29,110	103.1	(4) その他の共済事業負債	3,000	2,389	125.6
3. 経済事業資産	722,000	703,380	102.6	3. 経済事業負債	450,000	502,329	89.6
(1) 経済事業未収金	450,000	462,082	97.4	(1) 経済事業未払金	300,000	326,709	91.8
(2) 経済受託債権	120,000	102,715	116.8	(2) 経済受託債務	150,000	175,620	85.4
(3) 棚卸資産	150,000	135,211	110.9				
(4) その他の経済事業資産	4,000	4,846	82.5	4. 雑負債	421,176	337,187	124.9
(5) 貸倒引当金	△ 2,000	△ 1,475	135.6	(1) 未払法人税等	97,209	38,186	254.6
				(2) 資産除去債務	8,072	8,048	100.3
4. 雑資産	259,900	257,821	100.8	(3) その他の負債	315,895	290,952	108.6
(1) 雑資産	260,000	257,994	100.8				
(2) 貸倒引当金	△ 100	△ 172	58.1	5. 諸引当金	753,339	632,606	119.1
				(1) 賞与引当金	103,976	97,219	107.0
5. 固定資産	3,784,139	3,172,397	119.3	(2) 退職給付引当金	610,000	504,095	121.0
(1) 有形固定資産	3,764,656	3,151,626	119.5	(3) 役員退任慰勞引当金	39,363	31,291	125.8
建物	4,526,031	3,886,882	116.4				
機械装置	848,497	843,497	100.6	(純資産の部)			
土地	1,631,351	1,631,351	100.0	1. 組合員資本	15,886,307	15,577,804	102.0
建設仮勘定	50,000	33,527	—	(1) 出資金	2,900,000	2,880,076	100.7
その他有形固定資産	1,565,534	1,520,534	103.0	(2) 利益剰余金	13,001,307	12,717,027	102.2
減価償却累計額	△ 4,856,759	△ 4,764,167	101.9	利益準備金	4,497,490	4,457,490	100.9
(2) 無形固定資産	19,483	20,770	93.8	その他利益剰余金	8,503,816	8,259,537	103.0
				(うち目的積立金)	(3,610,063)	(3,939,117)	(91.6)
6. 外部出資	12,793,783	12,793,783	100.0	(うち当期未処分剰余金)	(1,362,414)	(789,080)	(172.7)
(1) 外部出資	12,793,783	12,793,783	100.0	(3) 処分未済持分	△ 15,000	△ 19,300	77.7
7. 繰延税金資産	200,000	309,766	64.6	2. 評価・換算差額等	—	△ 323,849	—
				(1) その他有価証券評価差額金	—	△ 323,849	—
資産の部合計	300,475,822	298,878,422	100.5	負債及び純資産の部合計	300,475,822	298,878,422	100.5

※ 貸出金には貸付留保金を含んでいません。

3. 総合損益計画

(単位：千円、%)

科 目	本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A / B)
1. 事業総利益	2,916,903	2,905,044	100.4
(1) 信用事業収益	1,851,067	1,771,640	104.5
(2) 信用事業費用	201,066	200,015	100.5
信用事業総利益	1,650,000	1,571,625	105.0
(3) 共済事業収益	1,006,120	1,118,228	90.0
(4) 共済事業費用	83,650	111,683	74.9
共済事業総利益	922,470	1,006,544	91.6
(5) 購買事業収益	2,036,200	2,162,643	94.2
(6) 購買事業費用	1,757,167	1,887,073	93.1
購買事業総利益	279,032	275,569	101.3
(7) 販売事業収益	250,655	252,152	99.4
(8) 販売事業費用	193,467	213,492	90.6
販売事業総利益	57,188	38,659	147.9
(9) 保管事業収益	11,160	12,696	87.9
(10) 保管事業費用	665	692	96.1
保管事業総利益	10,495	12,003	87.4
(11) 利用事業収益	80,339	78,954	101.8
(12) 利用事業費用	79,321	75,527	105.0
利用事業総利益	1,018	3,427	29.7
(13) 宅地等供給事業収益	21,000	21,046	99.8
(14) 宅地等供給事業費用	1,800	1,417	127.0
宅地等供給事業総利益	19,200	19,629	97.8
(15) 福祉事業収益	—	—	—
(16) 福祉事業費用	200	5	4,000.0
福祉事業総損失	200	5	4,000.0
(17) 指導事業収入	2,200	1,578	139.4
(18) 指導事業支出	24,500	23,987	102.1
指導事業収支差額	△ 22,300	△ 22,409	99.5
2. 事業管理費	2,735,835	2,716,372	100.7
事業利益	181,068	188,672	96.0
3. 事業外収益	191,000	199,322	95.8
4. 事業外費用	12,600	25,051	50.3
経常利益	359,468	362,943	99.0
5. 特別利益	96,000	98,896	97.1
6. 特別損失	—	195,933	—
税引前当期利益	455,468	265,906	171.3
法人税、住民税及び事業税	125,709	72,189	174.1
法人税等調整額	—	32,056	—
法人税等合計	125,709	104,246	120.6
当期剰余金	329,759	161,660	204.0
当期首繰越剰余金	390,655	461,372	84.7
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 9,952	—
遡及処理後当期首繰越剰余金	—	451,420	—
目的積立金取崩額	642,000	176,000	364.8
当期末処分剰余金	1,362,414	789,080	172.7

4. 事業管理費計画

(単位：千円、%)

科 目		本年度 計画 (A)	前年度 実績 (B)	前年対比 (A / B)
人 件 費	役 員 報 酬	75,100	74,518	100.8
	給 与 手 当	1,526,241	1,536,516	99.3
	(賞与引当金繰入額)	(103,976)	(97,219)	107.0
	福 利 厚 生 費	328,619	333,146	98.6
	退 職 給 付 費 用	100,000	72,888	137.2
	役員退職慰労引当金繰入額	8,072	8,072	100.0
	計	2,038,032	2,025,143	100.6
業 務 費	会 議 費	13,200	12,593	104.8
	宣 伝 広 告 費	1,100	1,070	102.8
	通 信 費	34,400	32,592	105.5
	印刷・消耗備品費	30,600	29,914	102.3
	函 書・ 研 修 費	7,500	6,029	124.4
	業 務 委 託 費	213,000	211,312	100.8
	旅 費	600	465	129.0
	計	300,400	293,978	102.2
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	67,400	70,639	95.4
	支 払 賦 課 金	14,680	16,186	90.7
	分 担 金	9,800	10,875	90.1
	計	91,880	97,700	94.0
施 設 費	減 価 償 却 費	91,000	97,961	92.9
	保 守 修 繕 費	27,800	33,278	83.5
	保 険 料	12,400	12,059	102.8
	水 道 光 熱 費	32,400	27,262	118.8
	賃 借 料	72,500	74,667	97.1
	消 耗 備 品 費	18,400	8,294	221.8
	車 両 費	15,000	9,584	156.5
	施 設 管 理 費	28,500	28,183	101.1
	そ の 他 施 設 費	23	23	100.0
	計	298,023	291,316	102.3
その他事業管理費		7,500	8,232	91.1
合 計		2,735,835	2,716,372	100.7

VI. 自己改革工程表

J A南彩は、平成 28 年度より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

これまでに自己改革として、担い手経営体への個別対応や労働力確保対策（無料職業紹介事業）、マーケットインに基づく販売方式への転換、生産資材の総合的なコスト引下げへの強化に取り組んだほか、直売所・量販店による販売強化、特産品の販路拡大などの取組みをすすめてきました。

この結果、平成 30 年～令和元年度に実施した「J Aの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。今後とも、J A南彩は、地域になくてもならない J Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動や「担い手との対話」により組合員のニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取組みについて、目標および実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ・担い手経営体や中核的担い手などを対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. 業務用米の取組み拡大、イ. 新規野菜の導入
 - ・中核的担い手や多様な担い手などを対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. 農業用ドローンによる労働力支援
 - ・必要とする全ての者を対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. 銘柄集約肥料（高度化成肥料や P B 肥料等）の取扱拡大によるコスト低減
 - ・「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
 - ア. 准組合員直売所モニター実施、イ. ふれあい活動の充実また、これらの取組みにあたり必要な農業資金の供給にも取り組みます。
- 3 改革の取組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C A サイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や外務活動のみならず、地域に根ざした J A を目指して直売所准組合員モニターを通じて「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となった J A 運営を実現します。組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取組みについて

管内の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。農業経営体も減少していますが、法人経営は増加の傾向が見られます。また、農業生産額も減少傾向に推移しており、J A南彩の販売品販売高は、30 億円前後で推移している状況です。J A南彩として現状のまま事業改革を進めなかった場合の成り行きについてシミュレーションを行ったところ、本年度から事業利益が赤字に転じる見通しとなりました。既に事業改革に取り組んでおりますが、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減により、健全で持続性のある経営を確保することが緊急の課題となっております。

自己改革工程表(数値編)

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大						
業務用米取組み拡大による農業者の所得増大				令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など 想定 売上増加効果				目標	目標	目標
令和6年度	92.6ha	1kgあたり45円		71.7ha	81.0ha	92.6ha
農業用ドローンによる労働力支援				令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者：中核的担い手や多様な担い手など 想定 労働力軽減				目標	目標	目標
令和6年度	120ha	10aあたり作業時間8割減		60ha	90ha	120ha
銘柄集約肥料等の取扱拡大によるコスト低減				令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者：必要とする全ての者 想定 コスト低減効果				目標	目標	目標
令和6年度	48,600袋	1袋あたり10~400円		47,500袋	48,000袋	48,600袋

地域の活性化						
農産物直売所准組合員モニター実施				令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和6年度				目標	目標	目標
令和6年度	60人(延べ人数)			20人	40人	60人

経営基盤の確立・強化						
営農経済センターの再編				令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和6年度				目標	目標	目標
令和6年度	南部・中部・北部 3センター店舗化			4店舗	3店舗	3店舗
支店の店舗統合再編				令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和6年度				目標	目標	目標
令和6年度	15支店を8支店に統合再編			9店舗	8店舗	8店舗

対話・意思反映			
項目	令和4年度計画	令和5年度計画	令和6年度計画
農産物直売所 准組合員モニター(人数)	20人	20人	20人
ふれあい活動の実施(回数、参加人数)	20回、115人	25回、140人	30回、170人

第5号議案 定款の一部変更について

(変更理由)

次のことから、定款の一部を変更するものです。

1. 農協法施行規則の改正により、リスク管理債権の用語・定義変更が行われたこと
2. 令和元年会社法整備法による農協法改正により、組合と役員等との間の補償契約及び役員賠償責任保険契約を決定する際には、理事会の決議によらなければならないとされたこと、また、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償について重要な事実を理事会に報告しなければならないとされたこと

定款変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所です。)

新	旧
<p>第8章 理事会 (理事会の決議事項)</p> <p>第56条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 (1)～(12) (略)</p> <p>(13) 不良債権（農業協同組合法施行細則第204条第1項第1号ホ(2)に定める<u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権</u>をいう。)の処理の方針に関する事項 (14)～(24) (略)</p> <p><u>(25) 法第35条の7第1項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u></p> <p><u>(26) 法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u></p> <p><u>(27) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第25号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第8章 理事会 (理事会の決議事項)</p> <p>第56条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 (1)～(12) (略)</p> <p>(13) 不良債権（農業協同組合法施行細則第204条第1項第1号ホ(2)に定める<u>破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権</u>をいう。)の処理の方針に関する事項 (14)～(24) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(25) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</p>	

第8号議案 J A南彩組織整備全体構想の一部変更について

(変更理由)

第24回通常総代会第19号議案「J A南彩組織整備全体構想」におきまして、10支店とする店舗統合にてご承認をいただきましたが、長引く日銀のマイナス金利政策や新型コロナウイルスの影響等による今後の不透明な経営環境への対応をはかるため、さらなる店舗機能の強化を目指し「J A南彩組織整備全体構想」の一部変更を行うものです。

J A南彩店舗再編計画スケジュール

★は移転・統合予定年度

	令和2年度 (17店舗)	令和3年度 (15店舗)	令和4年度 (9店舗)	令和5年度 (8店舗)	令和6年度 (8店舗)	備考
岩槻城南	→		★	→	★ 岩槻城南支店	計画変更 岩槻城南支店建替え(令和6年3月完成予定)
川通	→					
新和	→					
慈恩寺	→		★	→ 岩槻城北支店(新名称)		新築(令和5年2月完成予定)
河合	→					
春日部	→		★	→ 春日部支店		計画変更
春日部東	→					
蓮田	→	★	→			令和3年度 統合完了
平野	→					
宮代	→					管内統合済
白岡大山	→					令和2年度 統合完了
久喜江面	→		★	→ 久喜江面支店		久喜江面支店建替え(令和5年3月完成予定)
太田	→					
菖蒲	→		★	★ 菖蒲南支店		
三箇	→					
菖蒲南	→					
寺田	→					

第9号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

（変更理由）

組合員等利用者ニーズの変化への対応を踏まえて、店舗機能の強化および組合員等利用者サービスの向上をはかるとともに、経営の合理化・効率化をすすめ、より健全な経営体制を構築し、慈恩寺支店および河合支店を統合し、岩槻城北支店を新設するため、必要となる当組合の定款の一部を変更するものです。

定款変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所です。）

新	旧
第1章 総則 第1条～第3条 (略) (事務所) 第4条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略) <u>岩槻城北支店</u> <u>さいたま市岩槻区</u> <削除> <削除> <削除> <削除> (略)	第1章 総則 第1条～第3条 (略) (事務所) 第4条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>慈恩寺支店</u> <u>さいたま市岩槻区</u> <u>河合支店</u> <u>さいたま市岩槻区</u> (略)
附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	

第 10 号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

（変更理由）

組合員等利用者ニーズの変化への対応を踏まえて、店舗機能の強化および組合員等利用者サービスの向上をはかるとともに、経営の合理化・効率化をすすめ、より健全な経営体制を構築し、川通支店を岩槻城南支店へ統合するため、必要となる当組合の定款の一部を変更するものです。

定款変更新旧対照表

（下線部分に変更箇所です。）

新	旧
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (略) (事務所) 第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 岩槻城南支店 さいたま市岩槻区 新和支店 さいたま市岩槻区 <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> (略)	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (略) (事務所) 第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 岩槻城南支店 さいたま市岩槻区 新和支店 さいたま市岩槻区 <u>川通支店</u> <u>さいたま市岩槻区</u> (略)
附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。	

第 11 号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

（変更理由）

組合員等利用者ニーズの変化への対応を踏まえて、店舗機能の強化および組合員等利用者サービスの向上をはかるとともに、経営の合理化・効率化をすすめ、より健全な経営体制を構築し、春日部東支店を春日部支店へ統合するため、必要となる当組合の定款の一部を変更するものです。

定款変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所です。）

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略) (事務所)</p> <p>第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略) 春日部支店 春日部市 <u><削除></u> <u><削除></u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略) (事務所)</p> <p>第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略) 春日部支店 春日部市 <u>春日部東支店</u> <u>春日部市</u> (略)</p>
<p>附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</p>	

第 12 号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

（変更理由）

組合員等利用者ニーズの変化への対応を踏まえて、店舗機能の強化および組合員等利用者サービスの向上をはかるとともに、経営の合理化・効率化をすすめ、より健全な経営体制を構築し、太田支店を久喜江面支店へ統合するため、必要となる当組合の定款の一部を変更するものです。

定款変更新旧対照表

（下線部分に変更箇所です。）

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略) (事務所)</p> <p>第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略) 久喜江面支店 久喜市 <u><削除></u> <u><削除></u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略) (事務所)</p> <p>第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略) 久喜江面支店 久喜市 <u>太田支店</u> <u>久喜市</u> (略)</p>
<p>附 則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</p>	

第 13 号議案 定款の一部変更について（支店統合による事業機能強化に伴う変更）

（変更理由）

組合員等利用者ニーズの変化への対応を踏まえて、店舗機能の強化および組合員等利用者サービスの向上をはかるとともに、経営の合理化・効率化をすすめ、より健全な経営体制を構築し、菖蒲支店と寺田支店を菖蒲南支店へ統合するため、必要となる当組合の定款の一部を変更するものです。

定款変更新旧対照表

（下線部分に変更箇所です。）

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略) (事務所)</p> <p>第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略)</p> <p><u><削除></u> <u><削除></u> 菖蒲南支店 久喜市</p> <p><u><削除></u> <u><削除></u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略) (事務所)</p> <p>第 4 条 この組合は主たる事務所を、春日部市に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。 (略)</p> <p><u>菖蒲支店</u> <u>久喜市</u> <u>菖蒲南支店</u> <u>久喜市</u> <u>寺田支店</u> <u>久喜市</u> (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</p>	

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第41条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 2022年3月17日変更の主な内容

2022年3月17日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 早期警戒制度見直しへの対応

JAバンク全体として、金融機関に求められる将来にわたる健全性を確保し、行政による早期警戒制度に適切に対応するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a JAバンクシステムの基本的方向として、「将来にわたり健全な経営を維持するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む」旨を定める。
- b JAバンク会員の役割として、「金庫は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨、「信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨を定める。
- c レベル格付指定基準（財務）に、「行政庁から早期警戒制度に基づく業務改善命令を受けた場合」を追加する。

(2) 不祥事防止に向けた対応

- a 将来にわたる健全性を確保するため、不祥事を起こさない内部管理態勢を確立する観点から、経営管理を高度化する旨を定める（上記（1）aの措置に含む）。

(添付資料)

JAバンク基本方針（変更後）

以 上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更
令和 4 年 3 月 17 日	変更

J Aバンク基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかかわる
基本方針 〕

J A ・ J A 埼玉県信連

農林中央金庫

J Aバンク基本方針：目 次

J Aバンク基本方針	131
基本方針別紙体系図	137
別紙 1 - 1 J A・信連の経営状況に関する報告等	138
2 J A・信連の業務執行体制に関する報告等	139
別紙 2 - 1 指定基準と経営改善取組内容（財務）	140
2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	141
別紙 3 資金運用制限の内容	142
別紙 4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	143
別紙 5 - 1 会計監査人監査に代わる調査	145
2 事業再編選択 J Aにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	146
別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J Aにかかる支援策と支援 の前提条件	147
別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	148
別表 特定承継会社にかかる本方針の適用	149

J Aバンク基本方針

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1 J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 J A・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1) の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、J A・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク県本部」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するように指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。ただし、信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
（注） 信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1 J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、J Aの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) JA・信連は、法令等を遵守した適切な金融商品・サービスを提供するため、別途定める国債窓販業務取扱要綱および系統投信窓販業務取扱要綱を遵守する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
(注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運

用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙 2-1 および 2-2 に、資金運用制限の内容は、別紙 3 に定める。

5 経営改善ルールの遵守

(1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当する J A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当する J A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

(2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1) の経営改善ルールの発動基準は、別紙 2-1 および 2-2 に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙 4 に定める。

6 組織統合ルールの遵守

(1) J Aバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

(2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、別紙 2-1 および 2-2 に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙 4 に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

(1) 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

(2) (1) に該当しない J Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2) の調査の実施基準および内容は、別紙 5-1 に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

(1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望する J A（以下「再編成希望 J A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。

(2) この場合、J Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2) の支援策および支援の前提条件は、別紙 6 に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

(1) J A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。

(2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

Ⅳ 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

Ⅴ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

Ⅵ 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1 - 2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2 - 2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2 - 2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2 - 1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2 - 2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1 - 1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1 - 2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2 - 2**の指定基準ならびに**別紙 5 - 1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5 - 2**による。
- 17 **別紙 2 - 2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1 - 1**、**別紙 1 - 2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。

- 19 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1 - 2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2 - 2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成 31 事業年度より適用する。
- 20 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1 - 1**の資産精査の実施基準、**別紙 2 - 1**の要改善 J A（経営点検基準）の指定基準については、平成 31 事業年度にかかる J A・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1 - 2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙 2 - 2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善 J A（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成 31 年 9 月 30 日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<input type="checkbox"/> 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 <input type="checkbox"/> 事業量・B / S・P / L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 <input type="checkbox"/> 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） <input type="checkbox"/> 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	<input type="checkbox"/> 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	<input type="checkbox"/> 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

▶ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙2-1に定める要改善J Aの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率（J Aに限り適用）	15%以上 （J Aバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる）
	固定資産等	(1) 事業利益赤字
(2) 他部門運用（J Aに限り適用）		
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
▶ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
▶ 行政検査を拒否した場合		

J A ・ 信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A ・ 信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	
○	内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等	
	行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	
	不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善 J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人	
○	会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。
○	会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

- ※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。
- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

(1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金の実査対象として決定した J A ・ 信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

(2) J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4%以上～6%未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4%未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレストテスト後自己資本比率 8%未満 （J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
 - ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
- （共通）
- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
 - ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・ 信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1 - 2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A (不祥事点検基準)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A (体制整備基準)	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
- ※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1 - 2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

(共通)

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙 2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

		運用対象
レベル 1	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 3	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

		運用対象
レベル 1		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と 活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎 に中央本部で審議)	支援の前提条件	
利子補給 (レベル1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること 	
債務保証 (レベル1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○利子補給と同じ 	
資本注入	事業再編型 (レベル1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： <ul style="list-style-type: none"> ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル1～2)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率4%超10%までの範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ・10年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後5年以内に8%以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1～3)	○助成対象：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2JAについては、JAの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：JAの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1～3)	○対象債権：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1～2)		

- ※ 一部事業譲渡型：JAにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合
- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについてはJAバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
 - ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
 - ・ JAバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
- 内部管理態勢の有効性の検証
- 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・ 調査の具体的な内容等については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 5 - 2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 内部管理態勢の有効性の検証 ➤ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間を上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

2 支援の前提条件等

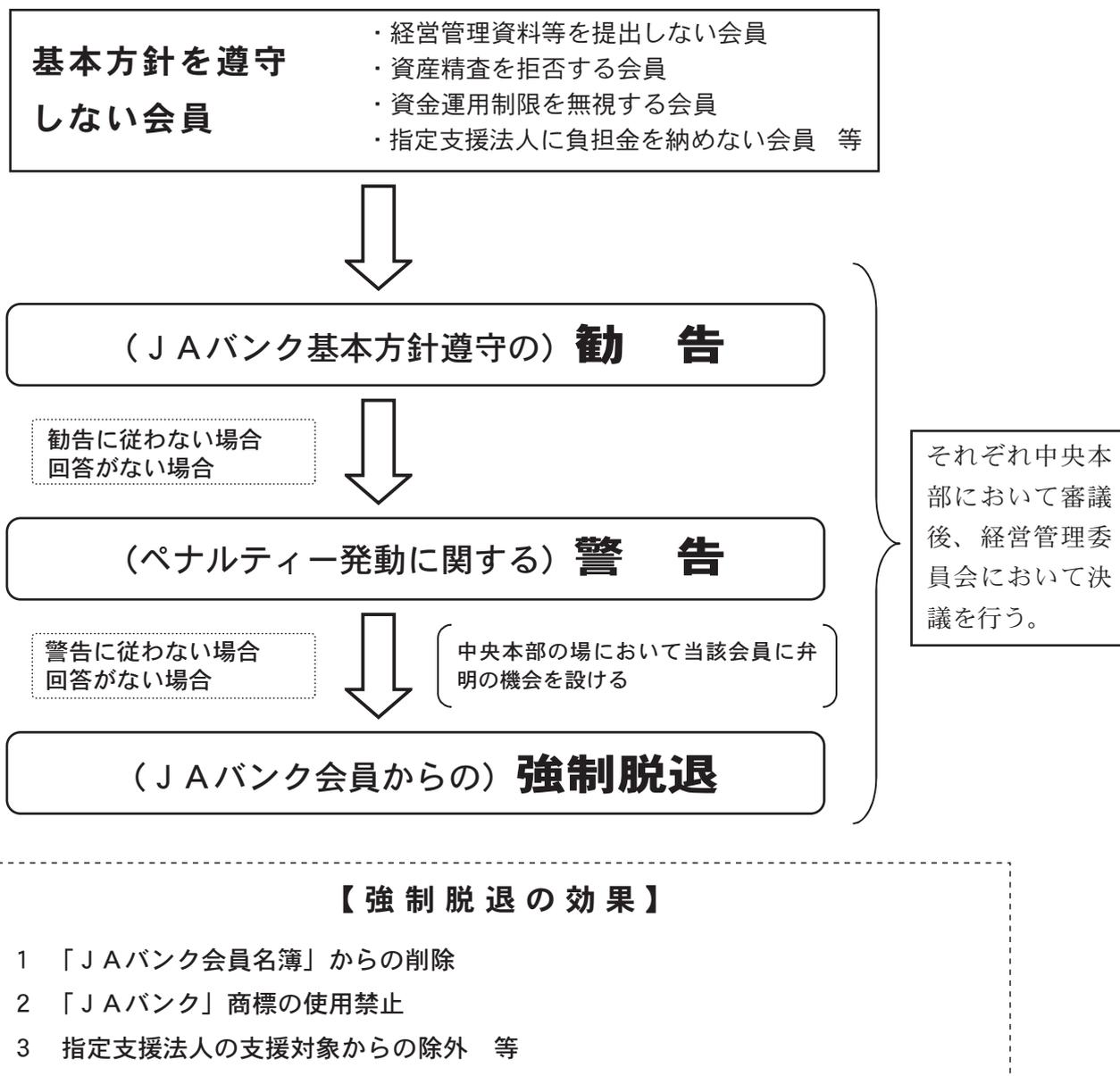
支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 % 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100 % 以内 ○保証料率：0.1 % 以内 	
資金贈与 (費用助成)	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 5 年間を上限） 	
損害担保	<ul style="list-style-type: none"> ○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 80 % 以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 80 % 以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内 	

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

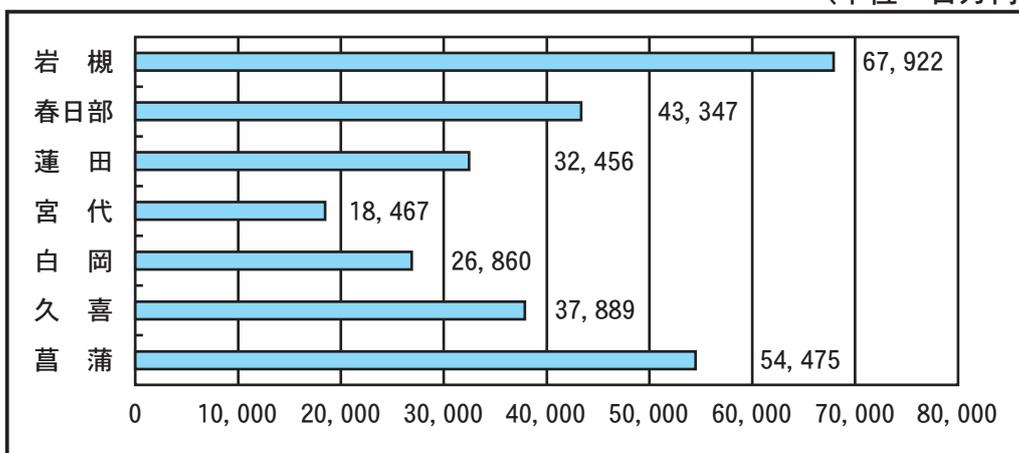
本方針の規定	特定承継会社への適用
<ul style="list-style-type: none">○ Iの1、2、4、5および6○ IIIの1○ IIIの5および6、別紙2-1、別紙2-2 ならびに別紙4○ IIIの8および別紙6○ IIIの9○ 附則16および別紙5-2	農林中金とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none">○ Iの3○ IIIの2 ((3)を除く)	信連とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none">○ IV	J Aバンク会員とみなして適用する。

令和3年度主要事業管内別実績

1. 信用事業

貯金残高合計 281,419 百万円

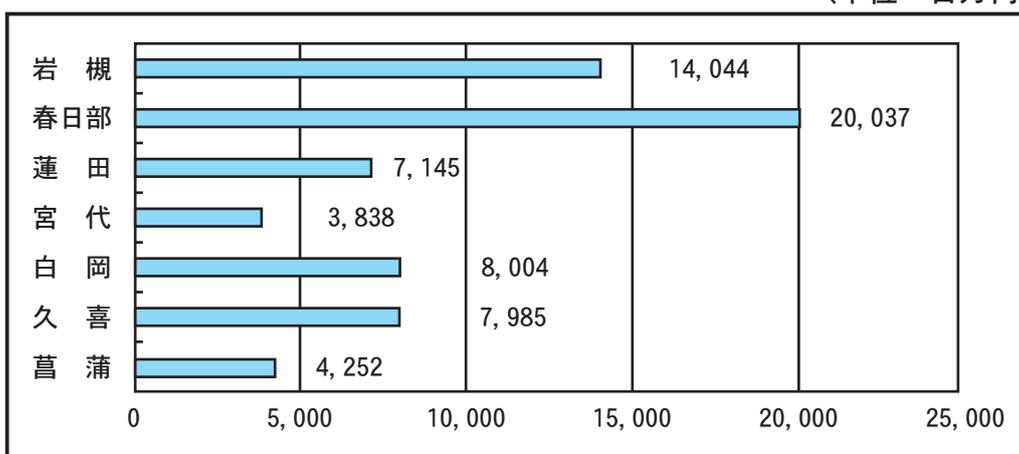
(単位：百万円)



貸出金残高合計 65,311 百万円

(貸付留保金 898 百万円を含んだ合計金額となっております。)

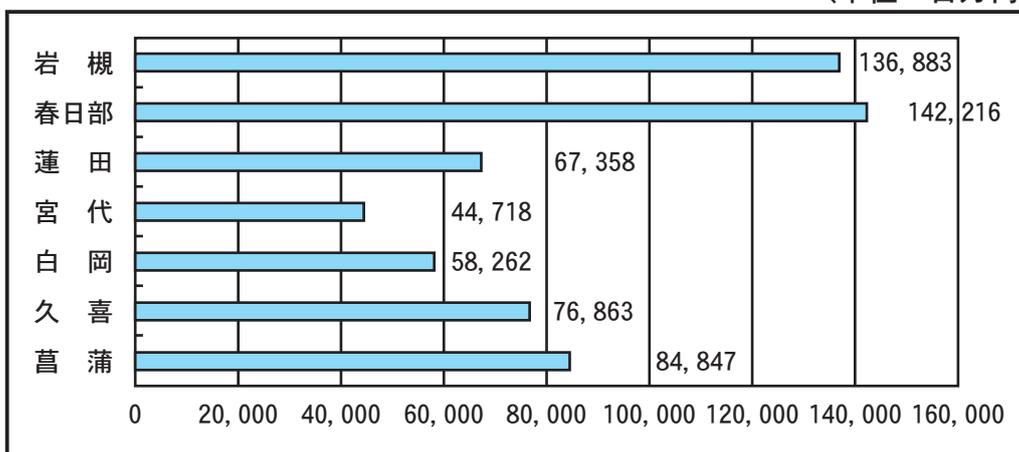
(単位：百万円)



2. 共済事業

長期共済保有高合計 611,150 百万円

(単位：百万円)

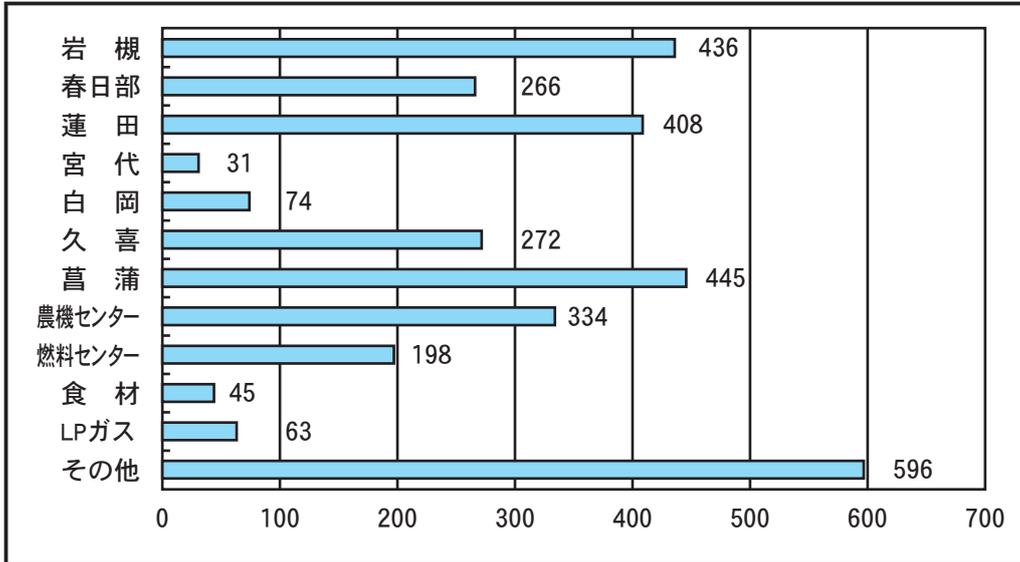


3. 購買事業

購買品取扱実績合計 3,168 百万円

(その他は農産物直売所の購買品取扱実績です。)

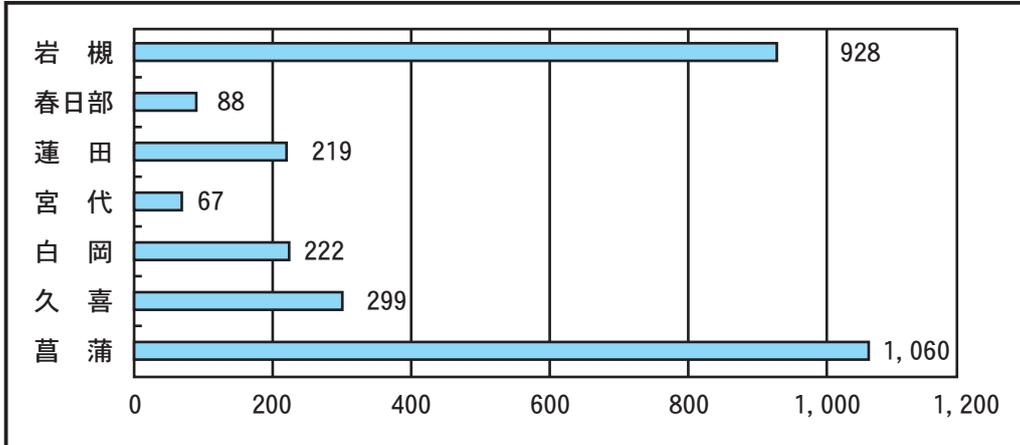
(単位：百万円)



4. 販売事業

販売品取扱実績合計 2,887 百万円

(単位：百万円)



MEMO

ロゴマーク



(ロゴマークのコンセプト)

J A南彩の「NANSAI」から「N」「S」の文字を組み合わせたロゴマークには、next stageへという意味が込められています。「N」「S」をばらして組み合わせると合併25周年に作成されたということで「25」にも見えるようになっています。矢印には「ふれあいネットワーク」でお互い意見が交わるような意味があります。

新キャッチコピー

“地域”に寄り添い “未来”に繋ごう

(新キャッチコピーのコンセプト)

新キャッチコピーには多くの地域の方の身近な存在になりたい、農業を続ける方が少なくなっている中、若い人たちと農業を繋いでいきたいという想いが込められています。

第26回 通常総代会資料

南彩農業協同組合

〒344-0064 埼玉県春日部市南二丁目4番30号

TEL 048(720)8051〔代表〕

FAX 048(720)8052

URL <https://www.ja-nansai.or.jp>

